

宮若市こども計画



第1期

計画期間： 令和 8 (2026)年度
～令和11 (2029)年度

はじめに



令和5（2023）年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくこととされました。

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達過程にある者」をいい、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者としています。年齢に応じた必要なサポートが途切れないよう、また、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会の中で幸せに暮らしていけるよう支えていくことが必要となっています。

本市においても、未来を担うこどもたちがのびのびと育ち、また、子育て家庭が安心して暮らせるまちにするために、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、仕事と子育てが両立できる環境づくり、支援を必要とするこどもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりなど、子育て支援を充実させてきました。

こども基本法等の成立に伴い、より安心してこどもを産み、育てることができ、こどもたちが元気いっぱい健やかに育つための環境を整えるため、こども・若者、子育て当事者の皆様からのご意見を踏まえ「宮若市こども計画」を策定し、今後、4年間のこども・子育て政策の方向性を示すことといたしました。

本計画に沿って次代の社会を担う全てのこどもと若者達が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むこととします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご尽力賜りました宮若市子ども・子育て会議委員の皆様および関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和8年（2026年）1月

宮若市長 塩川 秀敏

目次

第1章：総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の理念・位置付け	2
3	計画の期間	4
4	計画の対象	5
5	SDGsについて	6
6	基本的な考え方と基本方向	7

第2章：宮若市の現状と課題

1	人口の推移	8
2	出生の動向	9
3	婚姻の動向	10
4	人口の動向	12
5	世帯数の動向	18
6	就労状況	19
7	児童関連施設の状況	22
8	家庭児童相談室への児童虐待相談等受付の状況	26
9	児童扶養手当受給者数の推移	27
10	アンケート調査結果等から見える宮若市の現状と課題	28

第3章：具体的な施策・事業

1	こどもが持つ権利の保障	
(1)	こどもの権利について社会全体での理解促進	40
(2)	「こども基本法」と「こども大綱」	41
(3)	こどもの権利に対する取り組み	42
2	妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保	
(1)	妊娠前からの出産に向けた支援	43
(2)	妊産婦等への保健医療施策の充実	46
(3)	新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実	49
3	幼児教育・保育の充実	
(1)	幼児教育・保育の環境整備	52
(2)	幼児教育・保育の質の向上	54
4	こどもの生きる力の育成	
(1)	学力の向上	56

(2) 豊かな心の醸成	57
(3) 人権意識の醸成	59
(4) 健やかな体の育成	60
(5) 食育の推進	62
5 こどもの成長を支える環境の整備	
(1) インターネットの適正利用の推進	63
(2) 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備	64
(3) 安心して外出できる環境づくり	67
(4) 非行の防止と自立支援	69
6 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	
(1) 遊びや体験活動の推進	70
(2) 社会参画の推進	72
(3) 男女共同参画の推進	73
7 居場所づくりの推進	
(1) 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり	74
(2) 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり	75
8 児童虐待の予防・防止	
(1) 家庭児童相談室の相談体制の強化	78
(2) 市と関係機関との連携強化	79
(3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	81
9 貧困の状況にある子どもへの支援	
(1) こどもの教育に関する支援	84
(2) こどもの生活の安定のための支援	85
(3) 保護者の就労支援	87
(4) 経済的支援	87
10 ひとり親家庭への支援	
(1) 生活と子育ての支援	90
(2) 就業支援・経済的支援	91
11 障がいのある子どもへの支援	
(1) 障がいのあるこどもの育成	92
(2) 特別支援教育推進体制の整備	94

1 2	自殺対策の取組	95
-----	---------	----

1 3 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援

(1)	就職支援	96
(2)	次代の親の育成	97

1 4	出会い・結婚応援の推進	98
-----	-------------	----

第4章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等（第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画）

1 第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画について

(1)	この章の目的	100
(2)	将来のこどもの数の推計	100
(3)	事業計画	101
(4)	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	120
(5)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	121

資料編

	宮若市子ども・子育て会議条例	122
	宮若市こども計画策定委員会要綱	123
	宮若市こども計画策定作業部会細則	124
	宮若市こども計画策定作業部会細則	124
	第6期宮若市子ども・子育て会議委員名簿	126

第1章

総論

1. 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15（2003）年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、宮若市では、「宮若市次世代育成支援行動計画」【前期：平成 17（2005）～21（2009）年度、後期：平成 22（2010）～26（2014）年度】を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成 24（2012）年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成 27（2015）年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、本市でも「宮若市支援行動計画」を一体のものとした、第1期【平成 27（2015）年度～31（2019）年度】、第2期【令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度】の「宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

そして、令和 5（2023）年 4 月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくために「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法第 10 条第 2 項においては、市町村はこの「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされました。

本市では、令和 6（2024）年度に「第 3 期子ども・子育て支援事業計画【令和 7（2025）年度～11（2029）年度】を策定し、当該計画を再掲する形で、「こども大綱」と「福岡県こども計画」を勘案した「第 1 期宮若市こども計画」を策定しました。

2. 計画の理念・位置付け

■ 基本理念

『みらいを担う子ども達が やさしさと共に

わくわくする夢を かなえるまち み・や・わ・か』

本計画は、上記の理念の下、次の5つの計画を包含した、こどもや子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

①こども基本法に基づく市町村こども計画

こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱及び県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

②子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱及び県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

市町村は、大綱及び県計画を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

④子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項

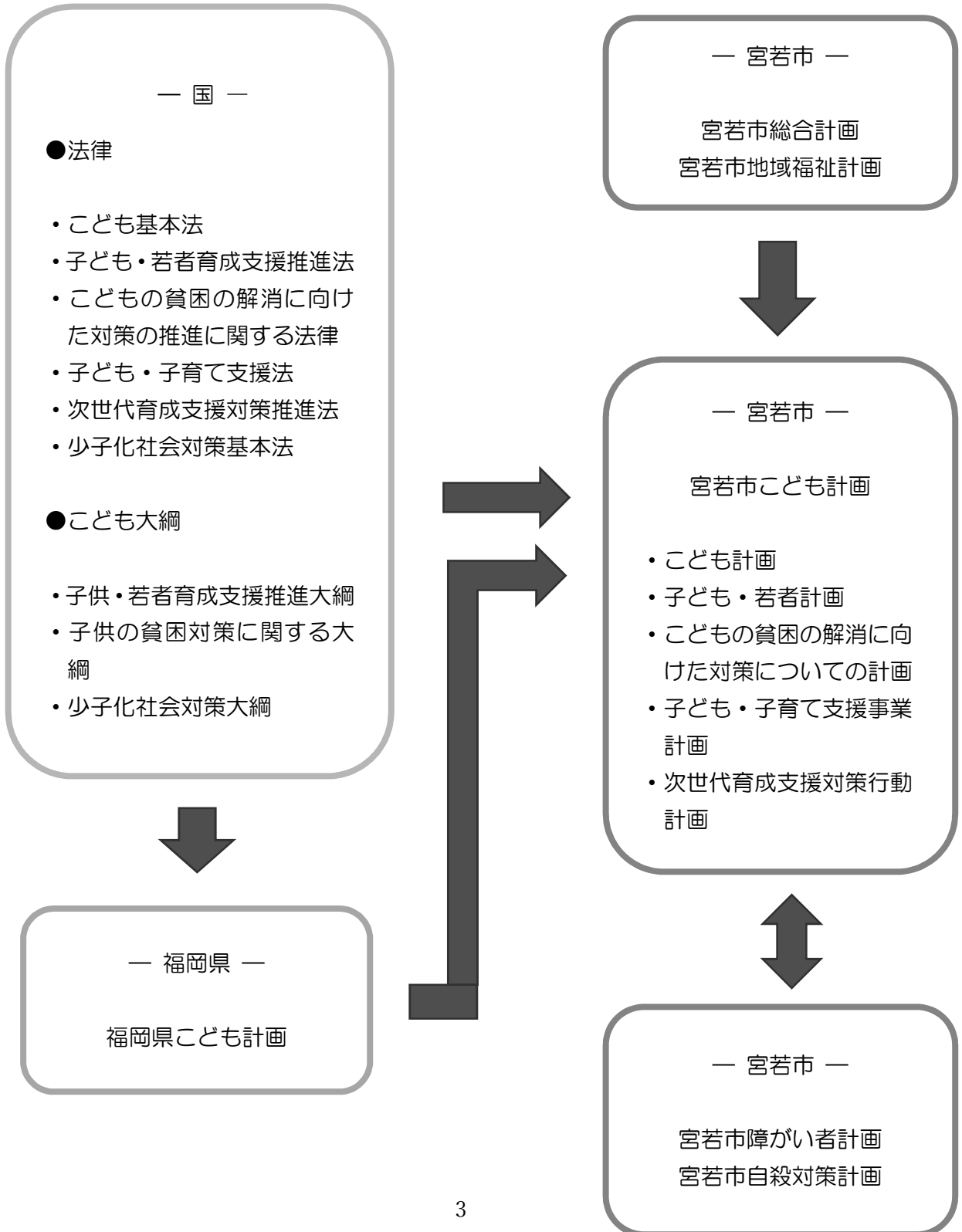
市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

⑤次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

【計画の位置付け】



3. 計画の期間

本計画の期間は、本計画と一体化させる第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の終期が令和11年度であるため、これにあわせて、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とし、次期計画は令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの5年間とする予定です。

また、本計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と次期計画の策定を行います。

年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)
計画名	第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画									
	一体化	第1期宮若市こども計画				次期計画				

4. 計画の対象

本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、「こども」の状況に応じて支えていくこととしています。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

こどもの発達の段階については、こども大綱で以下のように区分されており、本計画でも発達の段階に応じたこどもへの支援を実施していくことを定めています。

●こども大綱によるこどもの区分

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生年代
- (3) 思春期：中学生年代から概ね18歳までの者
- (4) 青年期：概ね18歳から30歳未満の者。施策によってはポスト青年期※の者も対象

※ポスト青年期：「青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者 概ね39歳以下の者」

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
0歳	6歳	12歳	18歳	30歳	39歳

●本計画における「こども」以外の表記については、「児童」「子ども」「青少年」「若者」等がありますが、その年齢の範囲、対象段階については、法令、施策により異なります。

(参考) 「こども」以外の表記の例

- ・児童福祉法における「児童」：満18歳に満たない者
- ・子ども・子育て支援法における「子ども」：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・福岡県青少年健全育成条例における「青少年」：18歳未満の者（他の法令で成年者と同一の能力を有するとされる者を除く）

※こども大綱に一元化される前の子供・若者育成支援推進大綱における「青少年」：乳幼児期から青年期までの者

- ・子ども・若者育成支援推進法が対象とする「若者」：思春期、青年期（施策によっては、ポスト青年期）の者

5. SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的目標です。

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）と169のターゲットが設定されました。

この計画の施策を着実に進めることにより、SDGsの達成につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 基本的な考え方と基本方向

●基本的な考え方

- ・子どもの権利を主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの今とこれからの最善の利益を図る。
- ・子どもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ・子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ・予測困難な時代を子どもが生き抜く力を育成する。
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする。
- ・若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む。

●基本的方向性

1. 全ての子どもが持つ権利の保障

子どもを権利の主体として社会全体で認識し、子どもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによって子どもが持つ権利を保障する。

2. 成長段階に応じた子どもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

子どもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その健やかな成長を社会全体で切れ目なく支える。

一人一人が自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、子どもが失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援する。


3. きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

全ての子どもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれている子どもを、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

4. 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。

家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進める。

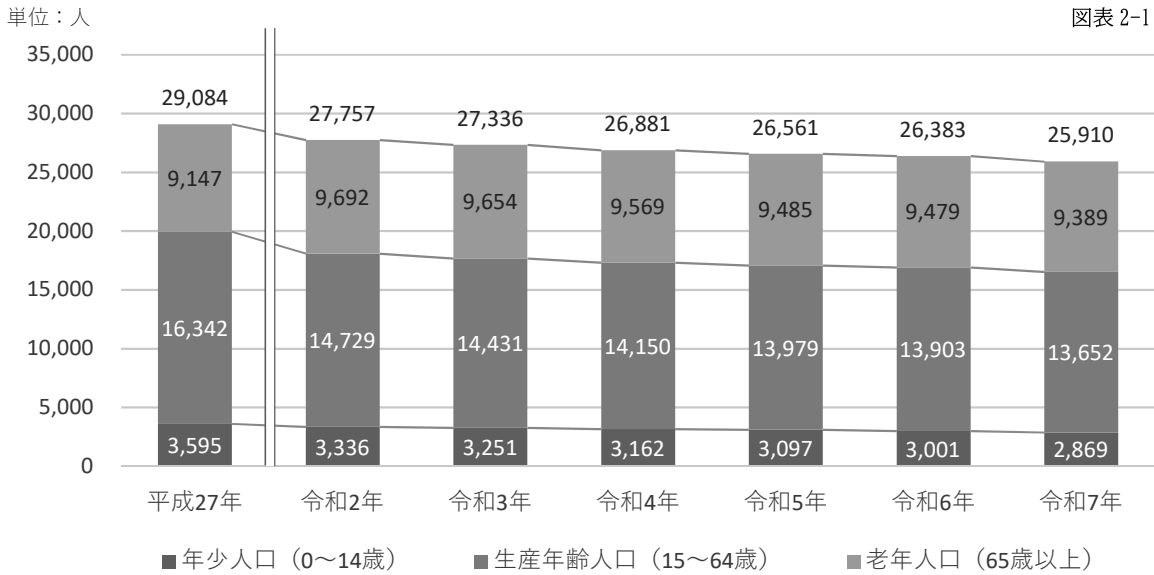


第2章

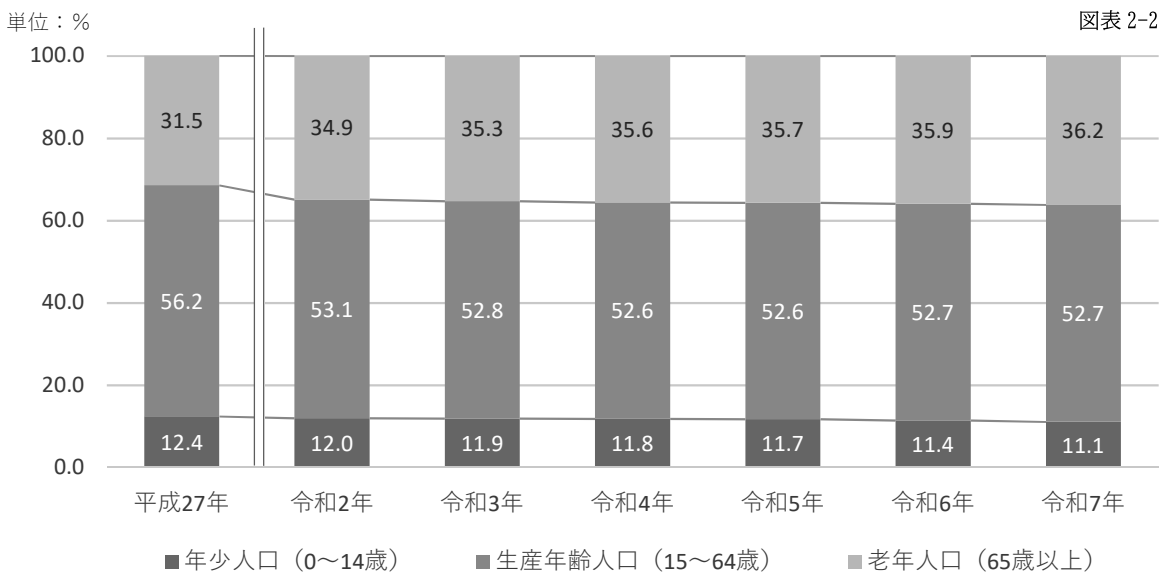
宮若市の現状と課題

1. 人口の推移

(1) 宮若市の人口推移 本市の人口は、令和7（2025）年において、平成27（2015）年比で3,174人（10.91%）減少し、令和2（2020）年比で1,874人（6.65%）減少しています。老年人口も令和3（2021）年から減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）



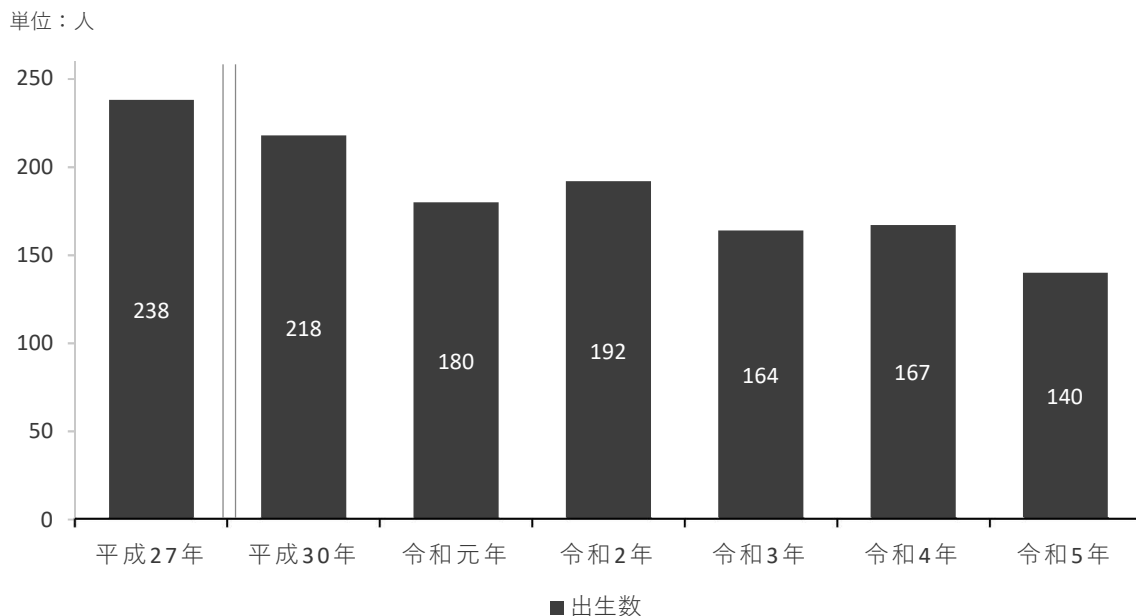
資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

2. 出生の動向



(1) 出生数の推移：令和3年（2021）年・令和4（2022）年は過去と比較すると、出生数が減少しています。令和5（2023）年は、さらに減少し、少子化が深刻化しています。

図表2-3



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移：令和2（2020）年は1.79で、全国・福岡県を上回っています。なお、全国、福岡県は令和3（2021）年から令和5（2023）年までの数値が公表されており、全国は1.3→1.26→1.2で令和5（2023）年は過去最低を更新しています。福岡県は1.37→1.33→1.26で過去最低タイとなっています。

図表2-4

	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1.42	1.36	1.33
福岡県	1.49	1.44	1.41
宮若市	1.93	1.59	1.79

資料：人口動態調査

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

総人口を維持するためには、2.07を維持することが必要とされる。

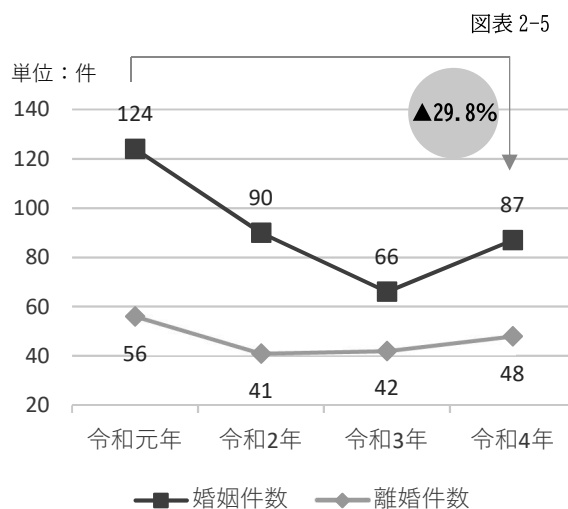
3. 婚姻の動向



(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数は令和2(2020)年、令和3(2021)年と大幅に減少しましたが、令和4(2022)年は、前年から増加に転じています。減少については、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。

離婚件数は令和2(2020)年以降40件台となっており、平成27(2015)年から令和元(2019)年までの5年間の平均55.6件より減少しています。

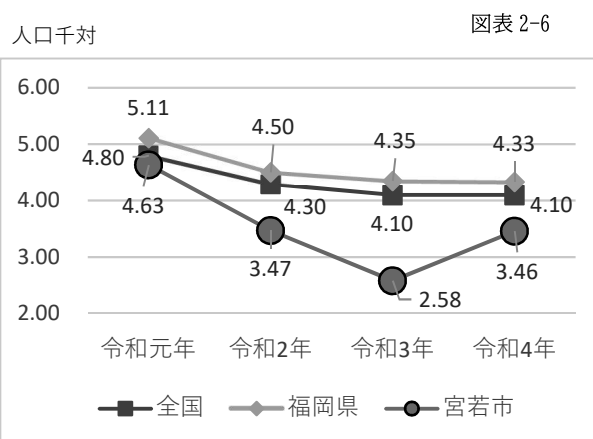


資料：人口動態調査

(2) 婚姻率の推移

宮若市は令和3(2021)年まで減少が続いていましたが、令和4(2022)年は上昇に転じました。

※婚姻率：人口千人に対する婚姻件数



資料：人口動態調査

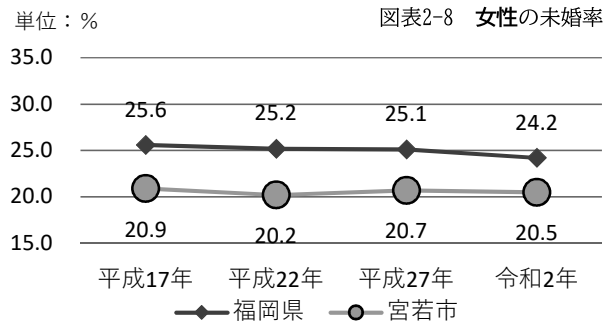
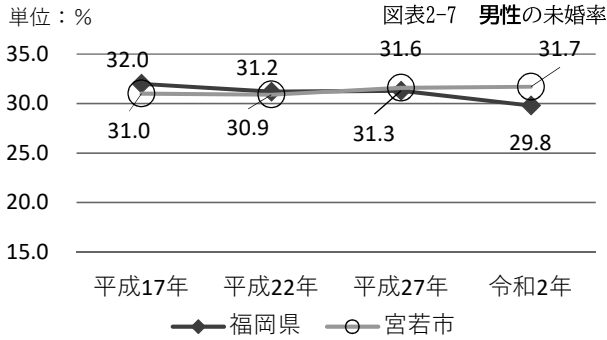
(3) 未婚率

令和2(2020)年の国勢調査では男女とも、15歳から49歳までの年齢階層のほとんどで、福岡県と比較し未婚率が高くなっています

(図表2-9参照)。

・平成17(2005)年から、男性は30%台前半、女性は20%程度で推移しており、国勢調査の上では大きな変化はありません。

・15歳以上の総数で福岡県と比較すると、女性は未婚率が低くなっていますが、15歳から49歳までに絞ると、福岡県と同程度で、44%程度となっています。



図表2-9

	男性				女性			
	宮若市			福岡県 未婚率	宮若市			福岡県 未婚率
	総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率		総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率	
15歳以上総数	10,707	3,398	31.7%	29.8%	12,330	2,528	20.5%	24.2%
15~49歳	4,556	2,483	54.5%	48.8%	4,268	1,880	44.0%	44.2%
15~19歳	638	635	99.5%	98.7%	512	510	99.6%	98.9%
20~24歳	513	462	90.1%	86.1%	453	389	85.9%	85.4%
25~29歳	550	361	65.6%	61.5%	503	276	54.9%	57.9%
30~34歳	603	270	44.8%	40.8%	635	202	31.8%	34.8%
35~39歳	689	236	34.3%	30.2%	665	164	24.7%	24.3%
40~44歳	749	234	31.2%	25.6%	739	166	22.5%	20.4%
45~49歳	814	285	35.0%	23.9%	761	173	22.7%	18.5%

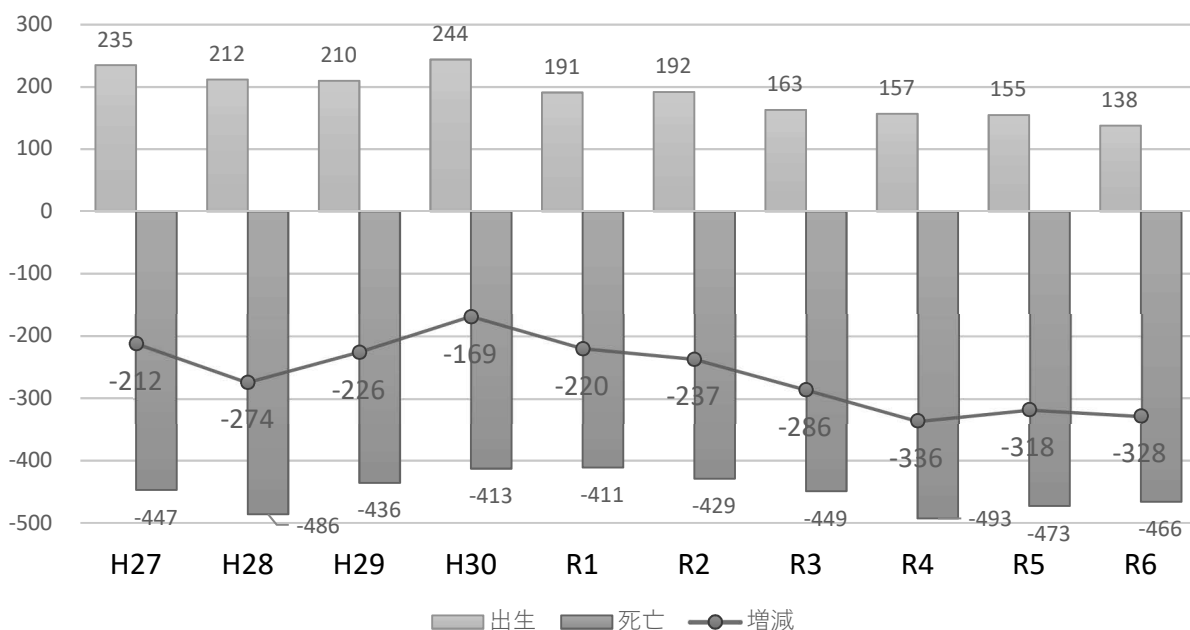
資料：令和2年国勢調査

4. 人口の動向

(1) 人口動態の推移：社会増減は海外からの転入などもあり、令和5（2023）年は転入が転出を上回っています。また自然増減と社会増減の2つから見ると、宮若市の人口減少の大きな理由は、高齢化によることが分かり、転入超過の要因は、海外からの転入が考えられます。

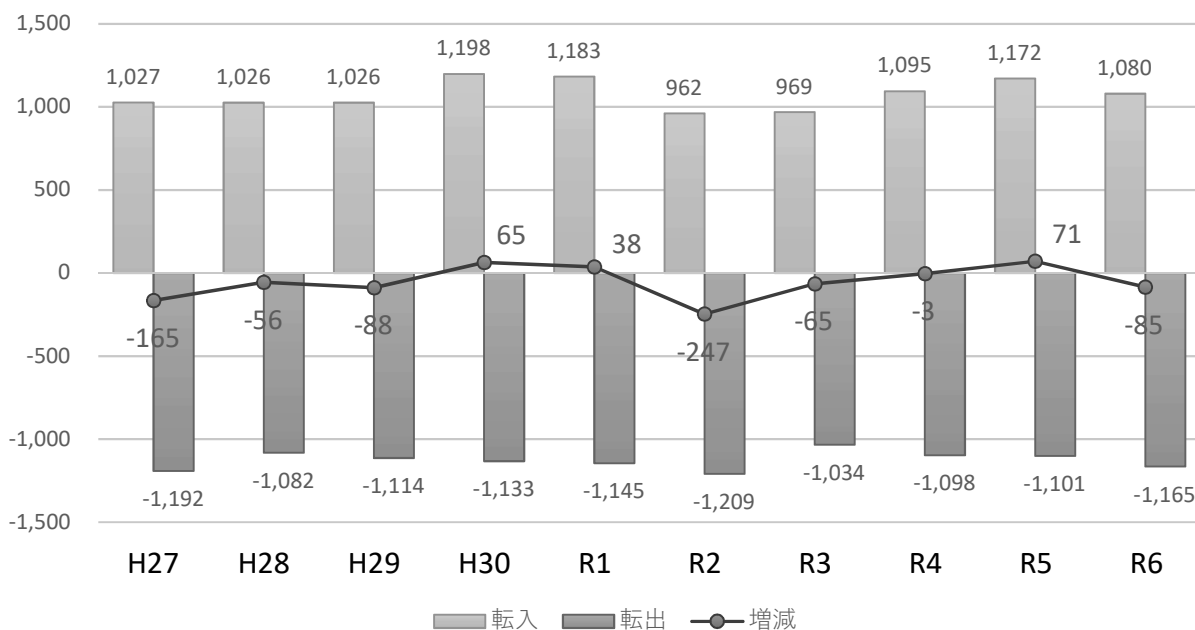
単位：人

図表 2-10 自然増減



単位：人

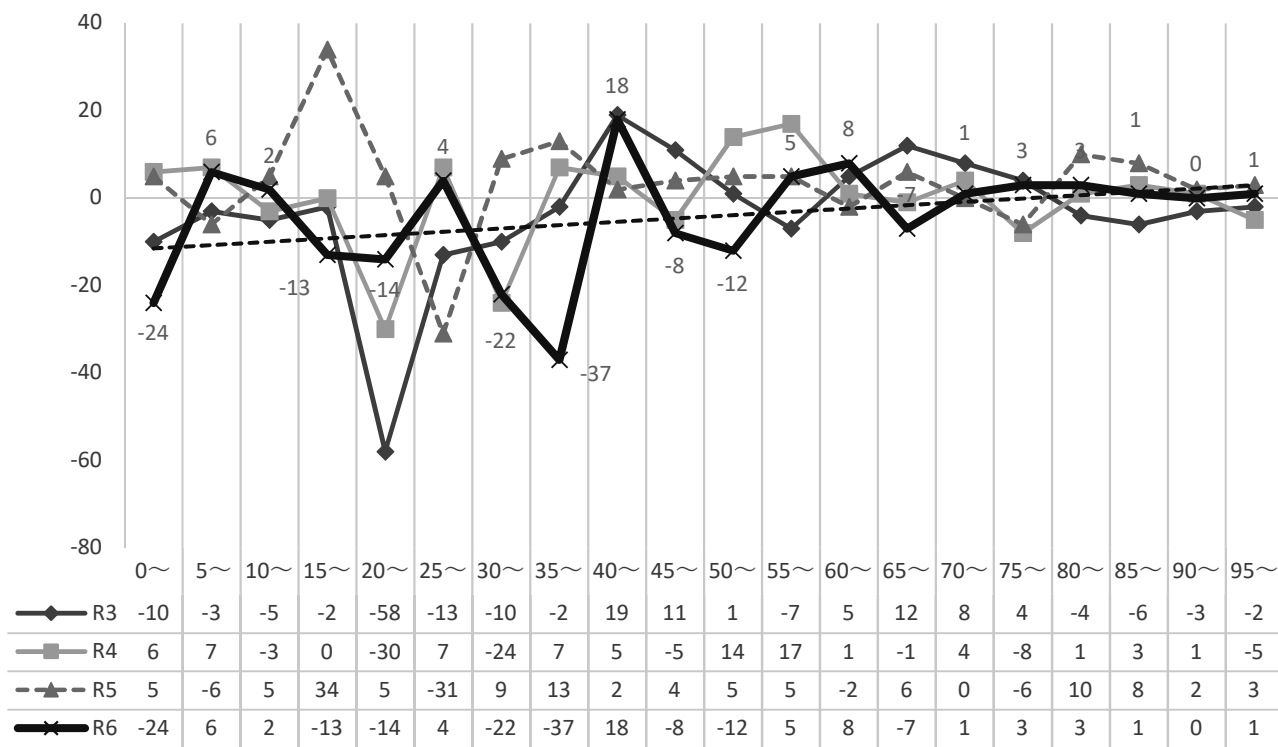
図表 2-11 社会増減



資料：図表 2-10・2-11 とも福岡県の人口と世帯年報（前年 10 月～当年 9 月）

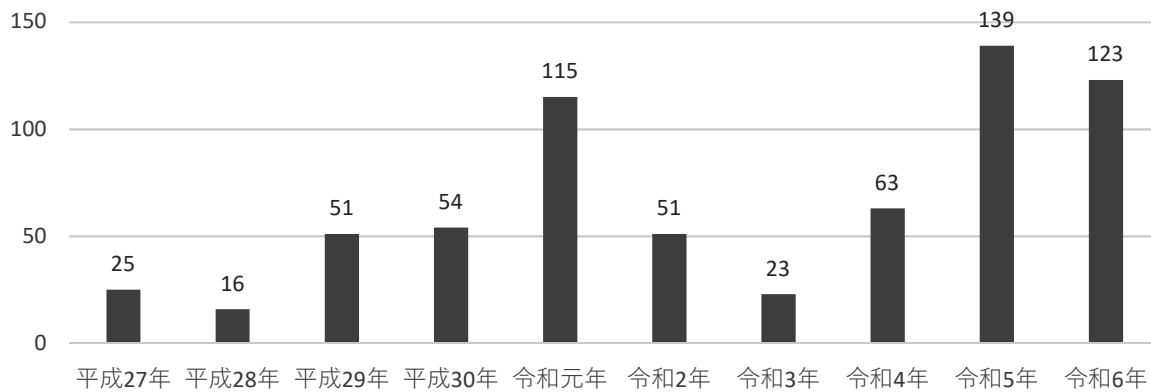
単位：人

図表2-12 年齢階層別社会増減



図表2-13 外国人の増減（転入と転出の差）

単位：人

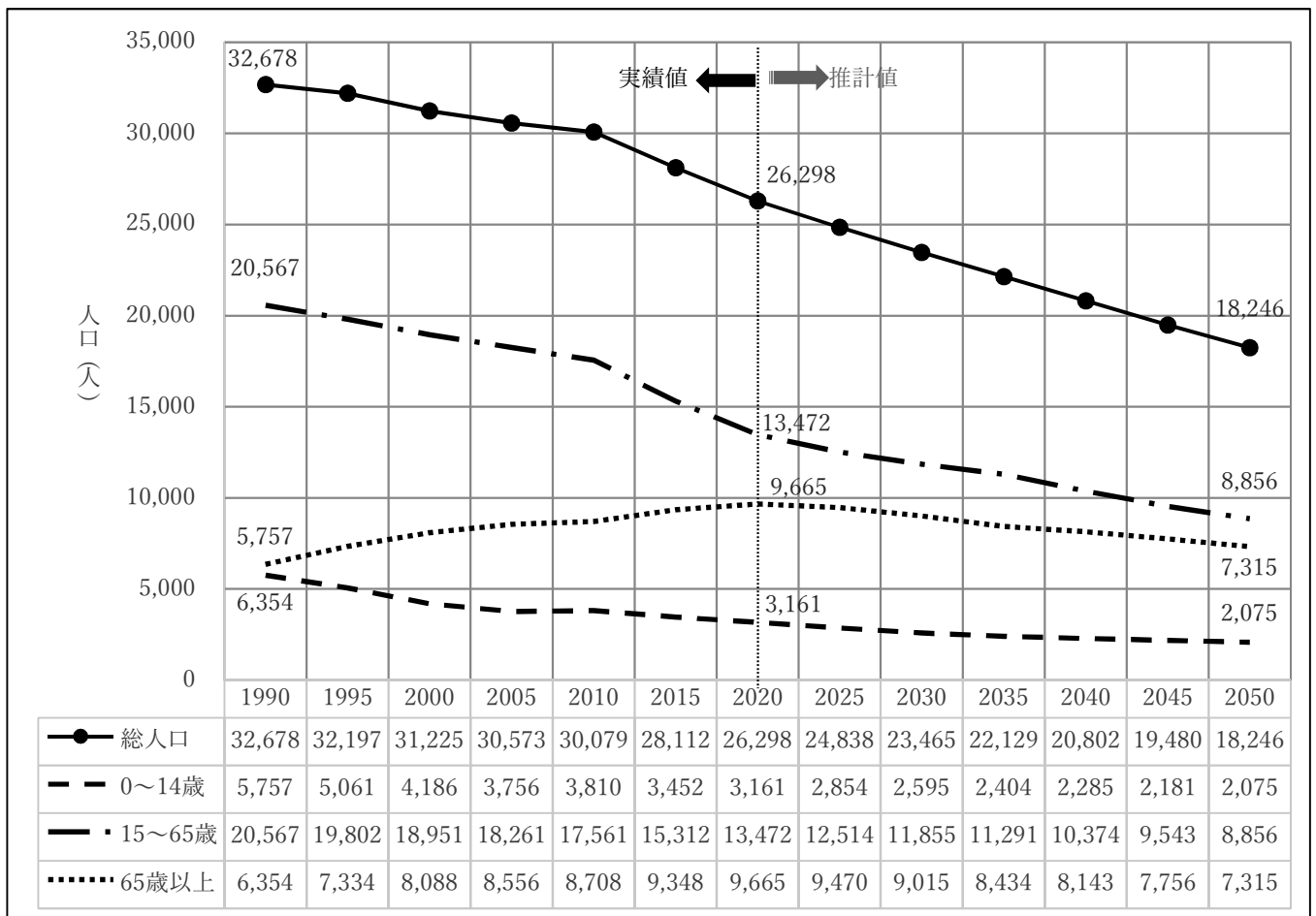


資料：図表 2-12・2-13 とも福岡県の人口と世帯年報（前年10月～当年9月）

(2) 年齢3区別人口の推移：本市の15歳未満の年少人口と15歳以上65歳未満の生産年齢人口は一貫して減少を続けており、令和32(2050)年には年少人口2,075人、生産年齢人口8,856人になると推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、令和2(2020)年時点で9,665人となっています。しかしながら令和2(2020)年をピークに減少し、令和32(2050)年には7,315人になると推計されています。

年齢3区別人口の推移

図表2-14

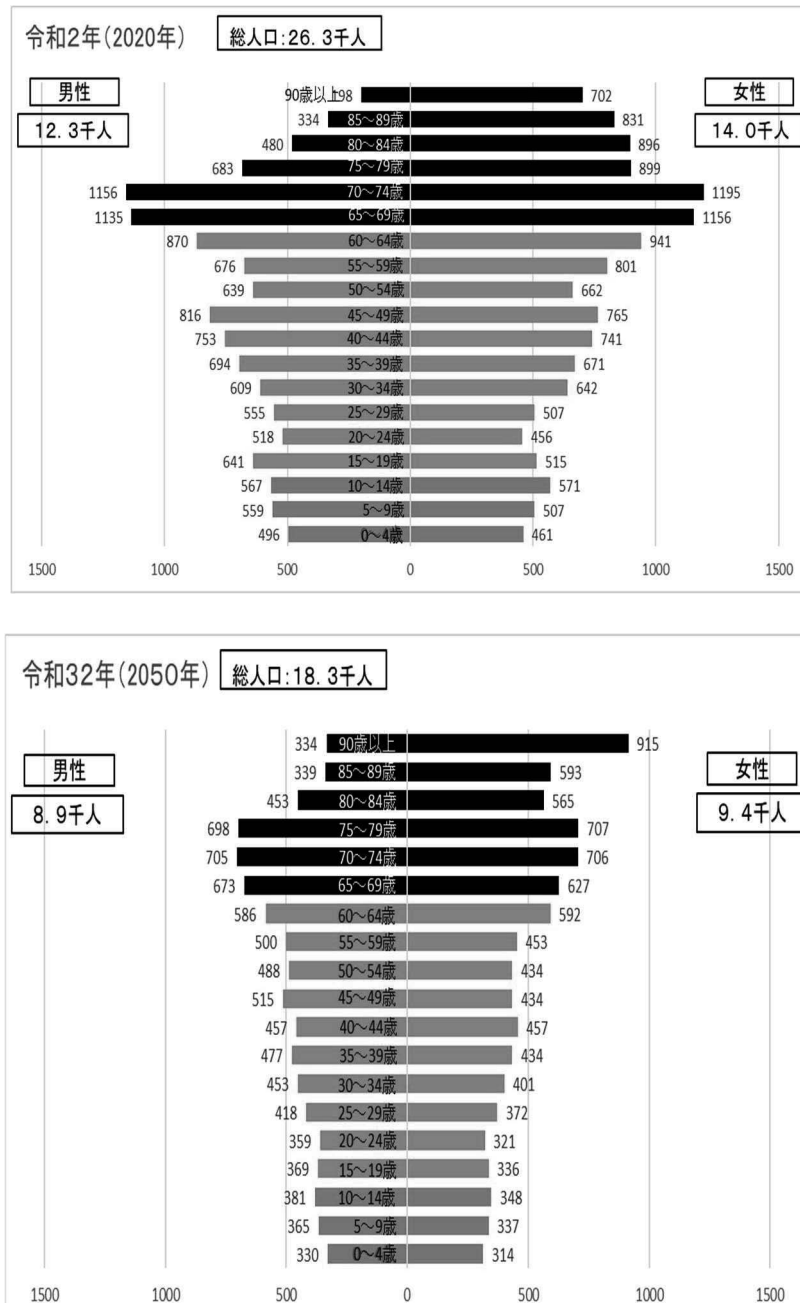


(出典) 2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 年齢5歳階級別人口の人口ピラミッド：5歳階級別人口についてみると、令和2（2020）年時点では若者世代に対して60代後半の世代の人口が多くなり、「つぼ型」の人口ピラミッドを形成しています。さらに、令和32（2050）年になると、その構成は「つぼ型」が顕著な人口ピラミッドとなり、90歳以上の女性人口が最も多い人口構成となると推計されています。

年齢5歳階級別人口の人口ピラミッド

図表 2-15



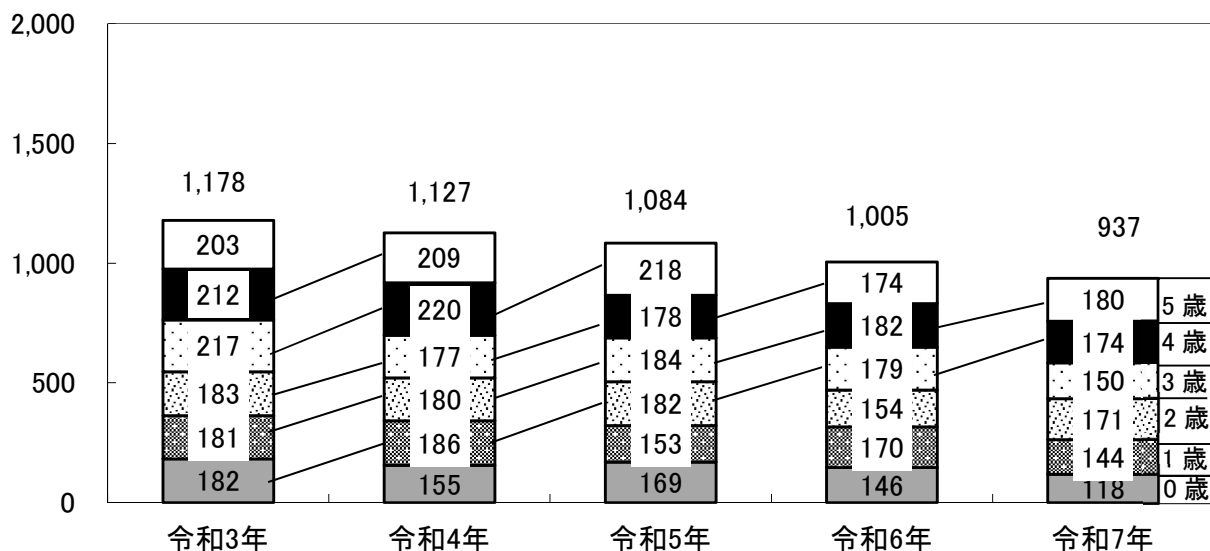
(出典) 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(4) こども人口の推移：宮若市では、平成22（2010）年以降減少傾向にあり、特に乳幼児、児童の人口は、この5年間で328人減少しています。また乳幼児の人口は、この5年間で241名減少しています。

<0～5歳>

(人)

図表 2-16

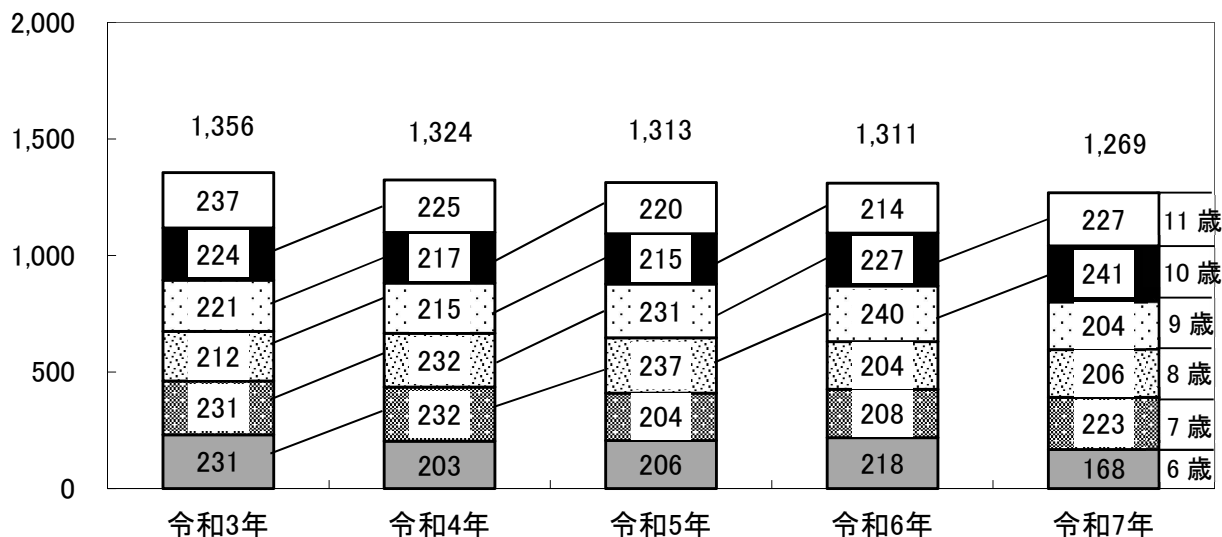


<6～11歳>

小学生に通う年代の人口は、この5年間で87名減少しています。

(人)

図表 2-17



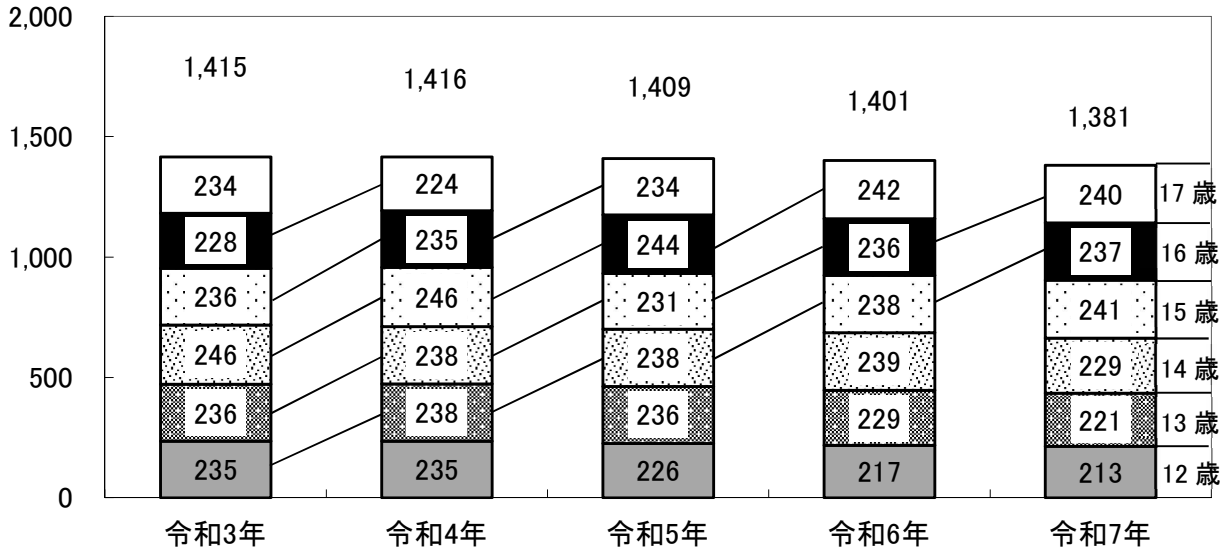
※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

<12歳～17歳>

中学生・高校生世代の人口については、この5年間で34人減少しています。

(人)

図表 2-18

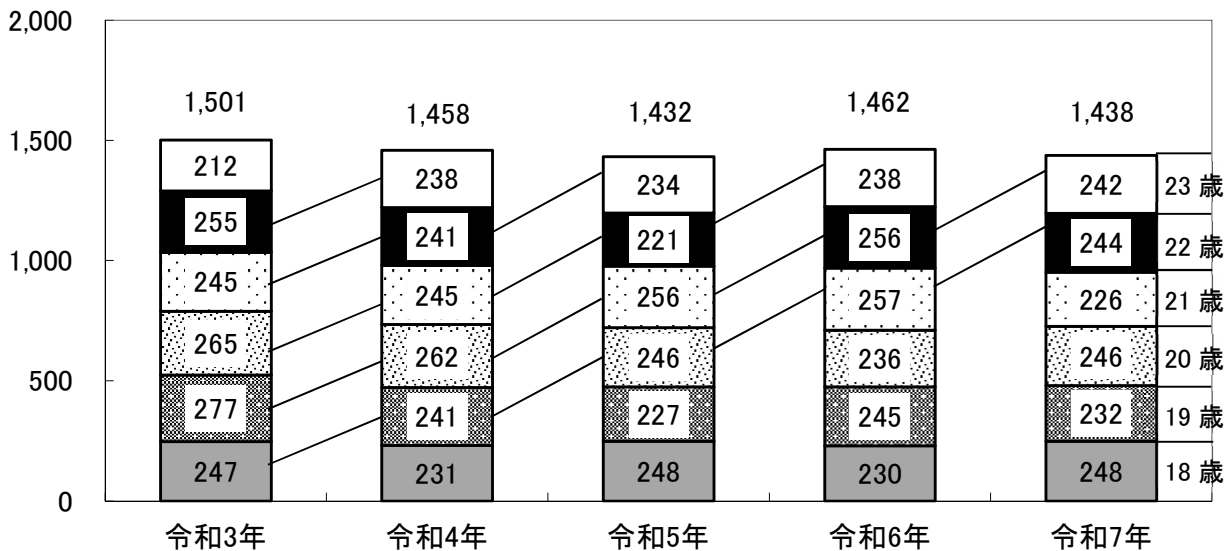


<18歳～23歳>

大学生等、新成人世代の人口については、この5年間で63人減少しています。

(人)

図表 2-19



※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

5. 世帯数の動向

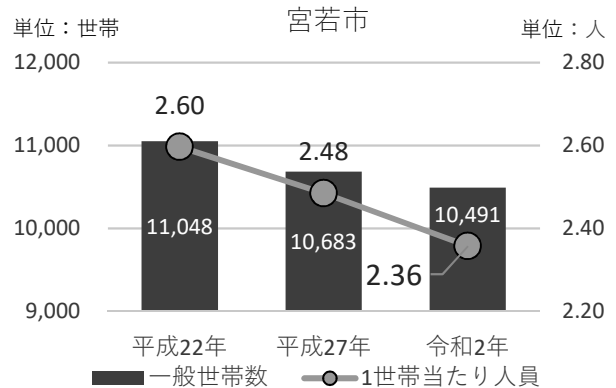
(1) 一般世帯、1世帯当たりの人員の推移：一般世帯数、1世帯当たりの人員とも年々減少しており、全国、福岡県は一般世帯数が増加していますが、宮若市では平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、一般世帯数は192世帯（1.80%）減少しています。

図表 2-20

A：一般世帯数（単位：世帯） B：1世帯当たりの人員（単位：人）

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	A	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	B	2.42	2.33	2.21
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	2.35	2.26	2.15
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	2.60	2.48	2.36

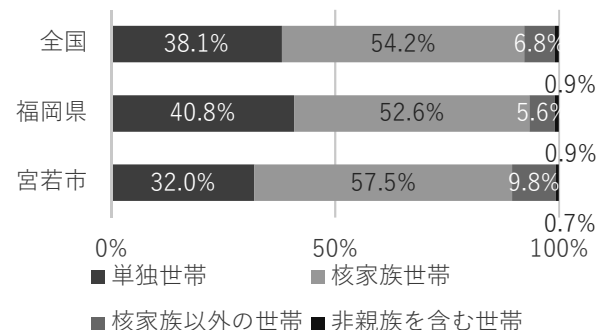
図表2-21



資料：図表 2-20・2-21 いずれも国勢調査

(2) 世帯構成・18歳未満の児童のいる世帯：宮若市は全国、福岡県と比較して、核家族世帯の割合が多くなっています。また18歳未満の児童のいる世帯の割合は、全国、福岡県と大きな差はありませんが、平成27（2015）年と比較すると、262世帯（11.6%）減少しています。

図表2-23（世帯構成不詳を除く）



資料：図表 2-22・2-23 いずれも令和2年国勢調査

図表 2-22①

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
全国	55,704,949	10,733,725	19.3%
福岡県	2,318,479	451,553	19.5%
宮若市	10,491	2,001	19.1%

資料：令和2年国勢調査

図表 2-22②

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
宮若市	10,683	2,263	21.2%

資料：平成27年国勢調査

- ・単独世帯
世帯員が1人だけの世帯。未婚のほか、離別・死別・こどもの独立などにより単身で暮らす人
- ・核家族世帯
夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもからなる世帯
- ・核家族以外の世帯
2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯
- ・非親族を含む世帯
2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 母子世帯・父子世帯：一般世帯数の減少に伴い減少しています。母子世帯数は、平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年を比較すると、18 世帯 (7.0%) 減少しており、父子世帯数もわずかに減少しています。

図表 2-24 母子世帯の推移

A：一般世帯数 B：母子世帯数 (A・B 単位：世帯)
C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	39,386	40,071	35,804
	C	1.9%	1.8%	1.5%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	277	256	238
	C	2.5%	2.4%	2.3%

図表 2-25 父子世帯の推移

A：一般世帯数 B：父子世帯数 (A・B 単位：世帯)
C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	3,643	3,646	3,280
	C	0.2%	0.2%	0.1%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	24	21	19
	C	0.2%	0.2%	0.2%

資料：図表 2-24・2-25 いずれも国勢調査 (他の世帯員を含む母子世帯を含んでいない)

6. 就労状況

(1) 男女別就業率：男性の就業者数の減少が続いています。女性は就業率が上昇しています。女性の就業率は全国、福岡県とも上昇しており、宮若市では全国、福岡県と比較して就業率が低くなっています。

図表 2-26 男性の就業率の推移

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数 (人)	53,154,614	52,879,791	52,098,467
	就業者数 (人)	34,089,629	33,077,703	31,501,307
	就業率	64.1%	62.6%	60.5%
福岡県	総数 (人)	2,023,510	2,029,235	2,003,480
	就業者数 (人)	1,248,868	1,223,148	1,191,022
	就業率	61.7%	60.3%	59.4%
宮若市	総数 (人)	12,022	11,292	10,707
	就業者数 (人)	7,072	6,843	6,371
	就業率	58.8%	60.6%	59.5%

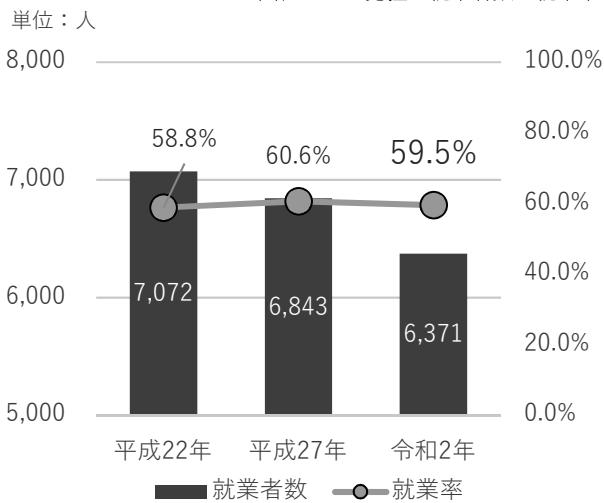
資料：国勢調査

図表 2-27 女性の就業率の推移

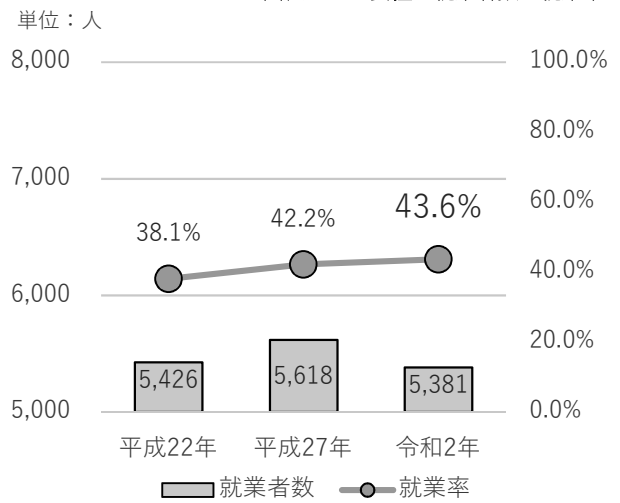
		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数 (人)	57,122,871	56,874,386	56,160,102
	就業者数 (人)	25,521,682	25,841,333	26,141,918
	就業率	44.7%	45.4%	46.5%
福岡県	総数 (人)	2,327,798	2,333,384	2,303,015
	就業者数 (人)	1,013,854	1,030,947	1,062,112
	就業率	43.6%	44.2%	46.1%
宮若市	総数 (人)	14,247	13,309	12,330
	就業者数 (人)	5,426	5,618	5,381
	就業率	38.1%	42.2%	43.6%

資料：国勢調査

図表2-28 男性の就業者数・就業率



図表2-29 女性の就業者数・就業率



資料：図表2-28・2-29いずれも国勢調査

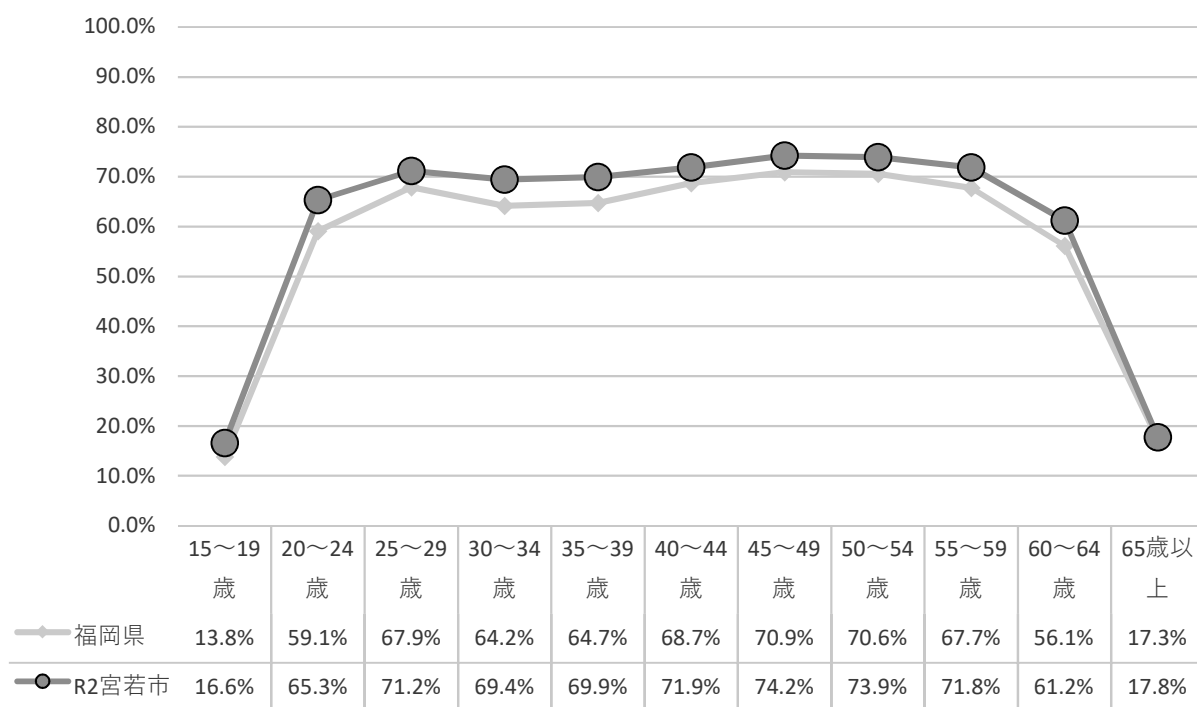
(2) 女性の年齢別就業率：福岡県と比較し、各年代で就業率が高くなっています。図表 2-32 のとおり、平成 27（2015）年と令和 2（2020）年の宮若市の女性の就業率を比較すると、25～29 歳の階層が 13.4 ポイント、30～34 歳の階層が 6.8 ポイント、令和 2（2020）年が上回っており、60～64 歳の階層においても、令和 2（2020）年が 9.8 ポイント上回っています。

図表 2-30 女性の年齢別就業率

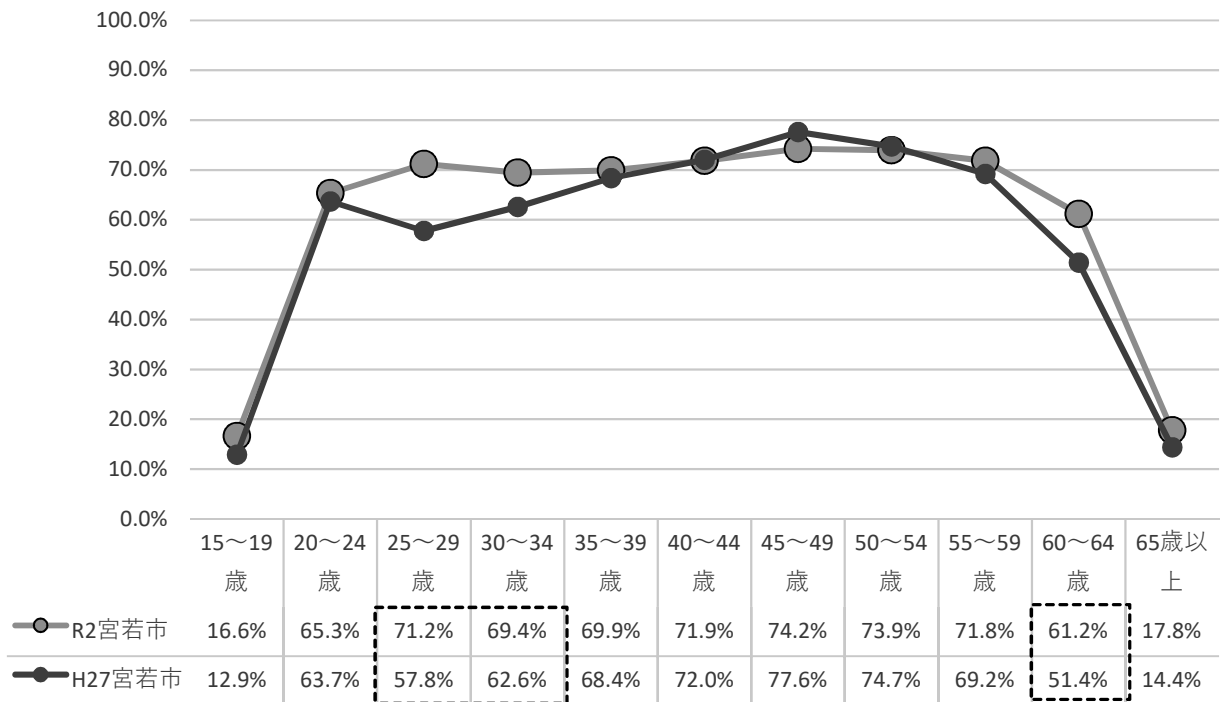
	福岡県			宮若市		
	総数（人）	就業者数（人）	就業率	総数（人）	就業者数（人）	就業率
15～19 歳	116,999	16,143	13.8%	512	85	16.6%
20～24 歳	126,199	74,573	59.1%	453	296	65.3%
25～29 歳	125,866	85,458	67.9%	503	358	71.2%
30～34 歳	135,526	86,996	64.2%	635	441	69.4%
35～39 歳	156,088	101,016	64.7%	665	465	69.9%
40～44 歳	172,342	118,479	68.7%	739	531	71.9%
45～49 歳	188,085	133,398	70.9%	761	565	74.2%
50～54 歳	164,166	115,861	70.6%	656	485	73.9%
55～59 歳	152,506	103,295	67.7%	799	574	71.8%
60～64 歳	154,055	86,462	56.1%	938	574	61.2%
65 歳以上	811,183	140,431	17.3%	5,669	1,007	17.8%

資料：令和2年国勢調査

図表2-31 女性の年齢別就業率



図表2-32 女性の年齢別就業率（宮若市のH27・R2の比較）



7. 児童関連施設の状況

（1）認可保育所の状況：ここ数年4月1日時点では、令和2（2020）年度を除き、入所児童数は利用定員を下回っています。少子化により、入所児童数は減少していますが、利用率は上昇しています。

保育士確保が困難な状況にあったことから、令和3（2021）年4月に宮田保育園の利用定員を30人減らしました。なないろ保育園は、定員（90人）を上回る児童の受入が可能であったため、令和4（2022）年4月から利用定員を10人増やしました。

図表2-33 宮若市内認可保育所（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
私立	宮田保育園	宮田 124 番地	120	午前7時～午後7時
私立	福丸保育園	福丸 504 番地	120	午前7時～午後7時
私立	なないろ保育園	本城 445 番地	100	午前7時～午後7時
私立	なないろ保育園2	本城 441 番地	75	午前7時～午後7時
		合計	415	

図表2-34 宮若市内認可保育所の入所状況の推移（各年4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0~5歳児童数(人)	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数(人)	392	423	397	406	385	370
利用率	29.1%	33.8%	33.7%	36.0%	35.5%	36.8%

資料：図表2-33・2-34いずれも子育て福祉課

(2) 幼稚園の状況：宮田南幼稚園は令和3（2021）年4月から3歳児保育を開始しました。

さらに、令和5（2023）年から夏休み等の長期休業期間の預かり保育を開始しました。

※ 預かり保育は両園とも、通常の開園時は午後2時30分から午後5時までです。

※ 図表2-35 宮若市内幼稚園（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員(人)	開所時間(預かり保育時間含む)
公立	宮田南幼稚園	宮田 3461 番地	90	午前8時30分～午後5時
公立	若宮幼稚園	竹原 5 番地 1	200	午前8時30分～午後5時
			合計 290	

図表2-36 宮若市内幼稚園の入所状況の推移（各年4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3~5歳児童数(人)	700	664	632	606	580	535
入所児童数(人)	146	135	122	105	97	86
利用率	20.9%	20.3%	19.3%	17.3%	16.7%	16.1%

資料：図表2-35・2-36いずれも教育総務課

(3) 認定こども園の状況：保護者の就労状況に関わらず、児童を受け入れることができる幼保連携型認定こども園の宮若さくらこども園が、平成31（2019）年4月1日に開園し、保育所籍においては利用定員を上回る児童を安定的に受け入れています。

図表2-37 宮若市内認定こども園（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員(人)	開所時間
私立	宮若さくらこども園	磯光 1317 番地 136	保育所籍 185	午前7時～午後7時 (延長保育時間含む)
			幼稚園籍 45	午前9時～午後5時 (預かり保育時間含む)
			合計 230	

図表 2-38 宮若市内認定こども園の入所状況（各年 4 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~5 歳児童数（人）	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数 （保育所籍）（人）	250	226	222	200	208	205
入所児童数 （幼稚園籍）（人）	30	36	33	35	26	18
利用率	20.8%	20.9%	21.6%	20.9%	21.6%	22.2%

資料：図表 2-37・2-38 いずれもこども家庭課・教育総務課

（４）地域型保育事業所の状況：令和 4（2022）年 11 月に地域型保育事業所（事業所内保育事業所）として、ひよこ保育園が開園しました。

図表 2-39 宮若市内地域型保育事業所（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
私立	ひよこ保育園	本城 1636 番地	従業員枠 18	午前 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
			地域枠 6	
			合計 24	

図表 2-40 宮若市内地域型保育事業所の入所状況（各年 4 月 1 日時点）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~2 歳児童数（人）	521	504	470
入所児童数（人）	9	7	8
利用率	1.7%	1.4%	1.7%

資料：図表 2-39・2-40 いずれもこども家庭課

（５）届出保育施設（企業主導型保育施設を含む）の状況：令和元（2019）年以降、各企業の従業員の働き方に応じて保育を実施する企業主導型保育施設が設置され、定員の半数までは地域枠として従業員以外の児童を受け入れることができ、待機児童の解消に大きく貢献しています。

図表 2-41 宮若市内届出保育施設（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開園日
企業主導型	かさまつ保育園	下有木 837 番地	59	平成 31 年（2019 年）
	いきいきキッズパーク			4 月 1 日
企業主導型	ぼたぼた園	磯光 471 番地 1	19	令和元年（2019 年） 7 月 1 日
企業主導型	ぼたぼた園 2	鶴田 1861 番地 5	12	令和 3 年（2021 年） 3 月 29 日
企業主導型	ぴーす保育園	福丸 176 番地 1	12	令和元年（2019 年） 8 月 1 日
企業主導型	いきいき保育園	本城 734 番地	12	令和 3 年（2021 年） 3 月 22 日
届出	グリーンコープ 若宮物流センター託児所	水原 1102 番地 17	15	平成 28 年（2016 年） 4 月 1 日

資料：こども家庭課

(6) 学童保育所の状況：低学年の利用率が 40%に達し、ニーズが高まっています。利用者数も増加傾向にあります。令和 3（2021）年 9 月に宮若西学童保育所を建て替え、小学校の再編に伴い、令和 4（2022）年 3 月には宮田学童保育所と宮田東学童保育所を統合し、光陵学童保育所を設置しました。

図表 2-42 宮若市内学童保育所（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
公立	宮田南学童保育所	宮田 3461 番地	70	（平日）
公立	宮田北学童保育所	龍徳 1207 番地 1	80	放課後～午後 6 時 30 分
公立	光陵学童保育所	磯光 1317 番地 18	90	（土曜日・長期休業日）
公立	宮若西学童保育所	竹原 1 番地 1	120	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
			合計 360	

図表 2-43 宮若市内学童保育所の入所状況の推移（児童数は住民基本台帳上の人口）

（児童数は各年 4 月 1 日時点、入所児童数は各年 5 月 1 日時点）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低学年	1~3 年生歳児童（人）	660	656	674	667	647	630
	入所児童数（人）	203	213	208	232	237	252
	利用率	30.8%	32.5%	30.9%	34.8%	36.6%	40.0%
高学年	4~6 年生歳児童（人）	726	702	682	657	666	681
	入所児童数（人）	86	79	71	81	75	87
	利用率	11.8%	11.3%	10.4%	12.3%	11.3%	12.8%

資料：図表 2-42・2-43 いずれもこども家庭課

(7) 小学校・中学校の状況：令和 4（2022）年 4 月に宮田小学校と宮田東小学校を再編した光陵小学校を開校し、2 町合併後の大きな課題であった小中学校の再編を終えました。また、令和 4（2022）年度は宮田南小学校、令和 5（2023）年度は宮田北小学校の大規模改修を行いました。

図表 2-44 宮若市内小中学校（令和 6 年 5 月 1 日時点）

	区分	施設名	所在地	学級数
小学校	公立	宮田南小学校	宮田 3461 番地	14
	公立	宮田北小学校	龍徳 1464 番地	8
	公立	光陵小学校	磯光 1317 番地 10	16
	公立	宮若西小学校	金丸 417 番地 1	23
中学校	公立	宮若東中学校	宮田 3410 番地 2	15
	公立	宮若西中学校	金丸 417 番地 1	11
				合計 26

図表 2-44 宮若市内小中学校の学級数と児童数の推移（各年 5 月 1 日時点）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学級数	63	62	63	60	59	61
	うち、特別支援学級	13	12	12	11	12	13
	児童数（人）	1,374	1,348	1,351	1,312	1,297	1,291
中学校	学級数	25	25	26	27	26	26
	うち、特別支援学級	4	3	4	6	5	5
	生徒数（人）	705	704	692	688	674	667

資料：図表2-44・2-41 いずれも学校教育課

8. 家庭児童相談室への児童虐待相談等受付の状況

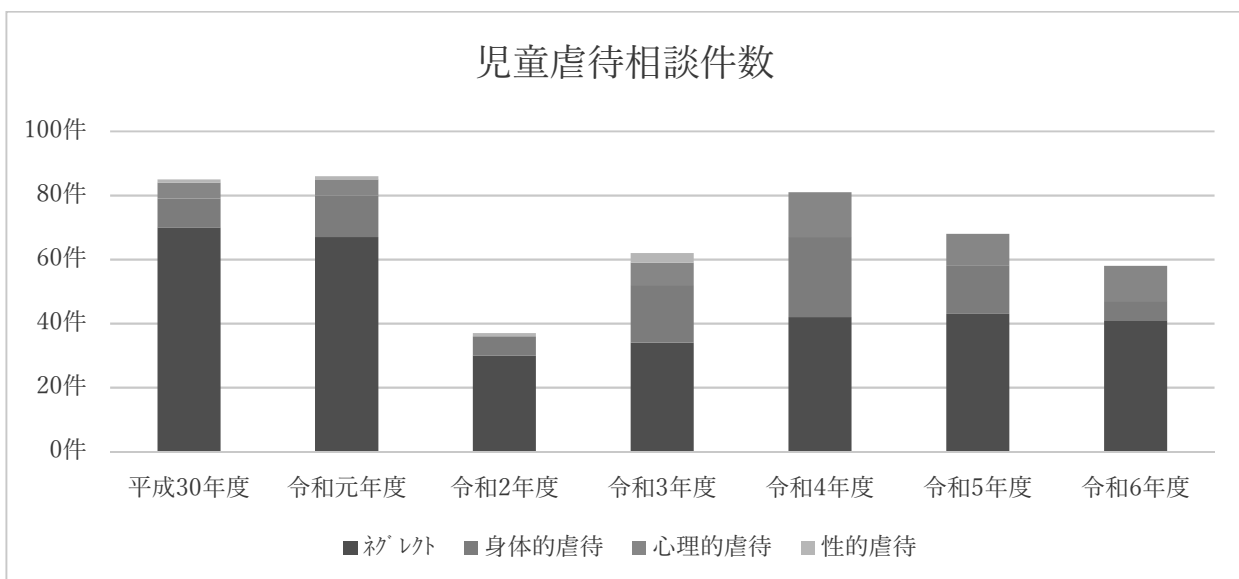
受付（通告を含む）件数は、平成30（2018）年度以降減少傾向にあるものの、実態として虐待と見受けられる事象は多く、継続的に保育園や幼稚園、小中学校等教育機関、児童相談所等と連携しながらこどもの救済及び親の子育て支援を行っています。

図表2-45

種別/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ネグレクト	70件	67件	30件	34件	42件	43件	41件
身体的虐待	9件	13件	6件	18件	25件	15件	6件
心理的虐待	5件	5件	0件	7件	14件	10件	11件
性的虐待	1件	1件	1件	3件	0件	0件	0件
合計	85件	86件	37件	62件	81件	68件	58件

※各年度末時点

図表2-46



※宮若市家庭児童相談室統計資料より

9. 児童扶養手当受給者数の推移

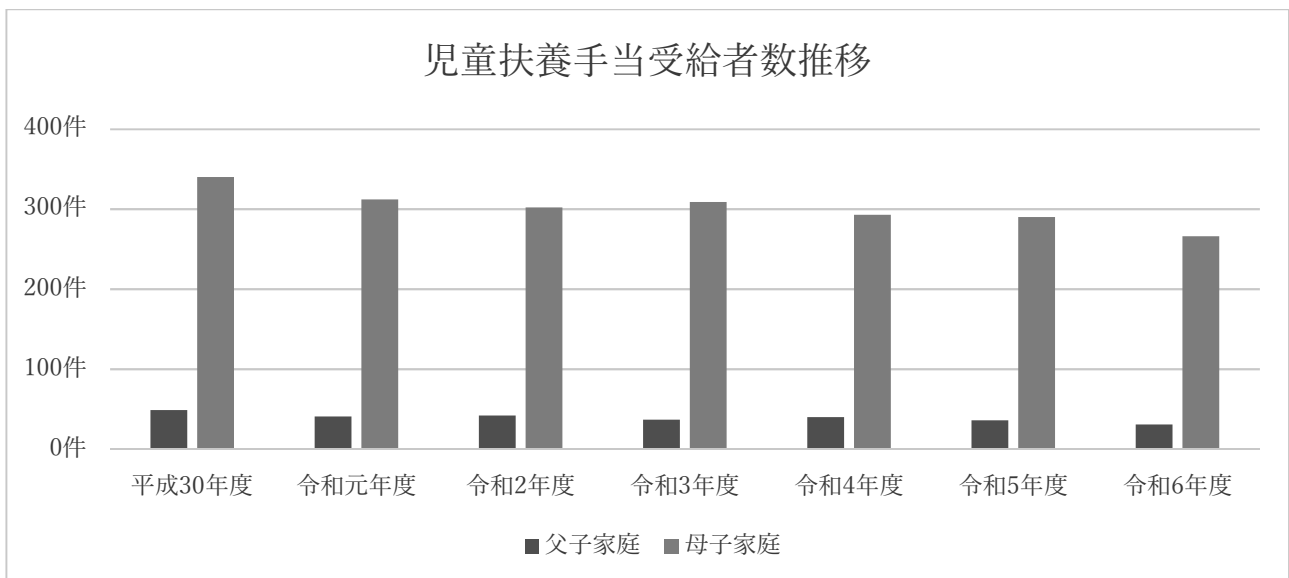
少子化の影響により年々減少傾向にあります。

図表2-47

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父子家庭	49件	41件	42件	37件	40件	36件	31件
母子家庭	340件	312件	302件	309件	293件	290件	266件
計	389件	353件	344件	346件	333件	326件	297件

※各年度末時点

図表 2-48



※こども家庭課統計調書より

10. アンケート調査結果等から見える宮若市の現状と課題

(1) アンケート調査の実施

宮若市では、「宮若市子ども計画」を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的として、令和6（2024）年8月から10月にかけてアンケート調査を実施しました。ここでは、それらの調査結果をもとに、宮若市における子どもと保護者の状況をみていきます。

(2) 調査概要

① 実施方法

種 別	番号	対象者	対象者数 (人)	配布・回収方法	
				配布	回収
子ども・若者計画	①	15歳から39歳まで	1,500	郵送	郵送
子どもの貧困対策計画	②	小学5、6年生保護者 中学1、2年生保護者	869	学校配布	学校回収
	③	小学5、6年生本人	436	学校配布	WEB ※一部冊子提出あり
	④	中学1、2年生本人	433	学校配布	WEB ※一部冊子提出あり

② 回収状況

番号	対象者	対象者数 (人)	回収数（件）			回収率 (%)
			郵送・ 学校回収	WEB	計	
①	15歳から39歳まで	1,500	274	－	274	18.3%
②	小学5、6年生保護者 中学1、2年生保護者	869	548	－	548	63.1%
③	小学5、6年生本人	436	6	395	401	92.0%
④	中学1、2年生本人	433	17	370	387	89.4%

※ ・以下のアンケート集計結果について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

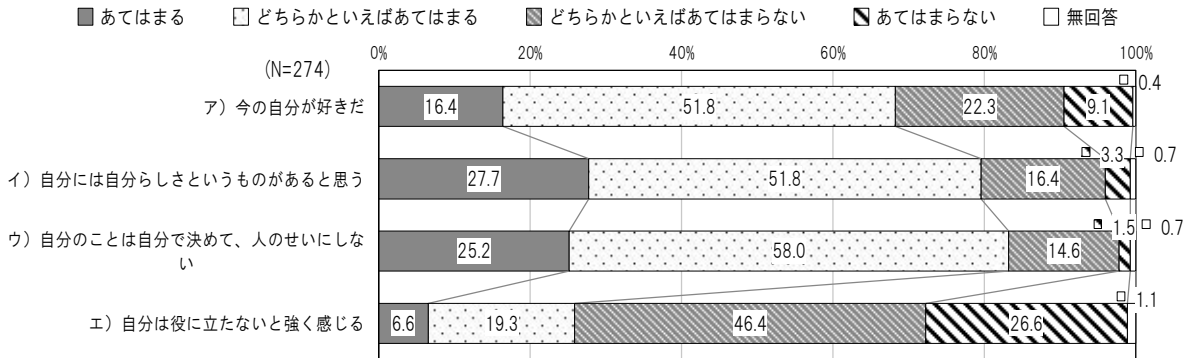
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・表、グラフに示す選択肢はスペースの関係で文言を簡略して表記している場合があります。

(3) アンケート調査結果の概要

●子ども・若者計画調査（15歳以上39歳まで）

《 人生観・充実度 》

1) 自己認識



自己認識に関して、上記の4項目について聞きました。

・『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）でみると、「ウ）自分のことは自分で決めて、人のせいにならない」が83.2%と最も高く、「イ）自分には自分らしさというものがあると思う」（79.5%）、「ア）今の自分が好きだ」（68.2%）の順になっています。

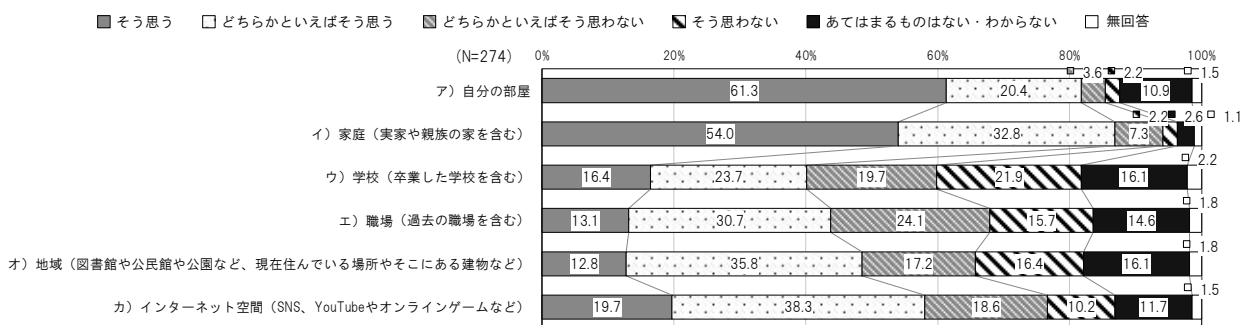
・一方、『あてはまらない』（「あてはまらない」＋「どちらかといえば、あてはまらない」）でみると、「エ）自分は役に立たないと強く感じる」が73.0%と高くなっています。

2) 幸福感

合計	そう思う	どちらかといえば、そう思う	どちらかといえば、そう思わない	そう思わない	無回答
274	112	135	10	15	2
100.0%	40.9%	49.3%	3.6%	5.5%	0.7%

・今幸せだと思いますかについて、「どちらかといえば、そう思う」が49.3%と最も高く、次いで「そう思う」が40.9%となっており、合わせて、90.2%が幸せだと感じています。一方で「どちらかといえば、そう思わない」が3.6%、「そう思わない」が5.5%となっています。

3) 居場所



自身の居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）について、上記の6か所について聞きました。

・『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）という回答では、「イ）家庭」が86.8%、「ア）自分の部屋」が81.7%と8割以上の値で高くなっています。その他の場所では『そう思う』の割合は上位の2つの場所と比較して下がっており、「ウ）学校」については、『そう思う』の40.1%に対し、『そう思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえば、そう思わない」）が41.6%となり『そう思わない』の割合が高くなっています。

《人とのつながり》

4) 孤独感

合計	決してない	ほとんではない	たまにある	時々ある	しばしばある・常にある	無回答
274	49	122	58	26	18	1
100.0%	17.9%	44.5%	21.2%	9.5%	6.6%	0.4%

・孤独と覚えることが「たまにある」が21.1%、「時々ある」が9.5%、「しばしばある・常にある」が6.6%となっており、約4割の人が孤独と覚えることがあると回答しています。孤独・孤立を予防する地域づくりに向け、関係機関等との連携を促進する必要があります。

《他者との関わり方》

5) 悩みを相談できる人

合計	いる	いない	相談したいと思ったことがないのでわからない	無回答
274	215	43	15	1
100.0%	78.5%	15.7%	5.5%	0.4%

合計	家族や親族	学校の先生	学校で出会った人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上で知り合った人	その他	無回答
215	194	18	101	80	20	10	5	0
100.0%	90.2%	8.4%	47.0%	37.2%	9.3%	4.7%	2.3%	0.0%

・悩みを相談できる人について、「いる」が78.5%、「いない」が15.7%となっています。悩みを相談できる具体的な人については、「家族や親族」が90.2%で最も高く、「学校で出会った人」（47.0%）、「職場・アルバイト関係の人」（37.2%）の順となっています。

6) 困ったときに助けてくれる人

合計	いる	いない	わからない	無回答
274	236	11	24	3
100.0%	86.1%	4.0%	8.8%	1.1%

合計	家族や親族	学校の先生	学校で出会った人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上で知り合った人	その他	無回答
236	227	24	106	84	27	7	4	2
100.0%	96.2%	10.2%	44.9%	35.6%	11.4%	3.0%	1.7%	0.8%

・困ったときに助けてくれる人について、「いる」が86.1%、「いない」が4.0%となっています。困ったときに助けてくれる具体的な人については、「家族や親族」が96.2%で最も高く、「学校で出会った人」（44.9%）、「職場・アルバイト関係の人」（35.6%）の順となっています。

《将来像》

7) 将来の希望

合計	希望がある	どちらかといえば希望がある	どちらかといえば希望がない	希望がない	無回答
274	54	128	64	23	5
100.0%	19.7%	46.7%	23.4%	8.4%	1.8%

・自分の将来に明るい「希望がある」が19.7%、「どちらかといえば希望がある」が46.7%となっています。一方で「希望がない」が8.4%、「どちらかといえば希望がない」が23.4%となっています。若者らが将来希望を持てる、暮らしやすい地域づくりが必要です。

《結婚・子育て》（15歳以上39歳まで）

8) 理想の子ども的人数

合計	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	合計	理想通り	理想より多い	理想より少ない	子はおらずこの後 も得ない	無回答
274	28	13	125	82	13	4	9	274	132	19	38	78	7
100.0%	10.2%	4.7%	45.6%	29.9%	4.7%	1.5%	3.3%	100.0%	48.2%	6.9%	13.9%	28.5%	2.6%

・理想の子ども的人数について、「2人」が45.6%で最も高く、次いで「3人」が29.9%となっています。また、「0人」については10.2%の回答があります。

理想の子ども的人数に対して、現在の子どもの人数と今後得たい子ども的人数を加味して見ると、『理想通りの人数子どもを得る予定（または得た）』に該当する48.2%が最も高くなっています。

『理想よりも少ない人数になる』に該当するのは13.9%、『子どもはおらずこの後も得ない』に該当するのは28.5%となります。また、『子どもはおらずこの後も得ない』の中で理想の子ども的人数が「0人」を除くと、18.2%が『理想とする子どもはいるが子どもを得る予定がない』となります。

9) 子どもを得ない理由

	合計	子育てや教育にお金がかかるから	保育サービスが整っていないから	雇用が安定していないから	働きながら子育てができる職場環境がないから	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	家が狭いから	子どもがのびのび育つ社会環境でないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	高年齢での出産に不安があるから	育児の身体的・精神的負担が大きいから	妊娠・出産の理由から	健康上の理由から	欲しいけれども今更なところまだ子どもを授けられないから	配偶者の家事・育児への協力が得られないから	配偶者がまだいないから	その他	特になし	わからない	無回答	累計 (n) (%)
全体	118	59	12	19	23	21	4	19	22	13	25	8	10	6	2	4	15	9	7	13	291
	100.0%	50.0%	10.2%	16.1%	19.5%	17.8%	3.4%	16.1%	18.6%	11.0%	21.2%	6.8%	8.5%	5.1%	1.7%	3.4%	12.7%	7.6%	5.9%	11.0%	246.6%
理想より少ない	38	31	5	7	10	12	3	5	6	11	11	5	5	4	2	1	2	0	0	0	120
	100.0%	81.6%	13.2%	18.4%	26.3%	31.6%	7.9%	13.2%	15.8%	28.9%	28.9%	13.2%	13.2%	10.5%	5.3%	2.6%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	315.8%
子はおらずこの後も得ない	78	28	7	12	13	9	1	14	16	2	14	3	5	2	0	3	13	9	7	11	169
	100.0%	35.9%	9.0%	15.4%	16.7%	11.5%	1.3%	17.9%	20.5%	2.6%	17.9%	3.8%	6.4%	2.6%	0.0%	3.8%	16.7%	11.5%	9.0%	14.1%	216.7%

・子どもを得ない理由の全体では「子育てや教育にお金がかかるから」が50.0%で最も高くなっています。

『理想よりも少ない人数になる』では「子育てや教育にお金がかかるから」が81.6%と高い割合になっています。他の理由を見ると、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」（31.6%）、「高年齢での出産に不安があるから」「育児の身体的・精神的負担が大きいから」（28.9%）が高くなっています。

『子どもはおらずこの後も得ない』でも「子育てや教育にお金がかかるから」が35.9%で最も高くなり、他に「自分や夫婦の生活を大切にしたいから」（20.5%）、「育児の身体的・精神的負担が大きいから」「子どもがのびのび育つ社会環境でないから」（17.9%）などの理由が高くなっています。また、その他で頂いた内容で「配偶者がまだいない（結婚する見込みがない）」との理由もありました。

また、設問が複数回答であり、回答の割合を累計した値を見ると、『理想よりも少ない人数になる』では315.8%（1人当たり平均3選択）、『子どもはおらずこの後も得ない』では216.7%（1人当たり平均2選択）となります。この事から子どもを実際に得た人が子どもをあきらめてしまう理由が多くなる状況が見られます。

10) 結婚に対する考え

合計	ある程度 の年齢ま でには結 婚するつ もり	理想的な 相手が見 つかるま では結婚 しなくて かまわ ない	一生結婚 するつも りはない	無回答
144	54	65	22	3
100.0%	37.5%	45.1%	15.3%	2.1%

・結婚をしたことが無い方（未婚者）の考えとして「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.1%で高くなっています。また、「一生結婚するつもりはない」の回答は15.3%あります。

少子化対策として、金銭に関する不安を解消するとともに子育てに関する不安の解消や環境の整備、結婚に関する対応など幅広い対策が必要になってきます。

●こどもの貧困対策計画調査（小学生・中学生保護者）

1) 現在の暮らし向き

	合計	大変ゆとり がある	ゆとりが ある	ふつう	苦しい	大変苦し い	無回答
相対的貧困世帯	82	0	2	30	24	26	0
	100.0%	0.0%	2.4%	36.6%	29.3%	31.7%	0.0%
標準世帯	438	4	29	299	83	20	3
	100.0%	0.9%	6.6%	68.3%	18.9%	4.6%	0.7%

「標準世帯」は一般に夫婦と子ども2人の核家族を指し、「相対的貧困世帯」は、平均的な生活水準と比較して所得が低い世帯のことです。日本では、世帯の等価可処分所得の中央値の半分未満の世帯が相対的貧困世帯と定義されます。

・経済的な状況について「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、標準世帯の4.6%に対して、相対的貧困世帯が31.7%となっています。これに「苦しい」の回答を加えると、標準世帯が23.5%に対して相対的貧困世帯が61.0%となり、相対的貧困世帯の経済状況が苦しいことが分かります。本市において生活困難層への支援を充実させる必要があります。

2) 経済的な理由による生活状況

① 食料の購入

	合計	よくあつ た	ときどき あつた	まれに あつた	まったく なかつた	無回答
相対的貧困世帯	82	14	18	15	35	0
	100.0%	17.1%	22.0%	18.3%	42.7%	0.0%
標準世帯	438	5	29	42	361	1
	100.0%	1.1%	6.6%	9.6%	82.4%	0.2%

・家族が必要とする食料が買えなかったことが「よくあつた」と「ときどきあつた」の計の割合は、標準世帯の7.7%に対して、相対的貧困世帯は39.1%となっています。

② 衣服の購入

	合計	よくあつ た	ときどき あつた	まれに あつた	まったく なかつた	無回答
相対的貧困世帯	82	16	15	16	34	1
	100.0%	19.5%	18.3%	19.5%	41.5%	1.2%
標準世帯	438	13	31	46	347	1
	100.0%	3.0%	7.1%	10.5%	79.2%	0.2%

・家族が必要とする衣服が買えなかったことが「よくあつた」と「ときどきあつた」の計の割合は、標準世帯の10.1%に対して、相対的貧困世帯は37.8%となっています。

③ 公共料金の未払い

	合計	電気料金	ガス料金	水道料金	インターネット、携帯通信料	おさんの給食費	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	13 15.9%	8 9.8%	5 6.1%	10 12.2%	0 0.0%	64 78.0%
標準世帯	438 100.0%	16 3.7%	7 1.6%	8 1.8%	19 4.3%	4 0.9%	403 92.0%

・公共料金の未払いがあった割合は、電気料金（標準世帯：3.7%、相対的貧困世帯：15.9%）、ガス料金（標準世帯：1.6%、相対的貧困世帯：9.8%）、水道料金（標準世帯：1.8%、相対的貧困世帯：6.1%）となっています。①、②、③のいずれにおいても相対的貧困世帯の方が「買えなかった」もしくは「未払い」の経験をした割合が高く、家計が逼迫（ひっぱく）していることがうかがえます。

3) 子育てについての心配や悩みごと

	合計	生活費などの経済的な負担	将来的な教育費など	子どものしつけや接し方	子どもの健康状態	家事や育児	仕事と家庭の両立	周囲との人間関係	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	50 61.0%	60 73.2%	32 39.0%	14 17.1%	16 19.5%	26 31.7%	15 18.3%	5 6.1%	5 6.1%	3 3.7%
標準世帯	438 100.0%	179 40.9%	289 66.0%	172 39.3%	81 18.5%	46 10.5%	131 29.9%	69 15.8%	18 4.1%	43 9.8%	6 1.4%

・全体では、「将来的な教育費など」が標準世帯で66.0%、相対的貧困世帯で73.2%と最も高くなっています。次いで「生活費などの経済的な負担」が標準世帯：40.9%、相対的貧困世帯：61.0%となっています。子育てにおける経済的な負担感を持つ保護者が多くっており、ライフステージを通じた子育てに関わる経済的支援の強化が求められます。

4) 現在または将来的にあったらよいと思う支援

・相談などについて

	合計	子どもや生活のこのなどの悩みを相談できること	同じような悩みを持った人同士で知り合えること	民生委員・児童委員など地域の人から相談や情報提供が受けられること	離婚のこや養育費のことなどについて専門的な相談や情報提供が受けられること	就労のための相談や情報提供が受けられること	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	22 26.8%	12 14.6%	8 9.8%	11 13.4%	20 24.4%	4 4.9%	34 41.5%	5 6.1%
標準世帯	438 100.0%	101 23.1%	61 13.9%	10 2.3%	44 10.0%	83 18.9%	13 3.0%	219 50.0%	16 3.7%

・経済的支援などについて

	合計	保護者の就労に必要な職業訓練や資格取得にかかる費用を助成して貰えること	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どもの習いごとや塾などの費用が軽減されること	一時的に必要な資金を借りられること	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	26 31.7%	34 41.5%	71 86.6%	49 59.8%	25 30.5%	2 2.4%	2 2.4%	0 0.0%
標準世帯	438 100.0%	107 24.4%	88 20.1%	340 77.6%	234 53.4%	58 13.2%	13 3.0%	52 11.9%	3 0.7%

・その他の支援について

	合計	保護者が病気の、出産、事故などの事情があったときに一時的に預けられること	保護者が病気の、居場所のヘルパーや家事支援を受けられること	子どもや食料などの居場所が増えること	無料で利用できる塾などの学習支援の場が地域にできること	食料を定期的に支給されること	子どもの学習用品などを定期的に支給されること	病気の、障がいなどの専門的な相談や情報提供が受けられること	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	25 30.5%	12 14.6%	30 36.6%	52 63.4%	39 47.6%	47 57.3%	11 13.4%	2 2.4%	6 7.3%	2 2.4%
標準世帯	438 100.0%	120 27.4%	85 19.4%	118 26.9%	277 63.2%	95 21.7%	166 37.9%	64 14.6%	8 1.8%	77 17.6%	8 1.8%

・相談内容では「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」、「就労のための相談や情報提供が受けられること」の割合が高くなっており、経済的支援では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「子どもの習いごとや塾などの費用が軽減されること」と子どもの教育費に関する支援の割合が高くなっています。その他の支援では「無料で利用できる塾などの子どもの学習支援の場が地域にできること」、「子どもの学習用品などを定期的に支給されること」の割合が高くなっています。

●子どもの貧困対策計画調査（小学生本人）

1) 授業以外の勉強の状況

	合計	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受けられる	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強しない	無回答
相対的貧困世帯	29 100.0%	21 72.4%	1 3.4%	2 6.9%	0 0.0%	0 0.0%	8 27.6%	4 13.8%	1 3.4%	3 10.3%	0 0.0%
標準世帯	202 100.0%	149 73.8%	30 14.9%	4 2.0%	0 0.0%	3 1.5%	61 30.2%	35 17.3%	11 5.4%	15 7.4%	1 0.5%

・「自分で勉強する」が標準世帯で73.8%、相対的貧困世帯で72.4%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」（標準世帯：30.2%、相対的貧困世帯：27.6%）となっています。また、「塾で勉強する」という回答は標準世帯の児童で14.9%ありましたが、相対的貧困世帯の児童では3.4%で、差が11.5ポイントになり10%以上の差が見られます。塾に通えない子ども等が利用できる無料の学習スペースなど、子どもが学習に取り組める環境づくりが必要です。

2) 進学先の希望と理由

	合計	中学卒業後は進学しない	高校	専門学校	短大	大学	その他	まだわからない	無回答
相対的貧困世帯	29 100.0%	1 3.4%	9 31.0%	2 6.9%	0 0.0%	8 27.6%	0 0.0%	9 31.0%	0 0.0%
標準世帯	202 100.0%	1 0.5%	46 22.8%	26 12.9%	6 3.0%	49 24.3%	3 1.5%	71 35.1%	0 0.0%

	合計	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	お金のことを考えて	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答
相対的貧困世帯	20 100.0%	9 45.0%	4 20.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	6 30.0%	1 5.0%	0 0.0%	2 10.0%	0 0.0%
標準世帯	131 100.0%	71 54.2%	14 10.7%	16 12.2%	8 6.1%	3 2.3%	11 8.4%	8 6.1%	4 3.1%	22 16.8%	1 0.8%

・回答で「まだわからない」の割合が高い状況ですが、進学先の回答内容を見ると標準世帯では「大学」が24.3%で高く、相対的貧困世帯では「高校」が31.0%で高くなっています。また、相対的貧困世帯では「まだわからない」（31.0%）と同率一位になります。

・理由は、「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の児童で54.2%、相対的貧困世帯の児童で45.0%と最も高くなっています。次いで、標準世帯では「とくに理由はない」（16.8%）ですが、相対的貧困世帯では「お金のことを考えて」（30.0%）が高くなっています。

・相対的貧困世帯では小学生の時点から金銭的理由で進学先を選んでいる状況が見られ、経済的理由で子どもたちが夢をあきらめることなく、選択肢を増やす・積極的にチャレンジできるように後押しすることが重要です。

3) 大人の代わりにやっていること、重い負担がかかっていること

	合計	障がいや病気の ある家族に 代わって 行う、買 い物・料 理・掃 除・洗濯 などの家 事	家族に代 わって行 う、幼い きょうだ いの世 話	障がいや 病気のあ る大人の 世話を 見守り	障がいや 病気のあ る大人の 家族の身 の回りの 世話	目を離せ ない家族 の見守り や声かけ などの気 づかい	一緒に住 んでいる 家族の通 訳	特に重い 負担がか かっている ことはない	無回答
相対的貧困世帯	29 100.0%	0 0.0%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	2 6.9%	21 72.4%	2 6.9%
標準世帯	202 100.0%	1 0.5%	5 2.5%	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	181 89.6%	13 6.4%

・「特に重い負担がかかっていることはない」が標準世帯で 89.6%、相対的貧困世帯では 72.4%となっています。何らかの対応を行っている内容を見ると標準世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(2.5%)、「障がいや病気のある大人の家族の身の回りの世話」(1.5%)、「障がいや病気のある家族に代わって行う、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事」(0.5%)の順になっています。相対的貧困世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(13.8%)、「一緒に住んでいる家族の通訳」(6.9%)、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい」(3.4%)の順になっています。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーに対して、まわりの大人が早く気づき対応することで、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められます。

4) 生活の満足度（「0：全く満足していない」～「10：十分に満足している」で評価）

	合計	0：ま ったく 満足 してい ない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10：十 分に 満足 して いる	無回 答
相対的貧困世帯	29 100.0%	1 3.4%	1 3.4%	1 3.4%	4 13.8%	1 3.4%	3 10.3%	0 0.0%	1 3.4%	3 10.3%	5 17.2%	9 31.0%	0 0.0%
標準世帯	202 100.0%	3 1.5%	2 1.0%	3 1.5%	7 3.5%	7 3.5%	21 10.4%	20 9.9%	27 13.4%	29 14.4%	19 9.4%	64 31.7%	0 0.0%

・「10」と回答した割合が標準世帯では 31.7%、相対的貧困世帯では 31.0%となっています。標準世帯では「5」以上の割合が概ね 10%あり満足度が高い傾向が見られます。相対的貧困世帯では「9」(17.2%)の次が「3」(13.8%)の順になっており、相対的貧困世帯では満足度の差が大きい傾向が見られます。

●子どもの貧困対策計画（中学生本人）

1) 授業以外の勉強の状況

	合計	自分で 勉強 する	塾で 勉強 する	学校の 補習 を受け る	家庭 教師 に教 えて もら う	地域 の人 など が行 う無 料の 勉強 会に 参加 する	家 の 人 に 教 え て も ら う	友 達 と 勉 強 す る	そ の 他	学 校 の 授 業 以 外 で 勉 強 し な い	無 回 答
相対的貧困世帯	51 100.0%	35 68.6%	5 9.8%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	11 21.6%	16 31.4%	0 0.0%	6 11.8%	0 0.0%
標準世帯	203 100.0%	170 83.7%	30 14.8%	1 0.5%	1 0.5%	1 0.5%	58 28.6%	69 34.0%	7 3.4%	11 5.4%	0 0.0%

・「自分で勉強する」が標準世帯で 83.7%、相対的貧困世帯で 68.6%と最も高く、次いで「友達と勉強する」(標準世帯：34.0%、相対的貧困世帯：31.4%)、「家の人に教えてもらう」(標準世帯：28.6%、相対的貧困世帯：21.6%)の順となっています。また、「塾で勉強する」という回答は標準世帯の児童で 14.8%ありましたが、相対的貧困世帯の児童では 9.8%と 5.0 ポイント低くなっています。家庭の経済格

差を放課後の教育格差につなげないために、ひとり親家庭や相対的貧困世帯の子どもに対する伴走的な学習支援を拡充させることが必要です。

2) 進学先の希望と理由

	合計	中学卒業後は進学しない	高校	専門学校	短大	大学	その他	まだわからない	無回答
相対的貧困世帯	51 100.0%	0 0.0%	20 39.2%	7 13.7%	3 5.9%	7 13.7%	0 0.0%	14 27.5%	0 0.0%
標準世帯	203 100.0%	1 0.5%	56 27.6%	23 11.3%	1 0.5%	64 31.5%	3 1.5%	55 27.1%	0 0.0%

	合計	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友だちがそうしているから	お金のことを考えて	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答
相対的貧困世帯	37 100.0%	18 48.6%	2 5.4%	9 24.3%	1 2.7%	2 5.4%	2 5.4%	1 2.7%	0 0.0%	8 21.6%	1 2.7%
標準世帯	148 100.0%	86 58.1%	17 11.5%	19 12.8%	9 6.1%	2 1.4%	20 13.5%	4 2.7%	4 2.7%	28 18.9%	1 0.7%

・標準世帯の生徒では「大学」までが31.5%と最も高く、次いで「高校」(27.6%)となっています。相対的貧困世帯の生徒では「高校」までが39.2%と最も高く、次いで「まだわからない」(27.5%)となっています。

・理由は、「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の児童で58.1%、相対的貧困世帯の児童で48.6%と最も高くなっています。次いで、標準世帯の児童では「とくに理由はない」(18.9%)が高く、相対的貧困世帯の児童では「親がそう言っているから」(24.3%)が高くなっています。

・ひとり親家庭や相対的貧困世帯の子どもに対する伴走的な学習支援を拡充するとともに、就学支援制度等の支援をすることで進学に向けたチャレンジを後押しすることが重要です。

3) 大人の代わりにやっていること、重い負担がかかっていること

	合計	障がいや病気のあつる家族に代わって行う、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事	家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話	障がいや病気のあつるきょうだいの世話や見守り	障がいや病気のあつる大人の家族の身の回りの世話	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい	一緒に住んでいる家族の通訳	特に重い負担がかかっていることはない	無回答
相対的貧困世帯	51 100.0%	0 0.0%	3 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	45 88.2%	3 5.9%
標準世帯	203 100.0%	1 0.5%	4 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	186 91.6%	11 5.4%

・「特に重い負担がかかっていることはない」が標準世帯で91.6%、相対的貧困世帯では88.2%となっています。何らかの対応を行っている内容を見ると標準世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(2.0%)、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい」(1.0%)、「障がいや病気のあつる家族に代わって行う、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事」(0.5%)の順になっています。相対的貧困世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」が5.9%となっています。

子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する必要があります。

4) 生活の満足度（「0：全く満足していない」～「10：十分に満足している」で評価）

	合計	0：まったく満足していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10：十分に満足している	無回答
相対的貧困世帯	51	0	0	1	3	5	9	1	8	8	7	9	0
	100.0%	0.0%	0.0%	2.0%	5.9%	9.8%	17.6%	2.0%	15.7%	15.7%	13.7%	17.6%	0.0%
標準世帯	203	0	2	7	8	8	21	17	23	33	37	47	0
	100.0%	0.0%	1.0%	3.4%	3.9%	3.9%	10.3%	8.4%	11.3%	16.3%	18.2%	23.2%	0.0%

・「10」と回答した割合が標準世帯では23.2%、相対的貧困世帯では17.6%となっています。
相対的貧困世帯では「5」が同率一位の17.6%となっており、満足度の差が大きい傾向が見られます。

※「相対的貧困世帯」について

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本市における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。

(4) 中学生からの意見聴取

こども基本法第11条では、「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。このため、宮若市こども計画の策定に当たっては、先述のアンケート調査を実施するとともに、市内の中学校の協力を得て、直接意見聴取を行いました。

①実施概要

(ア) 宮若東中学校生徒会からの意見聴取

実施日：令和7（2025）年3月17日

参加者：生徒会（1・2年生）22人が参加。

4グループに分かれて意見交換・発表

(イ) 宮若西中学校生徒会からの意見聴取

実施日：令和7（2025）年3月21日

参加者：生徒会（1・2年生）13人。

3グループに分かれて意見交換・発表

(ウ) 意見の提出方法

グループによる意見交換・発表

(エ) 議題

議題1 「わたしが宮若市で生活する中で困っていること（学校内でのことを除く）」

議題2 「放課後や休日、夏休み期間の居場所」

②提出された意見の総括

議題1「わたしが宮若市で生活する中で困っていること（学校内でのことを除く）」

【意見1】 帰り道が暗い。街灯が少ない（7グループ中7グループ）

→自動車での移動が多くなると意識しなくなる観点です。全てのグループから意見が提出されています。部活動などで日が暮れて帰る場合にも、安心して帰路に着ける環境整備が求められています。

【意見2】 交通手段が少ない。バスの本数が少ない（7グループ中6グループ）

→中学生が保護者に頼らずに、広域的に移動するには公共交通が主な手段となりますが、宮若市には駅（鉄道）がないため、手段が少なく、バスの本数も多くありません。子どもたちのニーズをよく把握し、自分たちで行きたい場所に行くことができる環境整備が求められます。

【意見3】 道がでこぼこしている（7グループ中4グループ）

→上記【意見1】と同様に、自動車での移動が多くなると意識しなくなる観点です。徒歩、自転車ですら安全に移動できる環境整備が求められます。

【意見4】 遊べる公園、広い公園がない（7グループ中4グループ）

→気軽に遊べる公園、ボール遊びができるような広い公園がないとの意見がありました。議題2「放課後や休日、夏休み期間の居場所」にも関連してきます。

【意見5】 自習できる場所がない

→議題2にも関連しますが、誘惑の多い自宅より集中して学習に取り組める環境整備が求められています。公共施設の利用に関しても意見が提出されました。

【その他】夜間の騒音に対する苦情や、買い物や遊べる店舗がないなど様々な意見が出されました。



宮若西中学校



宮若東中学校

議題2「放課後や休日、夏休み期間の居場所（今の居場所（自宅を除く）とこんな居場所がほしい）」

【宮若東中学校（複数のグループから提出された意見）】


今の居場所	こんな居場所がほしい
<ul style="list-style-type: none"> • 宮若リコリス • 光陵グリーンパーク • ファーストフード店 • スーパーマーケット 	<ul style="list-style-type: none"> • カラオケ店 • ボーリング場 • 広い公園、みんなで遊べる公園 • カフェなどの飲食店 • 自習できるところ • ショッピングモール • 服屋 • 遊園地・動物園

【宮若西中学校（複数のグループから提出された意見）】

今の居場所	こんな居場所がほしい
<ul style="list-style-type: none"> • 若宮小学校跡地 • ハートフル • 宮若リコリス 	<ul style="list-style-type: none"> • 市民プール • カフェなどの飲食店 • ショッピングモール • カラオケ • 本屋 • 楽器店 • ボーリング場 • ディスカウントストア

→ 宮若東中学校区には、宮若リコリスやファーストフード店など、宮若西中学校と比較して、友人と集まって過ごす場所がありますが、宮若西中学校からの意見では、若宮小学校跡地が居場所の一つになっており、子どもたちが安全、安心に遊べる場所を確保するためにも、今後、跡地の利活用を検討する場合に十分考慮することが必要です。

また、熱中症を警戒する期間が長く、屋外で長時間遊ぶことが難しい時代です。子どもたちが体力を維持しながら、友人と楽しく過ごすことができるような工夫が必要です。



第3章

具体的な施策・事業

1. こどもが持つ権利の保障

(1) こどもの権利について社会全体での理解促進

令和5（2023）年4月に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下、「※こどもの権利条約」という。）の精神にのっとった「こども基本法」が施行されました。

条約締約国は、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重し、確保することが求められています。

このこども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利の保障がうたわれています。

全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりに向けて、こどもが権利の主体であることを社会全体で共有することが求められます。

また、こどもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達に応じて、こどもが自己に直接関係することについて意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重することが必要です。

よって本市では、本計画において、こどもが権利の主体であることを明確に位置づけ具体的なこども施策に取り組んでいくこととしています。

「※こどもの権利条約」

●こどもの権利条約の4つの原則

① 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

② こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

④ 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(2) 「こども基本法」と「こども大綱」

「こども基本法」は、令和4（2022）年4月4日に成立し、同日に成立した「こども家庭庁設置法」とともに、同年6月22日に公布され、令和5（2023）年4月1日に施行されました。

こども基本法は、こども家庭庁の発足と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、制定されたものです。

こども基本法における「こども施策」とはこどもの健やかな成長に対する支援等を主な目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策を含むものとされています。

こども基本法第3条には、こども施策を決める上で大切な6つの基本理念が示されています。

<6つの基本理念>

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

令和5（2023）年12月22日、こども基本法第9条に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「少子化社会対策大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

また、こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されていますが、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。すなわち、こども大綱は、こどもが大人になるまでに関して、国がどのように施策を行っていくのかということ、網羅的に示したものです。

(3) こどもの権利に対する取り組み

【現状と課題】

- こどもが権利の主体であることを社会全体で共有し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図るための取組を進めていくことが求められています。
- こどもだけでなく大人に対しても、こどもが権利の主体であることについて理解の促進を図る必要があります。
- 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められます。
- こども家庭庁が令和5（2023）年度に実施した「こども政策の推進に関する意識調査」では、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は15.7%にとどまっています。

【施策の方向】

- こどもが権利の主体であることを、学校現場、出前講座、各種広報媒体等において、こどもやこどもに関わる市民全体に対し広く伝えることで、社会全体への啓発を推進します。
- 「こどもまんなか社会」を実現するため、市民や事業者による取組を広く働きかけていきます。
- 全てのこどもが自らに関係するこども施策に対して意見を表明しやすい環境の構築に努めるとともに、こども施策に反映させる仕組みづくりを進めます。

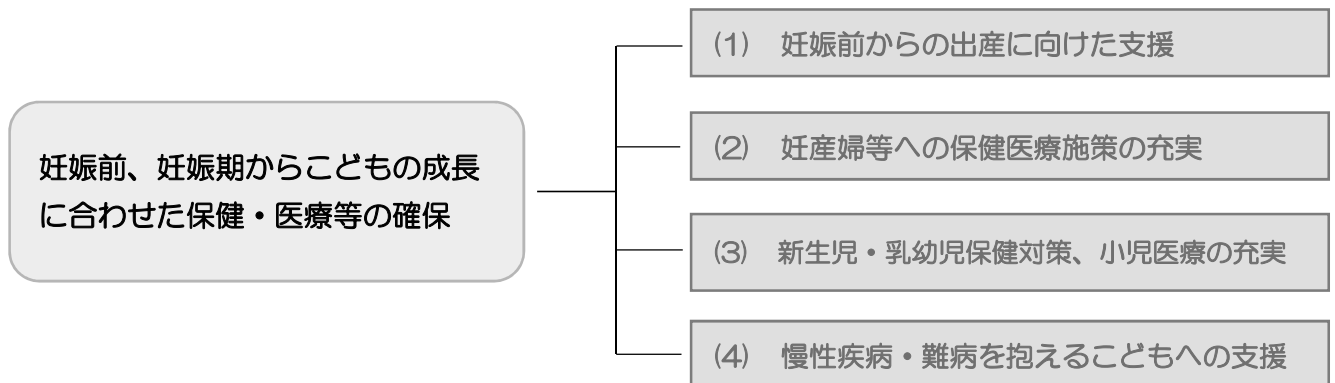
【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもが権利の主体であることの啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、広報媒体を活用した啓発、市民向け出前講座の実施、本市の子育て支援に係る取組等の周知を行います。周知・啓発に当たっては、国が作成する普及啓発素材等を活用しながら、市のホームページやSNS等で発信するなど、こどもにも伝わりやすい方法を検討します。	こども家庭課
2	学校現場におけるこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関して、児童生徒及び教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領や生徒指導提要に基づいた教育活動を推進します。	学校教育課
3	こどもまんなか社会づくりの推進	市のホームページやSNS等において、こどもの権利の啓発や、こども施策に対するこどもや保護者等の意見紹介、市民や各団体・企業等が実施している「こども食堂」等「こどもまんなか」の取組等の紹介を実施し、社会全体でこどもまんなか社会づくりを進める気運を醸成します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	こども施策に対するこどもの意見反映	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させるため、幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施するとともに、こども施策に対するこどもや保護者等の意見募集を実施します。なお、意見聴取に当たっては、意見を考えるために必要な情報が伝わりやすいよう工夫することとし、意見については、市のホームページにてアンケート方式で意見を収集し、公表するとともに施策等へフィードバックを行います。	こども家庭課 関係各課

2. 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保

【施策体系】



(1) 妊娠前からの出産に向けた支援

【現状と課題】

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊婦やその家族を支える力が弱くなっている中で、安心して妊娠・出産をするためには、若い世代を対象に早い段階から、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談できる体制が必要です。
- 不妊治療を受ける方は年々増加傾向にあるため、不妊・不育に悩む方に対して精神的、経済的支援を総合的に行っていく必要があります。
- また、流産・死産や出生後早期にこどもを亡くした方に対する支援の必要性も求められています。

【施策の方向】

- 思春期からの人々を対象に、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すためのプレコンセプションケアを推進します。
- 不妊・不育に悩む方への相談支援、経済的支援を総合的に行うとともに、不妊治療と仕事の両立に関する啓発を行います。
- 流産・死産や出生後早期にこどもを亡くした方に対する相談支援等を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	教育委員会と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	こども家庭課
2	若年者への性知識啓発	望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少を図るため、市のSNSアカウントを活用し正しい性知識を普及啓発するとともに、相談希望者を「SOS電話相談」へ案内します。	こども家庭課
3	不妊・不育と性に関する相談支援	こども家庭センターにおいて、思春期から更年期の各ライフステージに応じた相談対応を行い、必要に応じて専門医相談に繋がります。また、流産・死産を経験した方の相談対応も行います。	こども家庭課
4	不妊・不育に悩む方への経済的支援	福岡県が実施する先進医療による不妊治療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育に悩む方に対する経済的負担の軽減事業の案内を行います。	こども家庭課
5	妊婦のための支援給付金交付事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる相談支援と、給付金の支給による経済的支援（妊婦給付認定後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人あたり5万円）を一体的に行う、「妊婦のための支援給付」を実施します。	こども家庭課

妊娠・子育て・思春期に関するSOS相談窓口

悩み、心配事、ひとりで悩んでいる方が、「いつでも」「だれでも」「気軽に」安心してご相談できる窓口です。

○電話相談 092-406-5118

○妊娠に関するメールでの相談は「https://jyosanshi.net/sos/pre_consultation_form/」

○子育てに関するメールでの相談は「https://jyosanshi.net/sos/consultation_form/」

○思春期に関するメールでの相談はこちら「https://jyosanshi.net/sos/shishunki_form/」

受付時間

平日・土曜9時から17時30分まで（祝日含む）

日曜、お盆（8月13日から8月15日）、年末年始（12月29日から1月3日）はお休み

※メールでのご相談は24時間受付！

ご相談は無料で、秘密は厳守されます。

一般社団法人福岡県助産師会の相談員（保健師、助産師）が対応します。

【相談内容】

- 妊娠に関する相談 : 思いがけない妊娠にとまどっている、産もうかどうか迷っている、出産しても自分では育てられない、産みたいが病院に受診、出産の費用がない、妊娠による身体や心の変化、妊娠中の生活などの不安や悩み。

- 子育てに関する相談：ご飯を食べてくれない、なかなか寝てくれない、発育の様子、気分の浮き沈み、ワンオペ育児、人間関係などの不安や悩み。
- 思春期に関する相談：からだの変化、人間関係、学校に行きたくない、性感染症、気分の浮き沈みなどの不安や悩み。

妊婦のための支援給付金交付事業

- 対象者：宮若市在住で妊婦給付認定を受けた方
 - 支給金額：【1回目】妊娠届出後 5万円
【2回目】妊娠しているこどもの人数を届出後 こども一人あたり5万円
- ※ 給付金は流産・死産等の場合も支給対象。医療機関等で確認された日以降に申請が可能です。

不妊・不育と性の相談センター

思春期から妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望される方に対する専用の相談窓口が県内全保健福祉（環境）事務所に設置されています。

○相談内容

- ・更年期、流産・死産に伴うグリーフケア、出生前遺伝学的検査（NIPT）、不妊・不育等に関する専門的な相談支援

○相談方法

- ・電話または面接相談（※面接相談を希望される場合は事前連絡が必要です）

○相談員

- ・助産師・保健師及び関係職員

○専用電話番号（開設時間 8時30分から17時00分）

事務所名	専用電話番号
嘉穂・靱手保健福祉環境事務所	0948-29-0277
田川保健福祉事務所	070-3113-4895
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-37-4070
筑紫保健福祉環境事務所	070-1321-4090
粕屋保健福祉事務所	080-9415-9858
糸島保健福祉事務所	080-4712-8411
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-4211
南筑後保健福祉環境事務所	070-1387-2900
京築保健福祉環境事務所	070-1524-3403

不妊に悩む方への先進医療支援事業

不妊に悩むご夫婦の不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。

○助成対象者

- ・保険診療として特定不妊治療を受診されている方
- ・2023（令和5）年4月1日以降に特定不妊治療を開始されている方
（※ただし、治療終了した時期により申請期限は異なります）
- ・特定不妊治療の治療計画を立てた日に夫婦である方（事実婚含む）
- ・特定不妊治療の治療計画を立てた日における妻の年齢が43歳未満の方
- ・夫婦の双方またはいずれかが、特定不妊治療の治療計画を立てた日から申請日まで継続して、福岡県内にお住まいの方

○助成の考え方

- ・保険診療による1回の特定不妊治療と併用して実施した「先進医療」にかかる費用の一部を助成します。

※注意事項：保険診療分は対象外です。また特定不妊治療を全額自費で実施した場合、一般不妊治療（人工授精など）も、助成の対象外です。

保険診療による特定不妊治療		先進医療
公的負担（7割）	自己負担（3割）	自己負担（10割）

この部分
を助成!!

○助成内容

助成対象の先進医療：先進医療として厚生労働省が告示している先進医療が対象です。

助成上限額：1回の治療で実施した先進医療費用の7割（千円未満切り捨て）、5万円を上限とします。

申請期限：「1回の治療」が終了又は中止した日の属する年度末まで（当日消印有効）。

なお、やむを得ない事情がある場合に限り、翌年度4月30日まで申請できます。

※対象の先進医療、申請書類、申請窓口、問合せ窓口等の詳細情報は
福岡県HPをご確認ください



<福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業HP>

(2) 妊産婦等への保健医療施策の充実

【現状と課題】

- 出産年齢の上昇などにより、妊娠と直接関係のない偶発合併症が増加傾向にあることから、ハイリスクの妊婦であっても安心して出産できるよう、急変時において、助産師や地域の分娩取扱施設等との連携が必要です。
- 妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができる環境を整備することが必要です。

- こどもの健やかな成育のためには、成育過程にあるこども及びその保護者並びに妊産婦に対し、その各段階における心身の健康課題等に適切に対応する支援等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する必要があります。
- 妊婦健康診査は、妊婦や胎児の健康状態を把握し、母体の保護と新生児の健やかな成長を図るために極めて重要です。
- 妊産婦は、妊娠・出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱え、ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすいため、うつ病など、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあり、妊娠期からの支援が必要です。

【施策の方向】

- リスクの高い妊婦が安心して出産できるよう、こども家庭センターの保健師が定期的に状態を確認して支援するほか、母体搬送受入先との調整、周産期医療関係の研修参加など、周産期体制の充実を図ります。
- 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を提供できる体制を構築するため、こども家庭センターにおける母子に対する心身のケアや育児サポート等を促進するとともに、関係機関と連携し母子保健従事者の専門性の向上等に努めます。
- 妊産婦の産前・産後の家事や育児等の負担を軽減するための支援の充実を図るとともに、産後ケア事業の利用促進を図り、母子の健やかな生活を支援します。
- 妊娠の早期届出や妊婦健康診査が重要であることの啓発や、妊産婦に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 妊娠期から子育て期に渡る様々な悩みや不安に対し、こども家庭センターの保健師等が電話・メール相談に応じる体制を整え、相談者の悩みや不安の軽減を図るとともに、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題への対応強化を図ります。また、歯周病リスクが高い妊婦に対し、歯科健診の受診を勧奨します。
- 関係機関と連携し、情報共有を行う妊娠期からのケア・サポート事業により、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握するとともに、健康管理、育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の実施を促進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	周産期相談体制の充実	○周産期相談体制の整備：周産期における母親の抱える悩みや不安感に対して、適切な助言及び支援を行うため、こども家庭センターに保健師及び管理栄養士を配置し、相談支援体制を確立します。また、助産師、産科・新生児科医師と連携して、周産期の母親やその家族からの緊急な支援要請があった場合に、即日対応できるよう体制の確保を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	こども家庭センターの機能強化・認知度の向上	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、保健師及び管理栄養士を配置し、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、市の広報やホームページ、SNSを活用し相談窓口の周知に努めます。	こども家庭課
3	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭センターの保健師・看護師が、すべての乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や要支援家庭に対するサービス提供の検討、関係機関と情報共有を行いながら、必要に応じたサービスを提供します。	こども家庭課
4	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や助産師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
5	妊娠・出産包括支援事業	産後ケア事業の利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。	こども家庭課
6	妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性、マタニティマークについて市の広報やホームページで啓発し、妊婦に対する理解と配慮を促します。	こども家庭課
7	ハイリスク妊産婦等への支援	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防します。	こども家庭課
8	特定妊婦等への育児支援	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対しセルフプランを作成し、妊娠期から出産後まで継続して育児支援を行います。	こども家庭課

マタニティマーク

マタニティマークは妊婦さんへの思いやりをマークにしたものです。まちや、職場などでマタニティマークを付けている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか？」の一言など、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いします。電車・バスでは優先して席を譲り、乗降時に協力しましょう。近くでの喫煙は控えましょう。

○福岡県ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninshin.html>



(3) 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実

【現状と課題】

- 保護者の不安を解消し、安心して子育てできる環境をつくるため、必要な時に適切な医療が受けられるように、急を要する場合の小児救急医療受診先や在宅医療を必要とする小児の円滑な在宅療養受診相談先等の情報提供が求められています。
- こどもの健やかな発育・発達や健康維持・増進、疾病予防の観点から、早期に新生児・乳幼児の疾病、障がいを発見することが重要です。
- 食べる、飲み込むなどの基礎がつけられる乳幼児期に、口腔機能を正しく育てることが必要です。
- 予防接種を行うに際して、より専門的な知識と慎重な判断が求められる予防接種要注意者への対応が必要です。

【施策の方向】

- 地域の小児拠点病院とかかりつけ医療機関をはじめとする地元開業小児科医との連携等を促進し、小児救急医療機関の情報提供を図ります。また、こどもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、電話相談窓口の情報を発信します。
- 在宅医療を希望するがんに罹患した小児が安心して療養できるよう、小児等の在宅サービスにかかる利用料の一部を助成します。
- 新生児・乳幼児の疾病、障がいを早期に発見するための検査体制等を整備・充実することにより、早期治療や療育に適切につなげます。
- 乳幼児期の口腔機能を正しく育てるため、口腔機能獲得・発達のための支援に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	小児医療体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくおか医療情報ネット」による、救急医療情報や医療機関情報について周知します。 ※ https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/ ・こどもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関する相談を、福岡県が実施している経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医が助言を行う夜間の電話相談（小児救急医療電話相談事業）の情報提供を行い、小児をもつ保護者の不安軽減及び小児科医の負担軽減を図ります。 	こども家庭課
2	乳幼児の発達に関する検査・相談	乳幼児健診等で把握された心身の発達において、支援が必要な子ども又はそのおそれのある子どもに対し、福岡県保健福祉（環境）事務所と連携し、発達診査・相談を行い、必要に応じて発達訓練・指導を実施します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業	40歳未満のがん患者の方が、自宅で安心して生活を送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、助成の対象となるサービス(介護保険制度において利用できる在宅サービス等)にかかる利用料の一部を助成します。 ※AYA世代とは、「Adolescent and Young Adult世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。	健康福祉課
4	子ども医療費支給制度	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	市民課
5	乳幼児期における口腔機能 獲得・発達	市が実施する出生後7ヶ月健診の際、歯科衛生士による乳幼児期の口腔機能獲得・発達の重要性や適切な訓練方法等を助言・指導し、その理解促進に努めます。	こども家庭課
6	子育てに関する知識の普及 啓発	母子手帳交付時や乳幼児健診時において、こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を配布し、家庭での育児に活用してもらいます。	こども家庭課
7	定期予防接種の実施	市の保健事業カレンダーに予防接種実施事業スケジュールを掲載するとともに、定期予防接種の接種時期に合わせて保護者に対して案内を行い、予防接種を実施します。	こども家庭課



乳幼児健診の様子

●福岡県小児医療電話相談（#8000/#7119）の利用案内

福岡県小児救急医療電話相談（#8000）

平日夜間・休日に、子どもの急な病気、ケガに関する相談を経験豊かな看護師、または必要に応じた小児科医がアドバイスします。

電話番号：# を押して 8 0 0 0（短縮ダイヤル）

または、092-731-4119（IP電話などの場合）

受付時間：（平日）19時～翌朝7時

（土曜）12時～翌朝7時

（日祝）7時～翌朝7時

福岡県救急電話相談・医療機関案内（#7119）

（1）救急電話相談

急な病気やケガにより救急車を呼ぶか迷ったときや医療機関への受診を迷ったとき、救急医療機関での経験を有する看護師が、医療機関受診の緊急度などについてアドバイスを行います。

（2）医療機関案内

現在診療中の最寄りの医療機関を案内します。

電話番号：# を押して 7 1 1 9（短縮ダイヤル）

または、092-471-0099（IP電話などの場合）

受付時間：24時間365日

●小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業

①助成対象者（次のすべてに該当する人）

- ・本市に住所を有する40歳未満の者・がん患者・在宅療養上の生活支援及び介護が必要な者
- ・他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない者・本市の市税等を滞納していないこと。

②助成金の交付対象

- ・訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、福祉用具の購入

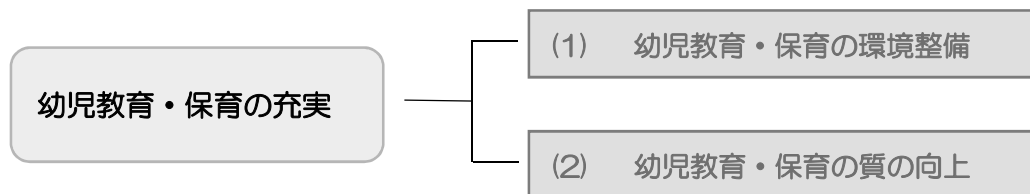
③助成金の額

- ・1カ月あたりのサービス利用料に対し、上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割相当額（最大5万4千円）を助成します（生活保護世帯の方は10割相当額を助成）。※助成金を上回る利用料等については、利用者ご本人の負担

※ 詳細は、市のホームページ参照「<https://www.city.miyawaka.lg.jp/kiji003448900/index.html>」

3. 幼児教育・保育の充実

【施策体系】



(1) 幼児教育・保育の環境整備

【現状と課題】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図り、こどもの健やかな成長を支えていく必要があります。
- 「宮若市こども計画策定アンケート」令和6（2024）年度によると、子育てについての心配や悩みごととして「将来的な教育費」「生活費などの経済的負担」と回答した世帯が多いことから、ライフステージを通じた経済的支援の強化が求められます。
- 保育所等での障がい児の受入れが増加していることから、特別な配慮を必要とするこどもの保育所等における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援を充実することが重要です。

【施策の方向】

- 幼児教育・保育の提供体制の充実を図るため、新たに保育士を目指す方への経済的支援、離職防止対策の促進、保育士・保育所の魅力発信など、保育人材確保の取組を実施します。
- 安心してこどもを預けられる体制を整備するため、保育所・認定こども園・幼稚園に対する指導監督や運営費支援を実施します。
- 病児保育の利用をはじめ、延長保育、一時預かり等の充実を図ります。
- 障がい児の保育に係る受入体制の整備等を行います。
- 認定こども園、保育所、幼稚園などにおける、幼児教育・保育や多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	第2子以降児童の保育料無償化	保護者の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策として、市内在住のこどものいる家庭において、第2子以降の保育料を無償化します。	こども家庭課
2	新規保育士の確保	保育人材の確保を目的とし、市内認可保育施設が受け入れる保育実習生に交通費等（日額：上限4,000円）を助成します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	延長保育事業に対する支援	市内認可保育施設に対し、延長保育に係る人件費の一部を補助金として交付し、延長保育環境の整備を図ります。	こども家庭課
4	障がい児保育に対する支援	市内認可保育施設に係る障がいを持つこどもの受け入れを強化・促進するため、加配職員の人件費の一部を補助金として交付します。	こども家庭課
5	保育所のICT化推進事業	市内認可保育所の業務効率化を図ることを目的として、保育士のシフト管理、保護者との連絡管理、保育記録等に係る業務のICT化の導入費の一部を補助金として交付します。	こども家庭課
6	病児保育事業の実施	直方市、小竹町、鞍手町と協定を結び、共同で病児保育事業を実施し、入院の必要がなく病気の回復期にあって、集団保育が困難で保護者などが仕事などの事情により家庭で保育できない場合、無償で預けることのできる病児保育事業を実施します。 ※病児・病後児室「メリーハウス（鞍手町）」	こども家庭課
7	一時預かり事業の実施	市内にお住まいの保育所等を利用していない生後6ヶ月から就学前までのこどもを対象に、市の子育て支援センター2箇所にて一時預かり事業を実施します。	こども家庭課
8	こども誰でも通園制度の実施	保護者の就労の有無にかかわらず、保育施設等に通っていない0歳6ヶ月～2歳児のこどもを月1人あたり10時間（上限）の範囲内で、時間単位で市が認可した保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」を令和8（2026）年4月より実施し、保護者の負担軽減等を図ります。	こども家庭課

◆宮若市子育て支援センター

1. さくらんぼ（一時預かり事業）

住 所：宮若市磯光 1317 番地 18

電 話：0949（32）1319

開所日時：月曜日～土曜日

（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

利用料金：1日2,000円、

半日（4時間以内）1,000円

対象年齢：生後6ヶ月～就学前まで

定 員：1日 5名まで

◆宮若市子育て支援センター

2. たけんこ（一時預かり事業）

住 所：宮若市竹原 1 番地 1

電 話：0949（52）2002

開所日時：月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

利用料金：1日2,000円、

半日（4時間以内）1,000円

対象年齢：1歳頃～就学前まで

定 員：1日 5名まで

(2) 幼児教育・保育の質の向上

【現状と課題】

- 乳幼児期のこどもに、質の高い幼児教育・保育を提供し、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくためには、幼児教育・保育従事者の専門性の向上を図る必要があります。
- 幼児教育・保育に携わる人材の確保や職場環境の改善を推進することが重要です。
- 幼児教育・保育従事者の更なる処遇改善を進めるため、保育所等における職員に対する支援を行います。
- 全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の連携を図る必要があります。

【施策の方向】

- 保育所等から報告された職員の処遇などの適切な運営管理状況の把握に努めるとともに保育所等における保育士等の処遇改善の取組を促進します。
- 保育所等に対し、保育現場の業務負担軽減に係る支援を行うことにより職場環境の改善を推進します。
- 幼児教育・保育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、幼保小の関係者の双方向の連携を促進するとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	保育事業者に対する巡回支援	保育事業者に対し保健師、社会福祉士等の専門家を派遣し、保育現場における業務負担状況やこどもの様子等を確認の上、保育上の相談・助言を実施することで、職場環境改善を図ります。	こども家庭課
2	保育士の就労継続支援・負担軽減に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内認可保育所の保育士等の確保及び離職防止を図るため一定期間、継続して勤務している者に対して給付金を支給します。（保育士等就労支援給付事業） ・市内認可保育所において、保育士の負担を軽減するため、食事の配膳や清掃などの関連業務従事する保育士支援者を配置する場合、これに係る人材の人件費相当額を補助金として交付します。（保育体制強化事業） 	こども家庭課
3	保育補助者等の配置支援	保育所において保育補助者（※保育士の資格を持たないが、必要な研修を受講し保育士を補助する者）を雇用し、保育士の業務負担軽減および離職防止を図り、保育環境の整備を行っている保育事業者に補助金を交付します。 （保育補助者雇用強化事業）	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方について情報提供を行うなど、幼保小の関係者の連携を促進します。	こども家庭課 学校教育課
5	保育所等英語教育推進事業の推進	小学校から始まる英語授業へ子ども達が円滑に移行できるように幼児期から英語や多文化に触れる機会を設けるため、外国語講師による英語教育を実施している保育所へ補助金を交付します。	こども家庭課
6	保育所等の園外活動時の安全確保	市・保育所・学校・警察等関係機関と連携し、市内通学路等における合同点検を実施し、危険個所の把握を行い、ガードレール、カーブミラー、街灯等の設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	こども家庭課 学校教育課 土木建設課 土地対策課

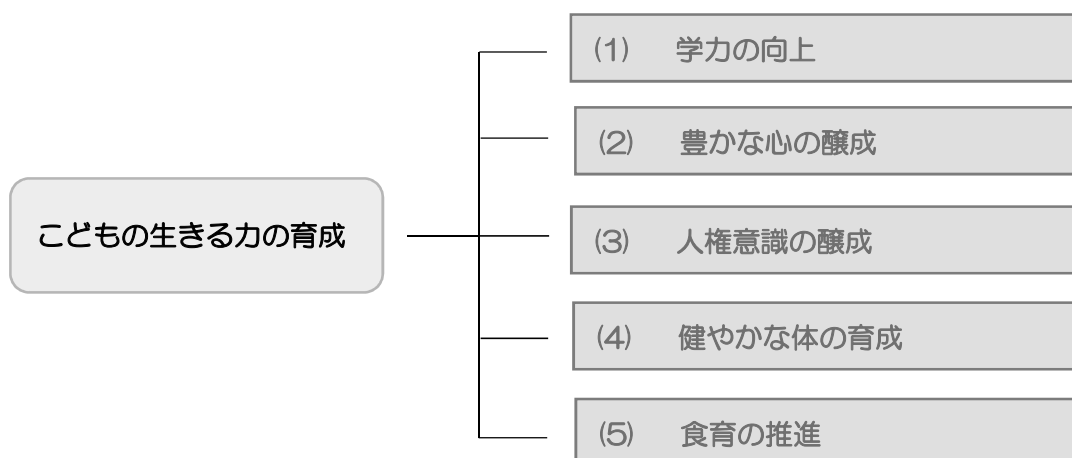


宮若さくらこども園 英語教育



4. こどもの生きる力の育成

【施策体系】



(1) 学力の向上

【現状と課題】

- 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学び意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- 学童期に、基礎的な「読む力」、「書く力」、「計算する力」等を習得し、活用することが、その後の長期にわたる学習にとって重要となります。
- 学力向上に向け、取組を行う学校への支援のほか、地域の教育資源を活用した学習活動の推進等、様々な取組を強化する必要があります。
- 現在、ICTがあらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力をこどもたちに身に付けさせることが求められています。

【施策の方向】

- ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	学力アップ推進事業	市内の児童生徒の学力向上を図るため、放課後の時間を活用し「みやわかアフタースクール」を実施し、NPO法人や学習ボランティアによる学力補充学習を提供します。	学校教育課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	次代の人材育成に向けたDX推進事業	1人1台端末を活用した多彩な教育資源による、学習活動の実施、データ分析による児童・生徒の学びの充実及び教員の指導改善、学校のICT活用を推進する支援体制などにより児童・生徒が学びを深める環境の充実を図ります。	学校教育課

(2) 豊かな心の醸成

【現状と課題】

- 幼少期から読書をしたり、様々な文化芸術に触れたりすることは、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、多様性の尊重や相互理解の精神といった豊かな人間性や、オリジナリティあふれるアイデアを生み出す想像力を養う上で有効な役割を果たすことから、地域や学校等との連携により、読書活動の推進や文化芸術に触れる機会の充実が必要です。
- 豊かな情操、人権意識、自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性、公共の精神等を育むことは、こどもが自立した社会生活を営む上での基礎となるものです。
- 規範意識は幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。

【施策の方向】

- 「宮若市子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。また、保護者への啓発のため、保育所・幼稚園や小学校、公民館において、地域の読書ボランティアの活用を図ります。
- 市立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や市立図書館による学校支援を推進し、こどもの読書活動の充実を図ります。
- 次世代を担うこどもが優れた文化芸術や郷土の伝統文化に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・体験する機会や、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通して、「自分を大切に作る心」や、「思いやりの心」、「人を尊敬する心」、「感謝の気持ち」、「家族を大切に作る心」等を育てる心の教育を推進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもが文化芸術に触れる機会の充実	こどもの文化活動の発表の場や芸術文化を鑑賞する機会を提供し、こども文化活動の充実を図ります。	学校教育課
2	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	司書やボランティアグループによるおはなし会を行うとともに、読書活動推進のために読み聞かせボランティアを募集し、読書に関する事業やイベントの促進を図ります。	社会教育課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	宮若市子ども読書活動推進計画の推進	4つの基本方針に沿って、こどものそれぞれの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図ります。 ① 家庭・地域・学校・保育所・幼稚園・認定こども園におけるこどもの読書活動の推進 ② 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 ③ こどもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	社会教育課
4	企業等による職場体験活動の実施	市内の企業や商業施設等協力の下、こども達に様々な職場体験活動を提供し、こども達の就労意識を高める機会を提供します。	学校教育課



おはなし会（社会教育課）

(3) 人権意識の醸成

【現状と課題】

- 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- 部落差別に関する問題については、現在もお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。

【施策の方向】

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「宮若市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 部落差別に関する問題について、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう、啓発活動を充実強化するとともに、地域、企業等における啓発活動に対する支援を行い、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。また、部落差別に関する相談体制の充実や自治会と連携し、「人権問題地域懇談会」を開催し、行政と地域が一体となって人権問題に係る理解を深めることとします。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」の施行	部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的に「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を令和2年4月1日に施行し、これに基づき差別の解消に向けた取り組みを推進します。	保護人権課
2	人権講演会・人権問題地域懇談会の開催	身近な生活の中にある差別に気づき、お互いの人権が尊重される明るい地域づくりを推進するとともに、あらゆる差別の解消に努めることを目的に、7月の同和問題啓発協調月間及び12月の人権週間に人権講演会を開催します。また地域自治会等と連携して人権問題地域懇談会を開催します。	保護人権課 社会教育課
3	男女共同参画社会の推進	「だれもが輝く共同参画のまち」をめざして策定した「第2次宮若市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な事業を推進します。	保護人権課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
4	DV（交際相手等からの暴力）に関する相談対応	DVに関する相談を受け付けるほか、対応可能な専門員が応ずる窓口等に繋がります。	保護人権課
5	人権課題に係る啓発活動の実施	人権に関する啓発冊子『みんなのしあわせのために』や人権啓発カレンダーを各家庭に配布し、人権課題に関する人権啓発を行います。	社会教育課
6	「人権子ども会」活動の推進	子どもたちが自らの権利意識を高めるとともに、異なる価値観や他者の受容など、多様性について学ぶ取組を行います。	社会教育課 保護人権課

（４）健やかな体の育成

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、SARS、MERS等の新興感染症の多くは人獣共通感染症です。これに対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく取組が重要です。
- 学童期は、乳歯から永久歯に生え変わる時期です。生えただけの永久歯は未成熟であるため、特にう蝕が集中的に発症します。う蝕は一度罹患すると自然治癒しません。そのため、う蝕を予防するためには、保護者や学校関係者等が予防方法を正しく理解することが必要です。
- こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

【施策の方向】

- 「宮若市ワンヘルス推進宣言」の下、市民にワンヘルスに関する理解を促進するため、市民及び事業者に対する啓発や子どもたちに対する教育等を推進します。
- 児童生徒や保護者、学校関係者等に対して、フッ化物の効果や安全性への理解促進を図ることにより、フッ化物洗口の実施拡大に取り組みます。
- 子どもたちのスポーツへの動機付けと習慣化を図るため、運動やスポーツをする機会を充実させる取組を推進します。
- 教員を対象とした研修会を通じて、運動やスポーツに取り組むきっかけとなる体育科・保健体育科の授業を工夫・改善し、「運動が好き」「体育が楽しい」と感じるこどもの育成を目指します。
- 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門家（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー）による個別相談の更なる充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ワンヘルス推進事業	福岡県が実施するワンヘルス啓発イベント等の普及活動と連携し、市民への周知活動等を実施します。	環境保全課
2	歯の健康づくり事業	乳幼児の歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳児健診）において、食習慣や歯磨き方法指導、歯科相談、歯科検診を実施するとともに、2歳児歯科健診時にはフッ化物塗布も実施し、う蝕予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こども家庭課
3	母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保	栄養管理に従事する職員や保健師、栄養士等の質の向上に係る研修等に積極的に参加するとともに、こどもに係る様々な事業に要する栄養士、管理栄養士、保健師等の適正な配置促進を図ります。	こども家庭課 総務課
4	こどもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じたこどもの運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	社会教育課
5	部活動指導員配置事業	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課



宮若市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症をはじめ、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザなど、人獣共通感染症予防のためには、人の健康だけでなく、家畜やペットの健康や、野生生物の生存領域である自然環境を一体的に守っていく必要があるという「ワンヘルスの理念」が世界中で広がりを見せています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡ワンヘルス推進基本条例」を制定し、その中で、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取り組みの基本方針や行動計画の策定などが明記されています。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

記

- ワンヘルス実践（人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題への取組）の基本方針を具体化する福岡県行動計画に連携協力します。
- 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行います。

令和4年5月16日 宮若市長 塩川 秀敏

(5) 食育の推進

【現状と課題】

- 食をめぐる状況は、朝食の欠食、偏食等の食生活の乱れや野菜の摂取不足など栄養バランスの偏りが見られ、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。
- 子どもたちの豊かな心を育み、健全な身体を育てるためには、早い時期から食生活に関する正しい知識や習慣を身につけさせることが重要です。
- 特に、学校における食育は、子どもたちが「生きる力」の基礎を育む上で非常に重要です。
- 子どもたちの食や食を支える農林水産業への理解を深めるため、食育とあわせて地産地消の取組を推進していく必要があります。
- 核家族化、共働きの増加などにより、家庭での望ましい食習慣の形成が難しい状況にあるため、保育所等において栄養管理された食事が提供されるとともに、子どもや保護者への食に関する指導が求められます。

【施策の方向】

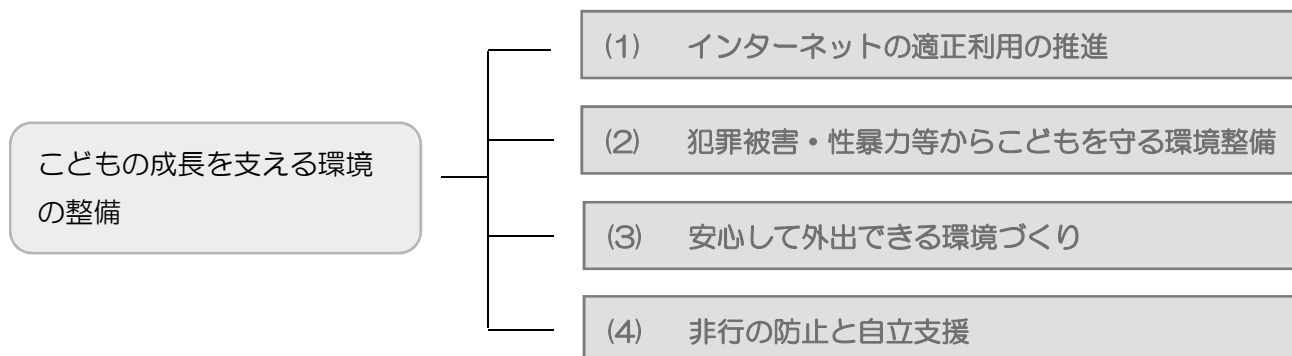
- 食育に関する情報提供、普及・啓発を行い、地域における食育に関する取組を支援します。
- 関係機関と連携しながら、食育・地産地消の取組を推進します。
- 保育所をはじめとする児童福祉施設等における健全な食環境の整備を図るとともに、子どもの健康づくりを担う人材の確保、資質向上に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	学校保健・食育指導事業	教職員を対象に、県が実施する学校保健・安全・給食に関する研修会に参加してもらい、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
2	食育・地産地消の推進	農政、産業振興所管課等と連携し、学校給食への地産農産物の利用促進や、栄養教諭による食に関する指導の実施により、食育と地産地消を推進します。	学校教育課
3	幼児食教室の実施	3歳児から就学前の幼児と保護者を対象に、親子で調理をしながら食べることの大切さを学び、食育に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こども家庭課

5. こどもの成長を支える環境の整備

【施策体系】



(1) インターネットの適正利用の推進

【現状と課題】

- 「宮若市こども計画策定アンケート」令和6（2024）年度によると15歳～39歳までの人の内、58パーセントの人が、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」を自分の居場所として「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。
- インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守った上で利用することが必要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、こどもや保護者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。
- こどものインターネット利用の拡大・低年齢化が進む中、インターネット上での人とのつながりを居場所と感じているこどももいます。インターネット上には、間違った情報やこどもの健全な成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、こどもがトラブルに巻き込まれたり、非行や犯罪被害につながるといった重大な問題が起きており、インターネットの適正利用に向けて、こどもや子育て当事者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。

【施策の方向】

- 市民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、情報を適切に取捨選択して利用する等、インターネットの適切な利用を推進します。
- フィルタリングサービスの活用を進め、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくれます。
- こどもが悪質なサイトを利用し、犯罪被害に遭わないため、こども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等の広報啓発活動を推進します。
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発を実施します。

- スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性、各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- インターネット利用に起因した非行や被害について、実例に基づいた広報啓発を行い、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	インターネットの適正利用に向けた啓発	スマートフォン等の情報端末は、利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図ります。	学校教育課
2	フィルタリング普及啓発活動の推進	子どもが悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、子ども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進します。	学校教育課

(2) 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備

【現状と課題】

- 子どもを犯罪被害から守ることが、全ての子どもが健やかに育つための大前提となります。
- 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育・啓発を行っていくことが重要です。
- 年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれた子どもであっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、子どもへの加害の防止を進めていくことが重要です。
- 困難な問題を抱える若年女性は、困りごとを抱えながらも自ら相談しにくい傾向にあります。
- 人格形成の途上にある子どもが犯罪被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響が大きいことから、被害を受けた子どもの心のケア等、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。
- 成年年齢引き下げに伴い、18歳以上であれば保護者の同意なく契約できることから、知識や経験の不足、コミュニケーションに対する苦手意識などのせい弱性につけ込まれ、様々な消費者トラブルに巻き込まれる可能性が指摘されています。
- 交際相手等からの暴力である「デートDV」の認知度について、「言葉もその内容も知っている」割合は女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要があります。

【施策の方向】

- 防犯のための情報提供、広報啓発を推進します。
- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実を図ります。

- 道路、公園等における防犯環境の整備を行うとともに、防犯ボランティア団体等への活動支援や、誰でも気軽に実践できる「ながら防犯」活動の取組を推進します。また、防犯カメラの設置促進など、犯罪が起きにくい環境整備に努めます。
- 「福岡県性暴力根絶条例」に基づき作成された啓発冊子を配布することにより、児童生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育・啓発を推進します。
- 中学生や高校生、大学生等の若年層に対し、様々な機会を活用して、交際相手等からの暴力の防止に関する啓発を行い、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。
- 性犯罪の被害を防止するため、その前兆とされる声かけ・つきまとい等に対応するとともに、様々な情報発信ツール（公式SNS等）による広報啓発、こどもに対する自己防衛教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。
- 犯罪被害に遭ったこどもの早期発見・保護を行い、そのこどもや家族に対する継続的な支援により、犯罪被害に遭ったこどもの立ち直りを図ります。支援を行うに当たっては、「秘密を守ってほしい」というこどもの意見を尊重し、秘密の保持には十分に留意します。
- 消費者自らが適切に判断・行動できるよう情報提供を充実するとともに、消費者被害に遭いやすい若年者に対し、教育機関等と連携して消費者教育・啓発を推進します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	防犯環境の整備	市内の公園や学校等における犯罪をなくすため、防犯環境整備を促進するため、危険箇所の把握に努め、関係機関と連携して防犯環境の整備を図ります。	総務課 学校教育課 こども家庭課
2	防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援	防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催により、防犯ボランティア団体の活動を支援します。	総務課
3	ながら防犯活動の推進	「通勤・通学」「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など、日常生活の中で気軽に実践できる活動「ながら防犯」を推進し、市民全体で安全・安心まちづくりに取り組む気運の醸成を図ります。	総務課
4	安全・安心なまちづくりの推進	市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進するため、地域防犯活動やながら防犯等の安全・安心まちづくりに係る地域の各種活動を定着、拡大させることにより、安全・安心まちづくりの活性化を図ります。	総務課
5	こども・若者を性犯罪被害から守るための対策の推進	性犯罪の被害を防止するため、様々な情報発信ツールによる広報啓発、こどもや若者に対する防犯教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。	総務課 こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
6	犯罪被害者に対する支援	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」へ繋ぐことによって、電話相談や面接・カウンセリング、病院・裁判所などへの付き添い支援等、犯罪被害者等の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を受けられるようにサポートを行います。	総務課 こども家庭課 保護人権課
7	犯罪被害に遭ったこどもに対する立ち直り支援の推進	被害に遭ったこどもの早期救出・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための助言、カウンセリング等を行います。	こども家庭課 学校教育課
8	若年者を対象とした消費者教育の推進	消費者被害に遭いやすい若年者に対し、県や教育機関、直轄広域消費者センター等と連携した消費者教育を推進することで、自らが適切に判断・行動できる消費者の育成を図ります。	産業観光課
9	交際相手からの暴力防止対策	福岡県が作成した、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを配付し、中学生・高校生への啓発を行います。DV等の被害者の安全を最優先に、的確な事件化等の措置を図ります。	保護人権課
10	性犯罪被害者に対するワンストップ支援	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受け取ることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」に繋いで、被害者の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者への支援をサポートします。	保護人権課

●福岡犯罪被害者総合サポートセンター 筑豊相談窓口

☎0948-28-5759

相談受付：月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始は除く）

●性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎092-409-1356

相談時間：24時間・365日（年中無休）

(3) 安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

- 近年、自然災害が多発しており、こどもの安全を確保し、全てのこどもが安心して学校に通うことができる環境を整える必要があります。
- こどもを交通事故から守るため、交通ルール教育やヘルメットの着用などの自転車の安全利用の促進や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るための取組を進めることも必要です。
- 交通事故の被害者になりやすいこどもの安全な通行を確保するため、交通量が多く事故の危険性が高い通学路においては、危険箇所の改善が課題となっています。車道や歩道の幅員が十分に確保されていない道路の整備が必要となっています。
- 飲酒運転によりこどもの命がなくなることがないように、こどもは「もっと安全に車を運転してほしい」と願っています。飲酒運転撲滅意識の更なる醸成に向け、飲酒運転の危険性等をより深く理解させるための交通安全教育及び広報啓発を推進することが必要です。
- 過去に起こった河川での水難事故等を教訓として、二度と痛ましい事故等を発生させない取組が必要です。

【施策の方向】

- 自転車利用者に対するヘルメット着用をはじめとするルール・マナーの広報啓発活動を推進するとともに、万一に備えるため県自転車条例により義務となっている自転車損害賠償保険等への加入を徹底します。また、車両同乗のこどもの命を守るため、チャイルドシートの正しい使用について周知啓発を図ります。
- 道路の整備等を進め、市街地の自転車の通行や、歩行者の安全を確保します。福岡県や警察等関係機関と連携し、ハード、ソフト両面で、こどもの移動経路の安全確保対策を講じていきます。
- 市民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅に係る交通安全教育及び広報啓発を推進します。
- 小中学校において、水難事故等被害に遭わないよう日々の安全指導や長期休暇前の児童・生徒、及び保護者に対する注意喚起を徹底するなど、事故防止対策を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	通学路の安全確認及び整備	市内小中学校や所轄警察署、関係部署が連携し、各校に係る通学路の安全点検を実施し、危険箇所等（歩道無、見通しが悪い、ため池や河川等）を把握するとともに、必要に応じた整備（歩道整備、ガードレール、カーブミラー、危険標示看板の設置等）を行い、こどもたちの登下校時の安全を確保します。	総務課 学校教育課 土木建設課 土地対策課 こども家庭課
2	段階的かつ体系的な交通安全教育	幼児から高齢者まで各年齢層に応じた段階的、体系的な交通安全教育を出前講座等の活用を促し推進します。	総務課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	水難事故防止対策の実施	市内小中学校において、長期休暇前に児童・生徒に対する安全指導を徹底し、保護者に対しても注意喚起を行います。また児童・生徒に対し、水難事故に遭遇した際、自らの命を守るための対処法を学ぶため、着衣水泳授業を行います。	学校教育課
4	学校や自治会、警察、防犯ボランティア等との連携、活動	学校や自治会、警察、防犯ボランティア団体等と、不審者、犯罪情報の共有化を図り、合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催により、防犯活動を実施します。	総務課 まちづくり推進課
5	飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動	あらゆる世代に対して、飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅意識の高揚を図ります。	総務課



こども見守り交通指導
(宮若西小学校)

こども見守り交通指導
(宮田南小学校)



(4) 非行の防止と自立支援

【現状と課題】

- 社会全体として、非行防止や非行に及んだ子どもに対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る必要があります。
- 家庭や学校に居場所がなく悩んでいたり、非行等の問題を抱える子どもに対し、生活基盤を安定させるための就労支援等、立ち直りや社会的自立を促すための取組が必要です。
- 暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、地域住民や道路利用者に多大な迷惑を及ぼしています。すべての子どもに対して、その危険性や迷惑性を教えていくことが必要です。

【施策の方向】

- いじめや非行問題、体罰などの解決に向けて、学校・家庭・地域における教育の在り方を見直し、関係機関との連携を図る取組を行います。
- 学校、地域住民、ボランティア、警察、市等が連携し、非行に走った子どもたちの立ち直り支援を行うなどして、子どもを見守る社会気運を醸成します。
- 非行等の問題を抱える子どもが社会的に自立できるよう、自己肯定感の向上に資する体験活動の提供や、生活基盤を安定させるための就労・定着支援を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	相談環境の整備	市の家庭児童相談室、小中学校及び警察署や少年サポートセンター等と連携し、非行などの問題に関する相談体制を強化するとともに、個人情報の管理体制を徹底し保護者等が安心して相談できるよう相談環境の整備を図ります。	子ども家庭課
2	虐待等により居場所がない子ども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がない子どもや若者が、一時的に必要な支援を受けることができる安全な居場所を福岡県等関係機関と連携し確保します。	子ども家庭課
3	非行少年等の就労支援	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行います。	子ども家庭課 保護人権課
4	有害図書類などの浄化活動	学校やPTA、警察等、関係機関や団体と連携を図り、青少年の健全な育成に悪影響を与える有害図書類に関する立ち入り調査や指導を実施する環境浄化活動を推進します。	社会教育課

親子のための相談 LINE

子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子どもに関わる保護者や子どもからの相談を受け付けています。

匿名（LINE 上の登録名とアイコン画像のみ）で相談ができ、相談料も無料です。

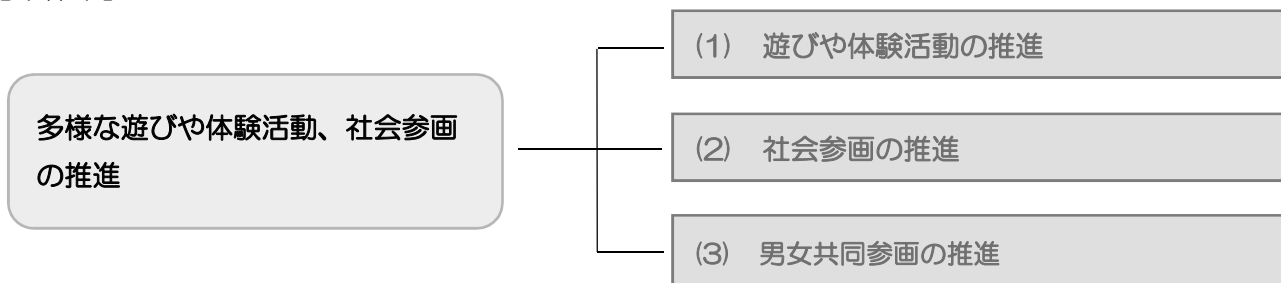
周りに相談できる人がいない、話だけでも聞いてほしいなど、ちょっとしたことでも大丈夫です。

（毎日、午前 10 時から午後 8 時まで ※年末年始を除く）



6. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

【施策体系】



(1) 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

- 遊びや体験は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動を通じて、こどもが自己有用感、自己肯定感を高め、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- こどもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。集団や社会、自然環境の中での経験を通して、こどもの思いやりや規範意識、目的意識とともに、豊かな人間性や社会性などを育む必要があります。
- お米の生産現場や田んぼの役割を知らないこどもが多くなっています。社会全体で取組を推進していくことが必要です。
- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

- NPO、企業等の多様な主体と連携し、市内各地において、外遊びを含む遊びや、自然体験、職業体験など多様な体験の機会が充実するよう取り組んでいきます。
- 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる環境を整えます。
- 小学生を対象に、地域の農家やJAの協力のもと、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうよう推進します。
- 「こども食堂」実施事業者のボランティア募集等を支援し、中学生以上のこどもや若者と小学生のこどもたちとふれあう機会を支援し、様々な経験を通して、社会参画の機会を提供します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	地域子育て協働活動の推進	学校等と地域が連携・協働した地域子育て協働活動（保育支援・学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる体制を整えるとともに、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。	こども家庭課 学校教育課
2	自立と協働を学ぶ体験活動の実施	市立小中学校の集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志を持って学校生活を送ることができる児童・生徒を育成します。	学校教育課
3	水辺の安全指導の実施	小中学生を対象に、川の危険性や危険箇所等を学ぶ機会を設け、川に対する危機管理意識を高め、水難事故の防止を図ります。	総務課 学校教育課
4	小学生の農業体験推進事業	小学生を対象に地域の農家さんの協力のもと、小学生が自らが米作りに取り組み、農業体験を通じ農業の持つ役割や重要性についての理解を深めてもらう取組を推進します。	農政課 学校教育課
5	リコリス子どもまつりの開催	青少年健全育成事業の一環として、こどもたちが「つどい」「学び」「遊び」を通じて、心豊かな感性を育てるため、地域が一体となり、リコリス子どもまつりを開催します。	社会教育課



小学生の農業体験推進事業

(2) 社会参画の推進

【現状と課題】

- こども基本法においては、こども施策が行われるに当たっての基本理念として、全てのこどもについて「多様な社会活動に参画する機会が確保されること」が掲げられており、こどもの社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。こどもが意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。
- 社会や地域に関心を持ち、地域活動や福祉活動等のボランティア活動を通じて社会の構成員として様々な分野で貢献する若者の育成が求められます。
- 社会教育活動の充実を図るために、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。
- 市民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動（租税教室など）を実施し、税に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。
- 若者が政治、選挙を身近なものと感じ、選挙の大切さを知ってもらえるよう啓発が必要です。

【施策の方向】

- 宮若市社会福祉協議会で実施している各種ボランティア活動等への支援・助成により住民参加型の地域活動の促進を図ります。
- 市と税務署等と連携して、市内小中学校において租税教室を実施します。
- 若者が積極的に選挙に参加するための啓発を行います。
- 積極的な政治参加の意思や姿勢を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての学習を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ボランティア活動支援事業	社会福祉協議会で実施している各ボランティア活動を支援・助成するとともに、ボランティア活動への参加を市民へ促し、市民の地域社会活動への参画を推進します。	保護人權課
2	租税教室の実施	こども達の納税に対する意識の向上を図る観点から、様々な広報活動を行うとともに、市内小中学校において市・国（税務署）・税理士会と連携し租税教室を実施します。	税務収納課
3	若年層向け選挙啓発の実施	若年層が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加するよう、啓発を行います。	総務課
4	青少年の健全育成	学校休業日を活用して、「わいわいサークル」「サマーチャレンジ」「スプリングチャレンジ」などのスポーツ活動や文化活動、体験教室などを実施し、また青少年育成市民会議と共催し「少年の主張大会」を文化祭と併せて開催し、異なる学校や異年齢間の交流活動を実施します。	社会教育課

(3) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進が必要です。
- 男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- 固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が存在しています。こうした意識が、若者の進路選択（例えば、女子生徒の理工系選択が少ないこと）にも影響を与えているとされています。
- 性的少数者が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。これを踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。

【施策の方向】

- ジェンダー平等・男女共同参画への理解を促進するため、啓発・教育の充実を図ります。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。
- 若者が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な職域やキャリアを知り、関心を高めるための機会を提供します。
- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるため、市の広報や啓発資料の配布などによる啓発を推進します。
- 双方又は一方が性的少数者であるカップルのための福岡県の「パートナーシップ宣誓制度」を推奨します。

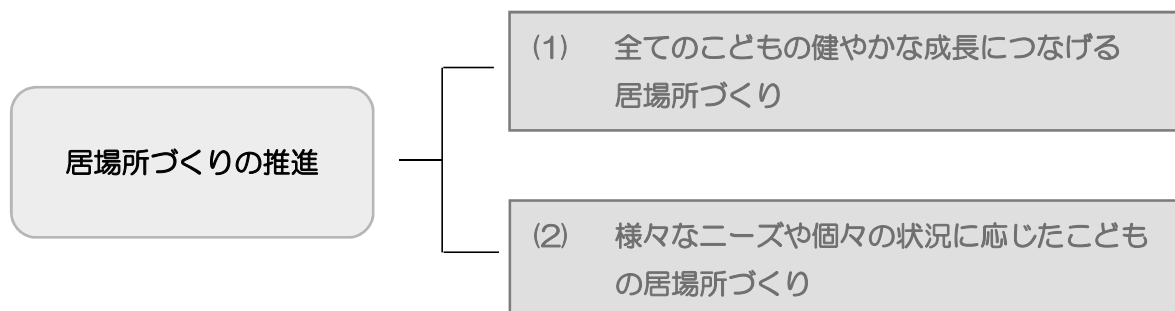
【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ジェンダー平等・男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進します。	保護人権課 学校教育課
2	性の多様性に関する理解促進事業	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	保護人権課
3	福岡県パートナーシップ宣誓制度の推奨	双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が交付した「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を推奨し、これに即した行政事務の執行を推進します。	保護人権課 関係各課

7. 居場所づくりの推進

- 令和5（2023）年12月に国が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの「居場所」とは、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てであるとされています。
- 地域コミュニティの変化、こどもに関する課題の複雑化、社会の価値観の多様化などが進む中、全てのこどもが自己肯定感を高めながら、幸せな状態で、健やかに成長できるよう、こどもの居場所づくりを進める必要があります。
- 指針において、居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものとされており、こども本人が居場所と感じるかが重要とされています。そのため、こどもの視点に立って、その声を聞きながら、こどもの居場所づくりを進めることが重要です。

【施策体系】



(1) 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり

【現状と課題】

- こどもの居場所づくりについては、市が関係機関と連携しながら国・県の支援を受け計画的に居場所づくりの環境整備を行うことが求められています。
- 地域のボランティア団体や社会福祉協議会が行うこども食堂は、令和6（2024）年度から開催されるようになり、貧困対策にとどまらず、学年を超えた学びの場や幅広い世代の地域交流の場など、こどもたちの未来につながる大切な居場所となっています。その安定的・継続的な活動のためには、運営資金やスタッフ、食材、開催場所、物資保管場所の確保が重要です。
- 「宮若こども計画策定アンケート調査」では、こどもの居場所として「公園等」を「そう思う」と回答した人が12.8%で、「自室」「家庭」「インターネット空間」「学校」に次いで一番低い割合となっていますが、中学生からの意見聴取においても、「広い公園」が欲しいという意見が出されています。

【施策の方向】

- 全てのこどもが居場所につながるができるよう情報提供を行うとともに、市町村や企業・団体等と連携し、こどもの意見を聞きながら、こどもの視点に立った居場所づくりを進めます。
- こども食堂の活動が、市内の身近な場所で行われ、安定・継続して活動できるよう、市と企業・ボランティア団体などとともに支援するネットワークづくりを進めるとともに、関係団体等と連携した支援を行います。

- こどもの居場所となっている学校、公園、図書館など、地域にある多様な居場所、地域の子ども会やスポーツ少年団などの遊びや体験活動、公民館や図書館などの社会教育施設などについて、こどもの様々なニーズや状況に応じてより良い居場所となるよう取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもの居場所に関する情報提供	こどもが必要とする居場所につながるができるよう、市のホームページ等でこどもの居場所に関する情報を発信します。（こども食堂、こども祭りの開催等）	こども家庭課 社会教育課
2	こども食堂ネットワーク支援	こども食堂と市との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども家庭課
3	こども食堂応援プロジェクト	県が実施するこども食堂のためのクラウドファンディングを活用して、募集した寄附金を財源に、こども食堂実施団体と連携し、食材等をこども食堂に届けます。 また、本市単独事業としてこども食堂実施団体へ月5千円の運営資金及び新たにこども食堂をはじめめる団体に準備資金として10万円を交付します。	こども家庭課
4	フードパントリー活動の普及・啓発	市や関係機関、フードバンクと連携し、こども食堂などの実施団体が、企業から無償提供された食品等を生活困窮世帯のこどもたちに提供するフードパントリーの普及・啓発を図ります。	こども家庭課 保護人権課
5	隣保館の運営	市が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を持ち、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	保護人権課

(2) 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり

【現状と課題】

- 不登校やひきこもり、児童虐待など、様々な困難を抱えるこどもが増加する中、居場所がないことは、人とのつながりが失われ孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。また、厳しい環境で育つこどもは、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした様々なニーズや個々の状況にきめ細かに対応した居場所づくりが必要です。
- 共働き家庭の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、保育所等の利用時からの環境の変化により共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が必要です。また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりも必要です。

【施策の方向】

- こどもが安全で安心して過ごせる居場所を身近な地域で切れ目なく持つことができるよう、市が企業・団体等と連携しながら、家庭や学校に居場所がないこどもなど、一人一人の状況に寄り添って、必要な支援を行う居場所づくりを進めます。
- 市が委託している放課後児童クラブ運営者に対して、運営支援をするとともに、施設等の整備を行います。また、放課後児童支援員等の確保と処遇改善、資質の向上に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	養育環境等に課題を抱えるこどもの居場所づくり	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に居場所となる場を確保し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行います。	こども家庭課
2	こどもの社会的自立に向けた居場所づくり	不登校児童生徒に対して、学校とは別にのびのびと過ごすことができる場所を提供し、教員免許を持った指導員のもとで、教科学習・体験活動・相談活動を行うことで、学校復帰を目指し、こどもの社会的自立につなげるための支援を行います。（宮若市教育支援センター「ぷらなす」）	学校教育課
3	虐待等により居場所がないこども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がないこどもや若者が、一時的に避難し必要な支援を受けることができるよう、県や関係機関と連携し、安全な居場所の確保・保護を行います。	こども家庭課
4	フリースクールへの支援	不登校児童生徒の居場所として、県や関係機関と連携し民間のフリースクールへ繋ぎ、こども自身の心の安定を支援しながら、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
5	ひきこもり地域支援センターとの連携	民間事業所が運営する「ひきこもり地域支援センター」等と連携し、ひきこもりのこども、保護者に対する専門的な相談等の場を提供し支援の充実を図ります。	こども家庭課 保護人権課
6	宮若市要保護児童対策地域協議会の設置	市の児童福祉・教育所管部署と民生児童委員、県及び医師会、警察、人権擁護委員、民間福祉事業者等と連携し、保護を要するこども・保護者等に係る情報の共有化を図り、その家庭に対して最適な支援を検討し実施します。	こども家庭課 保護人権課 学校教育課 健康福祉課
7	放課後児童クラブの運営支援	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生のこどもを放課後や夏休み等の長期休暇に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	こども家庭課
8	放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員として必要となる知識及び技能を習得するための研修の案内や、放課後児童クラブに就職を希望する方への相談・あっせん等による就職支援を行います。	こども家庭課
9	放課後児童支援員の質の充実	放課後児童支援員のスキルアップのための研修会などの情報を提供し、支援員の質の充実を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
10	放課後児童支援員等の処遇改善	勤続年数や研修履修実績等に応じた放課後児童支援員等の処遇改善を行います。	こども家庭課
11	放課後児童クラブ利用料の減免支援	生活保護世帯等低所得世帯のこどもが放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブの利用料減免を行います。	こども家庭課
12	学習相談環境の充実	様々な事情を抱え、不登校やひきこもりにより、学習力に不安を抱えるこども達の学習環境を支援するために学習相談員を配置し、校内適応指導教室や家庭訪問を活用した学習相談や学習支援を行うなど、学びの環境を提供します。	学校教育課

●宮若市教育支援センター

適応指導教室「ぷらなす」 住所：福岡県宮若市本城315番地3

電話：0949-34-1660

教育相談電話 0949-34-1661 ※受付：月曜日～金曜日（9：00～17：00）

年始年末を除く

【問い合わせ先】宮若市役所 学校教育課 0949-32-1007

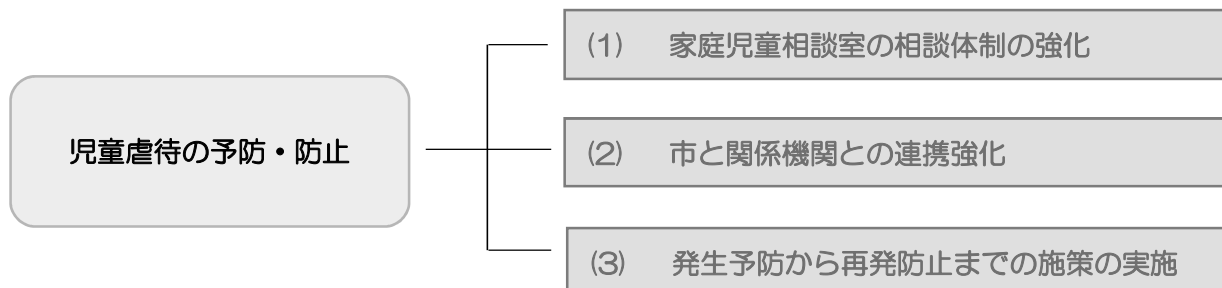
●宮若市学童保育所

学 童 名	住 所	定 員
宮田南学童保育所	宮若市宮田3461番地（宮田南小学校内）	70名
宮田北学童保育所	宮若市龍徳1207番地1	80名
光陵学童保育所	宮若市磯光1317番地18（光陵小学校横）	100名
宮若西学童保育所	宮若市竹原1番地1	120名

【問い合わせ先】宮若市役所 こども家庭課 保育係 0949-32-0517

8. 児童虐待の予防・防止

【施策体系】



(1) 家庭児童相談室の相談体制の強化

【現状と課題】

- 虐待は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、許してはなりません。
- しかし、家庭児童相談室における虐待対応件数は、近年減少傾向にあるものの、ネグレクト件数は、40数件と高い水準で推移しており、また、家庭環境や親子関係等について複雑・困難なケースも増加しています。
- 児童虐待の早期発見やこどもの適切な保護を行うためには、家庭児童相談室の体制強化や専門性の向上、関係機関との連携強化に向けた取組が必要です。

【施策の方向】

- こどもや家庭への専門的な支援や虐待を受けたこどもの安全確保など、家庭児童相談室が担うべき業務を円滑に行えるよう、職員の計画的な増員や組織の見直し等により、家庭児童相談室の体制を強化します。
- 家庭児童相談員等に対し、課題を抱える家族への接し方や支援方法、虐待の兆候に気づきにくいケースを想定した演習等を含む研修等を実施し、児童虐待事案の複雑・困難化に対応できるよう、専門性の向上を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	家庭児童相談室の職員体制の充実	家庭児童相談室に実情や虐待対応件数に応じ、社会福祉士等の専門資格を持った相談員を計画的に配置し、職員体制の充実を図ります。	こども家庭課
2	家庭児童相談室の職員研修の充実	こどもの保護や家族援助を適切に行うための専門的な研修会や、こどもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上などを目的とした研修会に参加し、相談員としての質の向上を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	法的対応機能の整備	こどもの安全確保や虐待、困窮な生活実態等を伴う保護者への支援などに当たり、保護者が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な相談を受けられるように、市の無料法律相談窓口や自立相談室へ速やかに案内できるよう関係各課との連携を図り、法的対応機能の向上を図ります。	こども家庭課
4	医学的対応機能の整備	虐待を受けたこどもへの心理的ケアや子育てに疲弊した保護者への心理的ヘルスケア、指導などに当たり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、こども家庭センターに保健師及び管理栄養士を配置します。	こども家庭課

(2) 市と関係機関との連携強化

【現状と課題】

- 児童虐待を予防・防止するための支援は、一つの機関や職種のみではなし得ないことから、市の関係機関が協働して取り組むことが何よりも大切です。
- また、児童虐待が発生した時に、迅速・的確に対応することができるよう、関係機関が緊密に連携することが求められています。
- 効果的な連携を行うためには、家庭児童相談室やこども家庭センター、保育所、幼稚園、学校、医療機関、警察などの関係機関が、それぞれの機能を理解し合い、適切な役割分担の下、ネットワークを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

- 市（家庭児童相談室・こども家庭センター）、保育所、幼稚園、学校、医療機関、警察などの関係機関と連携しながら、こどもや保護者からの相談等に適切に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図ります。
- 市のこども家庭センターの職員に対し、適切なアセスメント等を行うことができるよう県等が主催する各種研修会へ参加を促すほか、医療機関や警察なども含めた他職種・他機関による合同研修会へも積極的に参加し、こども支援、子育て支援に係る理解の促進や連携強化を図ります。
- 児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、市の家庭児童相談室と県の児童相談所、警察は緊密に連携しながら、こどもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対応します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会を通じた市や関係機関との連携強化	市が設置し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家庭への支援に取り組むとともに、支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、連携強化を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	こども家庭センターの機能強化	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、家庭児童相談室と一体化した組織を構築し、資格をもつ専門職を配置するとともに、関係部署及び関係機関との連携を強化します。	こども家庭課
3	医療機関とのネットワークの構築	児童虐待の早期発見、早期介入のため、児童虐待対応へのノウハウを有する医療機関の担当医に「要保護児童対策地域協議会」におけるアドバイザーとして参画してもらい、医療機関とのネットワークづくりを構築し児童虐待への対応力向上を図ります。	こども家庭課
4	警察との連携による迅速なこどもの安全確保	虐待の早期発見・再発防止を図るため、所轄警察署の生活安全課に市の「要保護児童対策地域協議会」に委員として参画してもらい、児童虐待事案に的確に対応するため、重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報共有を図ります。	こども家庭課
5	家庭児童相談室等と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	市の「要保護児童対策地域協議会」に、配偶者暴力相談支援センターと県児童相談所の担当者に委員として参画してもらい、市との間で、DV被害者とそのこどもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	こども家庭課
6	DVに関する理解促進のための研修受講の推進	DV被害者及び被害児童への支援の充実のため、家庭児童相談員や保健師、担当職員等を対象に、DVと児童虐待の特性・関連性の理解促進を図る研修会への参加を推進します。	こども家庭課

■宮若市要保護児童対策地域協議会

宮若市(こども家庭課、健康福祉課、保護人権課)、宮若市教育委員会(市立幼稚園、市立小中学校を含む)

福岡県(宗像児童相談所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所)、福岡県北九州教育事務所、宮若市内県立高等学校

宮若市民生委員児童委員協議会、宮若市人権・同和教育研究協議会、直方人権擁護委員協議会

直方警察署(生活安全課)

直方鞍手医師会

鞍手乳児院、母子生活支援施設

宮若市内認可保育所、認定こども園

(3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

【現状と課題】

- こどもの生命と権利を守り、健全な成長・発達を保障するためには、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、発生予防や再発防止のための家族関係再構築、自立支援等に至るまで、多様なニーズに対応し総合的な支援を講じる必要があります。
- 全国的に児童虐待による死亡事例が後を絶たない現代において、その背景には妊産婦や子育て世代を取り巻く複雑かつ困難な社会的課題があることから、虐待の発生を予防するためには、育児に不安や課題を抱えている支援が必要な妊産婦等に対して、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない包括的な支援を行うことが必要です。
- 保護者や学校、地域等の社会全般に、こどもの権利の尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について理解を得ること、虐待を受けているこどもが自ら声を上げることができるよう、こどもの権利や相談窓口などについて啓発・周知することが重要です。
- こどもの目の前で行われるDV（面前DV）は、こどもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待に当たります。DVがこどもに及ぼす影響について、理解を進める必要があります。
- DVが行われる家庭においては、こども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。

【施策の方向】

- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるとともに、親子間における適切な関係性の構築を図ることにより、児童虐待の予防を図ります。
- 若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦を妊娠初期から把握するとともに、産後も母子が安心・安全に生活できるよう、一人一人のニーズに応じた支援を行うことができる体制を整備します。
- 児童虐待防止のための広報活動を実施するとともに、事例検証など児童虐待の再発防止に向けた取組を行います。
- こどもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識をもつとともに、面前DVが「児童虐待」であるという理解を深めるための啓発を行います。
- DV被害者が同伴するこどもの心理的なケア、保育機能の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こども家庭センターの機能強化	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援を行います。	こども家庭課
2	妊娠期からのケア・サポート事業	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じて助産師等と連携し支援体制の充実を図ります。	こども家庭課

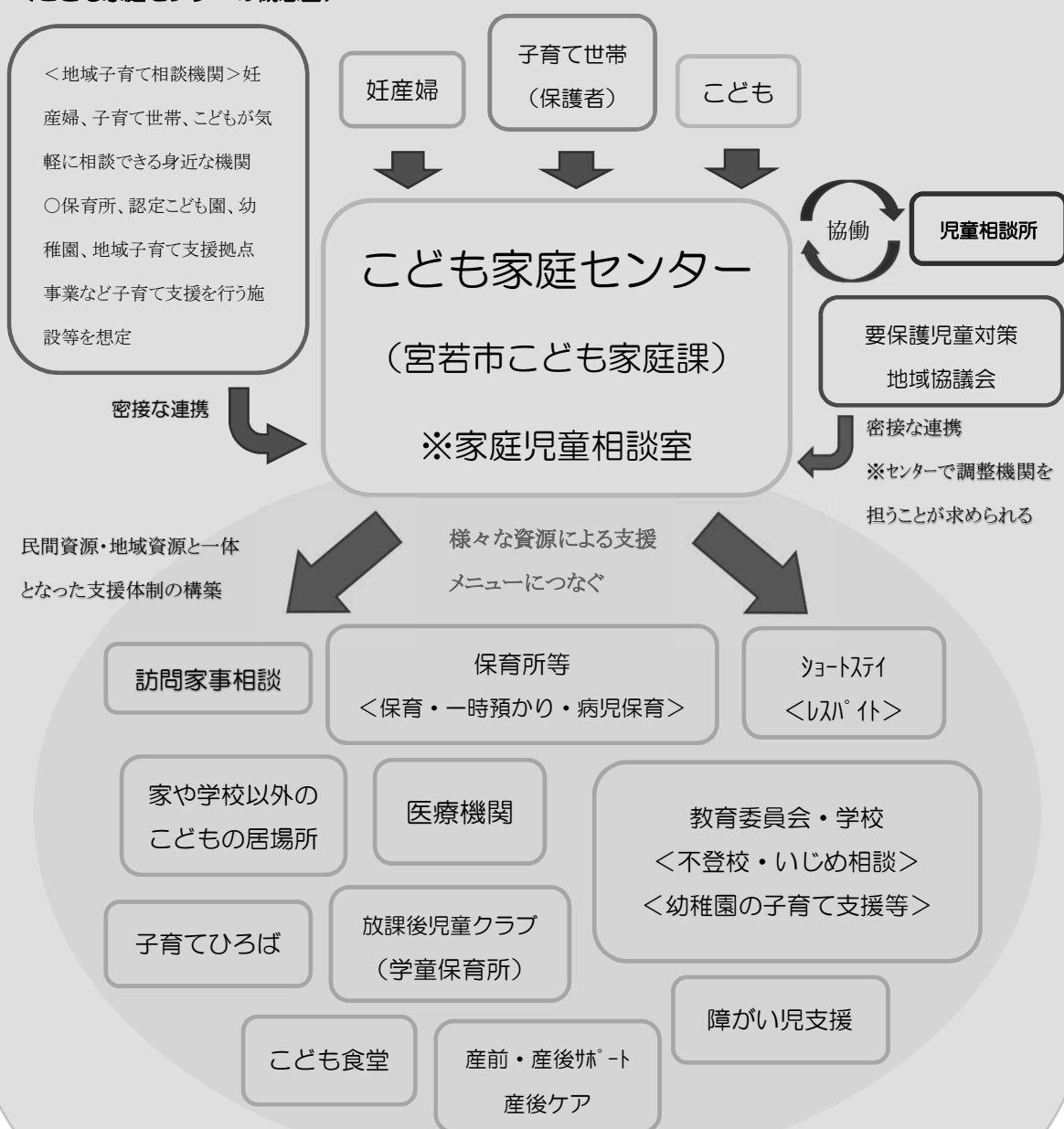
NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	ハイリスク妊産婦等への支援	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防するとともに、関係機関等と連携した養育支援を行います。	こども家庭課
4	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども家庭課
5	特定妊婦等への生活、育児支援	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対し、こども家庭センターにおいて、妊娠期から出産後まで継続して生活、育児支援を行います。	こども家庭課
6	子育て短期支援事業	保護者の疲弊等により、こどもの一時的な養護・保護を要する子育て世帯を、児童福祉施設等へ繋ぎ、生活指導や食事の提供などを行います。	こども家庭課
7	母子生活支援施設への入所	様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども家庭課
8	虐待等により居場所がないこども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がないこどもや若者が、一時的に必要な支援を受けることができる安全な居場所を関係機関と連携し、その確保を検討します。	こども家庭課
9	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証参加	児童虐待による死亡事例など、こどもが心身に著しく重大な被害を受けた事例等について、医療機関が主催する「家族と子ども支援委員会」に参加し、関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策を検討し、再発防止に努めます。	こども家庭課
10	DVがこどもに与える影響についての啓発	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前DV）は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについて周知します。	こども家庭課
11	配偶者暴力相談支援センターとの連携	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴するこどもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行う配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図ります。	こども家庭課

こども家庭センター

令和4（2022）年に改正された児童福祉法等により、令和6（2024）年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、本市につきましては、令和6（2024）年4月に「宮若市こども家庭センター」を開設しました。

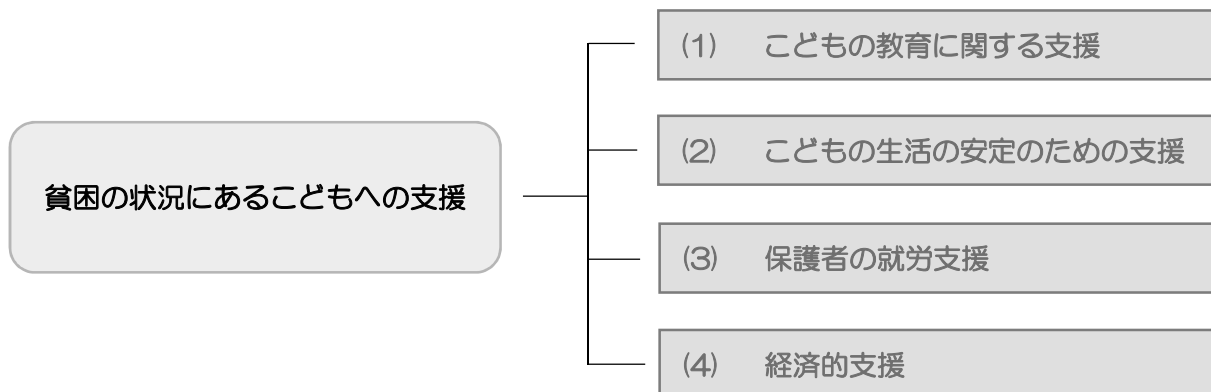
「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを行っております。

<こども家庭センターの概念図>



9. 貧困の状況にある子どもへの支援

【施策体系】



(1) 子どもの教育に関する支援

【現状と課題】

- 本市における「子ども計画策定アンケート」中、「子どもの貧困対策計画調査」において市内小中学生の保護者869人に、現在の暮らし向きについて調査した結果、548人（63.1%）から回答を得たところ、「苦しい」と回答した世帯が107世帯、「大変苦しい」と回答した世帯が46世帯あり、計153世帯（約28%）が現在の暮らし向きに対して厳しい状況にあると感じているとの結果となっています。
- 保護者の収入など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。小学校・中学校等の各段階に応じた学習支援等により、全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにする必要があります。
- 家庭の経済的な理由等により、教育を十分に受けられないということにならないよう、教育の機会を確保する取組が必要です。
- 高校段階においては、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、進学時の経済的負担を軽減することが求められます。また、高校中退により将来的な夢や希望をあきらめることのないよう、中退予防の取組として学習・生活面での適切な支援を行ったり、高校を中退した後も復学・就学又は資格取得や安定した就業のための相談支援などによるサポートを行うことが求められています。

【施策の方向】

- スクールソーシャルワーカー等が窓口となり家庭児童相談員、専門スタッフ及び警察・教育支援センター・福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。

- 生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備費用を支給します。また、福岡県が設立している三公立大学法人（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、実施している授業料減免制度等の活用を促します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	生活困窮世帯（生活保護世帯）のこどもの進学支援	生活困窮世帯（生活保護世帯）のこども及びその保護者を対象に、高校、大学等への進学に向けた相談支援を家庭訪問や来庁時の面談にて行います。	保護人権課 学校教育課
2	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	市の教育委員会に教員以外の専門スタッフ「スクールソーシャルワーカー」や「スクールカウンセラー」を配置し、不登校など教育課題解決のための支援を行います。	学校教育課
3	進学就業準備給付金	生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護人権課
4	給食費の無償化	市の給食センターから配給している市立幼稚園・小中学校において、こどもの給食費を無償化し子育て世帯に係る経済的支援を実施します。	学校教育課

（２）こどもの生活の安定のための支援

【現状と課題】

- 貧困の状況にある子育て世帯は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。

貧困の状況にある家庭の課題を早期に発見し、早期に支援ができるような体制を整えておくことが必要となります。

- 本市における「こども計画策定アンケート」中、「こどもの貧困対策計画調査」において市内小中学生の保護者520世帯中、90件の何らかの公共料金に未払いがあると回答しています。
- 県内では、食品関連企業等から寄贈された食料を、フードバンク団体を通じて、様々な民間支援団体等が貧困の状況にある子育て世帯へ無償で提供する、フードパントリー活動※が実施されています。

また、こども食堂では、無償または安価でこどもへの食事の提供が行われています。貧困の状況にある子育て世帯への支援につながる、このような活動をさらに普及・促進する必要があります。

※フードパントリー活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品などをフードバンクが引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体活動

【施策の方向】

- 「宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）」において、貧困の状況にある子育て世帯等に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図ります。

- 貧困の状況にある家庭に対し、家計の視点から専門的な助言等を行うとともに、住居確保や就労の支援を行い、生活の再生を支援します。
- 行政機関とフードバンク、民間支援団体等との連携を図り、貧困の状況にある子育て世帯に対する支援につながるよう、フードパントリー活動やこども食堂の普及・促進を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	自立支援相談室（困りごと相談室）での相談支援	貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのあること も及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の 相談支援を行い、貧困状態の脱却と貧困の連鎖防止のため、 関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。	保護人権課
2	家計改善支援事業	自立支援相談室（困りごと相談室）において、家計に問題を 抱える者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提 供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が 再生されることを支援します。	保護人権課
3	市営住宅供給事業	住居に苦慮している所得が一定水準以下の低所得者（生活 困窮者）に対して、市営住宅の募集を行い提供します。	建築都市課
4	住居確保給付金事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方 に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。 また、家計の改善のために新たな住居の確保を必要とする 者に対して、転居費用相当分を支給します。	保護人権課
5	こども食堂活動の普及・啓 発	こども食堂実施団体やフードバンク活動事業者など、民 間支援団体の生活困窮世帯のこどもたちに対する支援活 動をサポートし、その取組の普及・啓発を図ります。	こども家庭課
6	こども食堂ネットワーク支 援	複数のこども食堂活動団体との関係づくりにより、支援が 必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こ ども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の 地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども家庭課

【宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）】

住 所：福岡県宮若市宮田 29-1 宮若市役所 2階
電 話：0949-32-3477
相談時間：月～金曜日（8：30～17：15）
※祝日、年末年始を除く
支援内容：就労相談、家計相談、生活全般に係る相談

ひとりで悩まないで
くらしの困りごとを
ご相談ください。

(3) 保護者の就労支援

【現状と課題】

- 生活に困窮する家庭の保護者が抱えている就労に関する課題は、複合的な問題があるため、それぞれの課題に応じた支援が必要となります。

【施策の方向】

- 生活に困窮する家庭の保護者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。
- 「宮若市福祉事務所」及び「宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）」にて、生活保護を受給する就労可能な人や就労について問題を抱えている人等へ就労指導や就労支援を行い、自立を促進します。
- 安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。	保護人權課
2	被保護者就労支援事業	宮若市福祉事務所において、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用 of 助言等を行い、その就労・自立を促進します。	保護人權課
3	就労自立給付金の支給	安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。	保護人權課

(4) 経済的支援

【現状と課題】

- 保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、経済的な支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。

【施策の方向】

- 生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。
- 次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。
- ひとり親家庭等の生活の安定とこどもの福祉の向上のため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	生活福祉資金の案内	生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、社会福祉協議会における生活福祉資金等貸付制度等を案内し、家計的生活基盤の安定化に向けた支援を行います。	保護人權課
2	児童手当の給付	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までの子どもを養育している方に児童手当を支給します。	子ども家庭課
3	児童扶養手当の給付	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの子どもを養育している方に児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
4	子ども医療証の交付	子育て世帯の支援や定住化施策の観点から、高校生世代までの子どもがいる世帯に子ども医療証を交付し、子どもにかかる医療費の助成を行います。	市民課

宮若市子ども医療費支給制度の概要

◆福岡県内の医療機関で、子ども医療証を提示することで下記の上限額までのお支払いとなり、公費で医療費を助成します。

- (1) 0歳から就学前 【通院】 無料
【入院】 無料
 - (2) 小中学生 【通院】 1,200円/月（一医療機関ごと）
【入院】 無料
 - (3) 高校生 【通院】 1,200円/月（一医療機関ごと）
【入院】 無料
- ※就学・就業問わず18歳までの子ども

- 注意
- ・ひとり親家庭医療証を持つ小中高校生までの子どもは
【入院】 無料、【通院】 800円/月（一医療機関ごと）
 - ・重度障害者医療証を持つ小中高校生までの子どもは
【入院】 無料、【通院】 500円/月（一医療機関ごと）

※福岡県外の医療機関を受診された場合は一度自己負担していただき、後日市役所で申請後お戻しになります。

宮若市社会福祉協議会の貸付事業

<生活福祉資金の貸付>

1. 総合支援資金 : 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

(Ⅰ)生活支援費 : 生活再建までの間に必要な生活費用

限度額 : (二人以上) 20 万円以内×12 ヶ月以内

(単身) 15 万円以内×12 ヶ月以内

(Ⅱ)住宅入居費 : 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

限度額 40 万円以内

(Ⅲ)一時生活再建費 : 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

限度額 60 万円以内

2. 福祉資金 : 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し貸付ける資金です。

※貸付限度額 資金目的に応じて貸付の上限額が異なります

(Ⅰ)福祉費 : 日常生活を送る上で、又は自立生活を資するために一時的に必要であると見込まれる資金

(Ⅱ)緊急小口資金 : 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける小額の費用

※貸付限度額 10 万円以内

3. 教育支援資金 : 低所得者に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金です。

(Ⅰ)教育支援費 : 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

貸付限度額 【高校】月額 35,000 円以内、【高専】月額 60,000 円以内

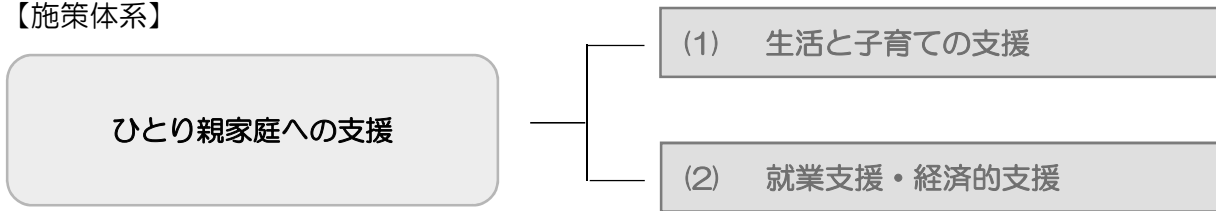
【短大】月額 60,000 円以内、【大学】月額 65,000 円以内

(Ⅱ)就学支度費 : 低所得世帯に属する者が高校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

※貸付限度額 50 万円以内

10. ひとり親家庭への支援

【施策体系】



(1) 生活と子育ての支援

【現状と課題】

- 母子家庭、父子家庭にとって困っていることについて、母子家庭では「さしあたりの生活費」、父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が多くあげられます。
- 仕事や子育てで忙しく時間に制約のあるひとり親が、適切な支援につながるができるよう、ひとり親に対し公的機関や支援制度の情報を提供していくことが必要です。
- 母子家庭では、「子どもの就学、通学のための費用」が不足しているケースが多く、ひとり親家庭のこどもについて学習面や進路相談面などでの支援が必要です。

【施策の方向】

- ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、こども家庭センターの家庭児童相談員や保健師、管理栄養士がひとり親の様々な悩みに応じるとともに、ひとり親が病気になったときの日常生活の支援や保育所等の優先入所、市営住宅等への入居案内などの支援に取り組みます。
- ひとり親及び妊婦からの様々な相談に対して、こども家庭センターの家庭児童相談員や保健師、管理栄養士等専門スタッフが寄り添い、助言を行うとともに関係機関と連携し、それぞれのケースに対し複合的に対応します。
- 県等が開催するひとり親対策に係る研修等への積極的に参加し、資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図ります。
- ひとり親が仕事や子育ての合間の時間に気軽に相談したり、情報収集できるよう、SNSなどを活用した相談や情報提供を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	こども家庭センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応します。	こども家庭課
2	こども家庭センターによる生活支援	住まい・就業や生活上の悩みを持つひとり親世帯の保護者に対して、こども家庭センター内の家庭児童相談員や保健師、管理栄養士が子育て、生活一般に関する相談支援を行います。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	母子生活支援施設への入所	DV被害、貧困等様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども家庭課
4	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の実施	ひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所や放課後児童クラブ（学童保育所）等への優先利用の取組を行います。	こども家庭課

（２）就業支援・経済的支援

【現状と課題】

- 母子家庭の母は、母子家庭となるまでに就業経験が全くない方もおり、パートや派遣社員などの非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事になかなか就けない現状があることから、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。

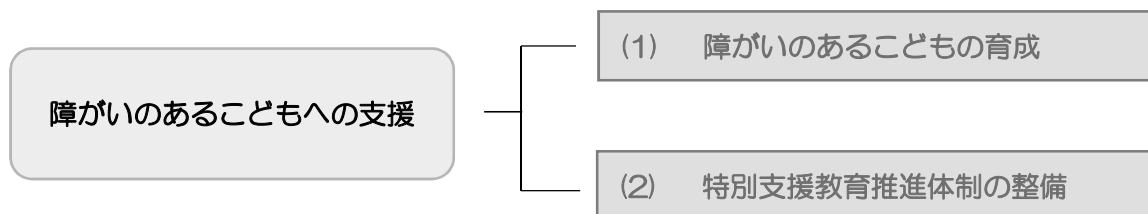
【施策の方向】

- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的な自立を図るため、宮若市こども家庭センターや宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）において、関係機関と連携し、就業相談、就業あっせん、就業に効果的な資格取得のための支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、就職に有利な資格取得のための養成機関での修業や能力開発のための受講に対し給付金を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ひとり親の資格取得に関する給付金	ひとり親家庭の親に対して、対象講座の受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行います。	こども家庭課
2	児童扶養手当の給付（再掲）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
3	ひとり親医療証の交付	ひとり親家庭に対する子育て支援を目的として、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育するひとり親世帯の親とこども、父母のいないこどもにひとり親医療証を交付し、医療費の助成を行います。	市民課

11. 障がいのあるこどもへの支援



(1) 障がいのあるこどもの育成

【現状と課題】

- 障がいのあるこどもに対しては、できるだけ早期に適切かつ効果的な支援や治療を行うことで、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていくことが大切です。
- 健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図る必要があります。
- こどもの障がいの重度・重複化や多様化により、適切な保健・医療、福祉サービスや教育を行うことが求められています。
- 発達障がい児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- また、発達障がいについての社会的理解が十分進んでいない状況です。
- 医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去の一層の推進を図る必要があります。
- 障がいのあるこどもが社会的、経済的に自立するため、発達段階に応じた勤労観、職業観の育成や就労支援等が必要です。

【施策の方向】

- 保護者や障がいのあるこどもの意向や一人一人の障がいの特性に応じた適切な支援を行うとともに、家族に寄り添った支援を行うため、個別の支援計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を図ります。
- 障がいについて正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、健康診査等を通じ、障がいの早期発見、早期療育を支援します。
- 重度障がい者医療費の支給を実施します。
- 発達障がいのあるこどもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 障がい者差別解消に関する相談体制の充実を図るとともに、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の周知啓発に努めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がい児通所支援事業等の充実	障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適應することができるための必要な支援を受けられるよう障がい児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）等を実施します。	健康福祉課
2	障がい児保育等受入体制支援	保育所等における障がい児等の円滑な受け入れをすすめるため、障がい児保育等を行う保育所事業者に対し、障がい児保育事業補助金を交付し、受入体制の構築に係る支援を実施します。	こども家庭課
3	障害児福祉手当による支援	重度障がい児の福祉の向上を図るため、その障がいのため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。	健康福祉課
4	特別児童扶養手当による支援	こどもの福祉の増進を図るため、精神又は身体に障がいを有する20歳未満のこどもを養育している方に、県が支給する特別児童扶養手当に係る手続きの支援を行います。	こども家庭課
5	重度障害者医療証の交付	重度の障がいをお持ちの人に重度障害者医療証を交付し、経済的負担の軽減、福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	市民課
6	発達障がい者支援センターによる支援の推進	筑豊地区（田川市）に設置されている発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点「福岡県発達障がい者支援センター」と連携を図りながら、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談対応及び保護者に対して実施されている発達障がいに関する研修への参加等について周知を図ります。	健康福祉課
7	医療的ケア児保育受入体制支援	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。	こども家庭課
8	障がい者差別解消の推進	障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	健康福祉課

(2) 特別支援教育推進体制の整備

【現状と課題】

- 「障害者差別解消法（平成25年制定）」及び「障害者権利条約（平成26年）」に掲げられた理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- 本市における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。

【施策の方向】

- 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- 市教育委員会の障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた取組を支援するとともに、特別支援学校に入学を希望する子どもへの支援を行います。
- 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築	市立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対し、介助及び学習支援（合理的配慮・適切と思われる配慮を含む）を行います。	学校教育課
2	小中学校通級指導推進事業	小中学校の通常学級に在籍する発達障がい等困難のある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、通級指導教員を配置し適切な指導や支援を行います。	学校教育課
3	障がい者就業・生活支援	就職や職場への定着が困難な障がいのある人及び就業経験のない障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。	健康福祉課
4	ワンヘルス教育総合推進事業	子どもが生涯にわたって健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、義務教育段階から系統性のある「ワンヘルス教育」の推進を図ります。	学校教育課

12. 自殺対策の取組

【現状と課題】

- こどもの自殺者は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2（2020）年以降、全国的に増加傾向にあり、福岡県も同様です。しかし、本市においては平成20（2008）年から20歳未満で自殺者は出ておらず、30歳未満においても少ない傾向にあります。
- 今後も自殺者を出さないために、関係機関と一層の連携を図り、学校におけるいじめや不登校対策に加え、オーバードーズ（市販薬などの乱用を意味する薬の過剰摂取）などのメンタルヘルス上の問題に対応できるよう、こどもや若者をはじめ様々な年齢層が利用しやすい相談体制の充実等を図る必要があります。

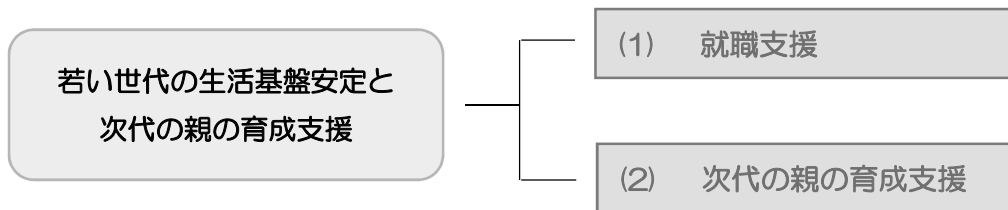
【施策の方向】

- こども・若者における自殺対策は、児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があるといわれています。
抱える悩みは個別性があり様々ですが、こどもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、ライフステージの段階や生活場面に応じた対策が求められます。
- 児童生徒や学生は、家庭や地域、学校を主な生活の場としており、学校をはじめとした教育機関が支援の中心となりますが、10代後半以降は就労や生活支援に関わる労働機関等も支援機関の一つに加わります。そのため、こども・若者対策においては、保健・医療・福祉・教育・労働等の多種多様な分野の関係機関が連携の元に機能する支援が必要となります。
- 本市の自殺対策としては、小学校、中学校の児童生徒を対象とした、いじめや経済問題への支援に優先的に取り組むこととし、10代後半以降のこども・若者については保健・福祉等関係機関の連携により支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	いじめを苦にしたこどもの自殺の予防	スクールカウンセラー等を小中学校へ派遣し、カウンセリングを通じて児童生徒のこころのケアを行います。また、保護者への指導助言等のメンタルケアを行います。 すべてのこどもが心身ともに健やかに育てるよう保健師、保育士、養護教諭等の支援者や、保健・医療・教育等の関係機関による会議を開催し、実情の把握や支援、連携の強化を図ります。	健康福祉課 学校教育課 こども家庭課
2	SOSの出し方に関する教育	児童生徒が生活上の困難やストレスに直面した際に、その対処方法を身に付けることができるようSOSの出し方を学ぶための教育を実施します。 自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や相談窓口の周知等により、自殺防止を図ります。	健康福祉課 学校教育課

13. 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援



(1) 就職支援

【現状と課題】

- ハローワーク等の関係機関と連携し、若年求職者へのきめ細かな支援を行い、就職活動の促進を図る必要があります。
- 中高年求職者は、労働条件や職種のミスマッチにより離職期間が長期化する傾向にあり、求職者一人一人の置かれた状況やニーズに応じた支援が必要です。
- 女性の就業率は上昇していますが、現在もなお出産・子育てを機に約3割の人が、退職している状況にあるようです。また、女性の多くは非正規雇用であり、女性の希望に応じて、安定した雇用に繋げる支援が必要です。
- 働く意欲のある子育て中の方が就職できるよう支援する必要があります。

【施策の方向】

- 若者一人一人の置かれた状況やニーズに応じた、きめ細かな就職支援をハローワーク等の関係機関と連携し案内します。
- 中高年者を対象に、個別相談やハローワークとの連携による職業紹介などを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。
- 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対し、将来のキャリアに関する相談や就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	若者就職支援センター事業の促進	おおむね39歳までの若者を対象に、福岡県が実施する個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会など、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援する事業の広報等支援を行います。	産業観光課
2	中高年世代への就職支援	中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。	産業観光課 保護人権課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	母子父子の就業支援	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の母子父子の保護者に対して、ハローワークと連携して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働くことのできる企業等の求人情報の提供、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。 また、母子家庭の母や父子家庭の父が、就業につながる教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を助成します。 (母子家庭等自立支援給付金事業)	保護人權課 こども家庭課

(2) 次代の親の育成支援

【現状と課題】

- 価値観や考え方が多様化する中で、若い世代が、仕事・結婚・出産・子育てなど自らの将来を主体的かつ具体的に考えることができるよう、ライフプラン形成を支援する必要があります。
- 次代の親となる若い世代が、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について理解するとともに、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識を習得することが大切です。
- 国立社会保障・人口問題研究所が2021（令和3）年度に実施した「第16回出生動向基本調査」によると、乳幼児とふれあう経験が多かった（多い）未婚者は、結婚意欲が高く、また、希望するこどもの数が多い傾向がみられます。

【施策の方向】

- 結婚や子育てについての正しい知識を習得し、理解を深める活動を促進します。
- 若い世代が子どもを産み育てることや家族をもつことをイメージできるよう、若い世代（中学生・高校生）と乳幼児とのふれあい体験（子育てサロン）を実施します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	若い世代と乳幼児との直接的なふれあい体験の促進	次世代の親となる若い世代が将来の家庭や子育てについて考える機会を提供するため、高校生を対象とした直接的な乳幼児とのふれあい体験事業を実施します。 (子育てサロン)	社会教育課

14. 出会い・結婚応援の推進

【現状と課題】

- 少子化の主な原因である未婚化や晩婚化の要因は複合的であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境のほか、出会いの機会自体の減少が考えられます。
- 本市が実施した「こども計画アンケート調査」において、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」との回答が45.1%、「一生結婚するつもりはない」との回答は15.3%あり、全体の60.4%の割合で、「結婚」に対して積極的ではない傾向が見られます。
- また、同アンケート調査において「子どもを得ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかるから」との回答が81.6%と最も高くなっています。
- 一方、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」との回答も37.5%あります。
- 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、市内において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成などに取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- 独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」に登録し、市全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。
- 福岡県が運営する会員登録制コミュニティサイト「ふく♡こいコミュニティ」を広報等で案内し、この活用によりAIが相性診断したグループ間のイベントや、「企業・団体間マッチング支援センター」による県内各地域での、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供します。また、社会福祉協議会等地域の関係機関と連携し、若い世代の意向やニーズに即した出会いの機会の提供を進めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	「出会い応援団体」への登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、結婚を希望する独身者を応援する具体的な取組を自主的に宣言・実施し、それを県が登録する「出会い応援団体」に登録し、結婚したい人を応援します。	こども家庭課
2	多様な出会いの場の情報提供	福岡県が運営する「ふく♡こいコミュニティ」に登録した独身者に対し、AIを活用した出会いイベントを開催することでより交際に結びつきやすい取組を推進します。また、宮若市社会福祉協議会等関係団体が実施する出会いの場の提供事業について、広報等で周知を図り支援します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大	出会いイベント情報を配信する福岡県の公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を支援し、市全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。	こども家庭課
4	新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金	新婚世帯・子育て世帯の新生活を支援するため、賃貸住宅の初期費用（敷金礼金等）や引越費用、家の改修等を対象とした「宮若市新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金」を交付します。	こども家庭課

宮若市新生活支援補助金

（新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金）

補助金額

29歳以下 最大60万円

39歳以下 最大30万円

対象世帯

新婚世帯

- ・当年度中に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻日において、夫婦どちらも39歳以下であること
- ・夫婦が同一の住民票に記載されていること

子育て世帯

- ・当年度中に本市へ転入世帯
- ※転入前の直近3年間、申請者が本市外住民であること
- ・転入日において就学前の子を扶養し、同一の住民票に記載されていること
- ・転入日において、子の父母いずれも39歳以下であること

共通要件

- ・宮若市に3年以上定住する意思を有すること
- ・生活保護またはその他公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・世帯員全員が、市税等（各種使用料、手数料、返還金等を含む）の滞納がないこと
- ・世帯員全員が、暴力団員又は非暴力団員となって5年を経過しない者でないこと
- ・過去に本市または他市から新婚・子育て・定住化関連補助金等の交付を受けていないこと

詳細の問合せ：宮若市こども家庭課(0949-32-0517)



第4章

教育・保育及び
地域子ども・子育て支援
事業の提供体制の確保等
（第3期宮若市子ども・
子育て支援事業計画）

1. 第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画について

(1) この章の目的

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めることが義務づけられていることから、令和6（2024）年度に「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画期間を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間としています。

この宮若市こども計画を策定するに当たり、計画書の構成として、こどもに関する施策を総合的に掲載することが望ましいことから、前述の第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の主要部分を再掲することとしました。

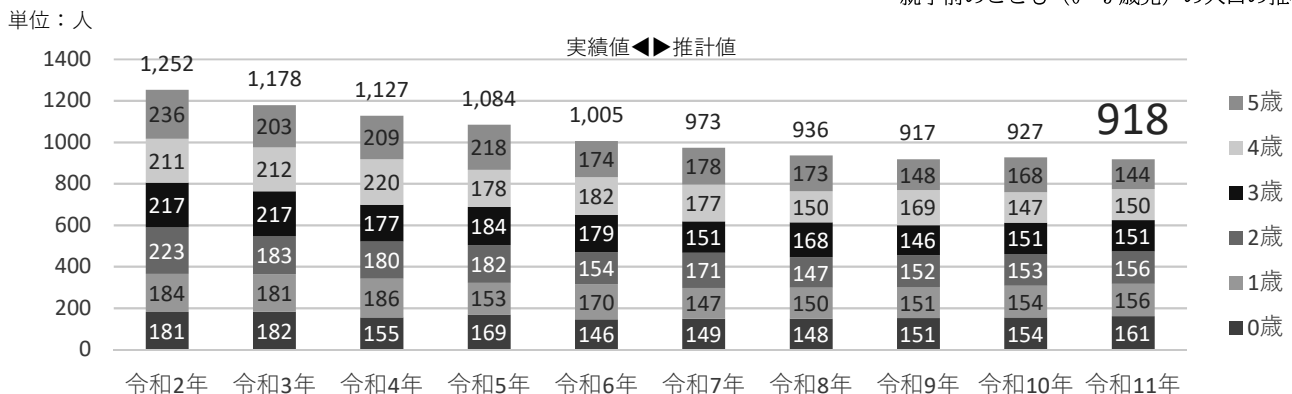
(2) 将来のこどもの数の推計

第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画において、「将来のこどもの数の推計」を行っており、この推計値に申込率の見込みを乗じること等で、「量の見込み」を算出することを基本的な方法とします。この「量の見込み」に対して、「確保方策」として受け皿となる施設等を確保していきます。

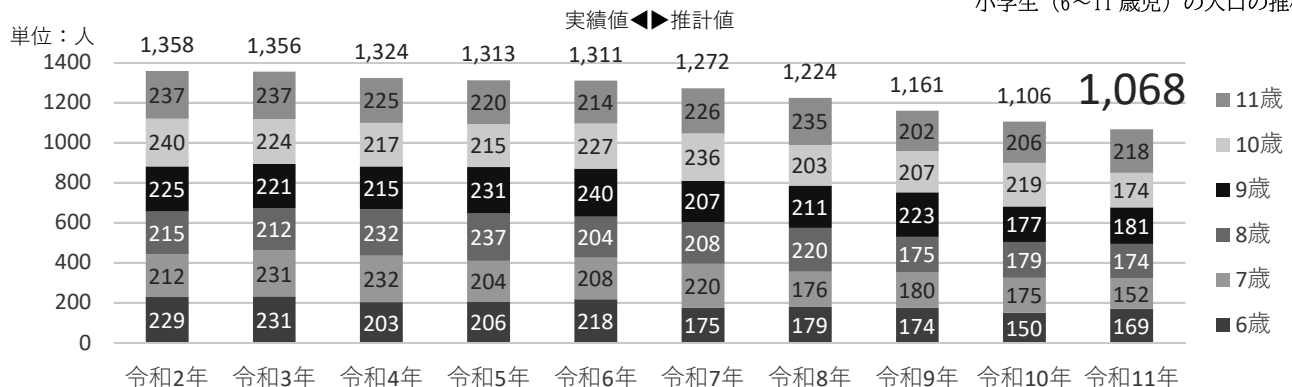
コーホート変化率法による人口推計と、定住施策の充実により市外から子育て世帯の転入があることを見込み、令和11（2029）年4月時点で就学前（0歳から5歳児）のこどもは918人（令和6（2024）年4月の1,005人から87人減（8.7%減）、小学生（6歳から11歳）は1,068人（令和6（2024）年4月の1,311人から243人減（18.5%減））を見込みます。

少子化対策や定住施策によって、人口の維持・増加に努めることから、この見込みと大きく異なる場合は、令和9（2027）年度の間見直し時に修正を行います。

就学前のこども（0～5歳児）の人口の推移



小学生（6～11歳児）の人口の推移



(3) 事業計画

○全体像

I 教育・保育の提供	① 1号認定こども（教育標準時間認定こども） ② 2号認定こども（満3以上の保育認定こども） ③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども）
II 地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育事業（延長保育事業） ② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） ③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所） ⑤ 病児保育事業 ⑥ 地域子育て支援拠点事業 ⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） ⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象） ⑨ 児童育成支援拠点事業 ⑩ 利用者支援事業 ⑪ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の伴走型支援） ⑫ 妊婦健康診査 ⑬ 養育支援訪問事業 ⑭ 産後ケア事業 ⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） ⑯ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会） ⑰ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う ⑲ 子育て世帯訪問支援事業 ⑳ 親子関係形成支援事業
III 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	(1) 認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及 (2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進 ① 外国につながるこどもへの支援・配慮 ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上 ③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮 ④ 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施 ⑤ 特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じ運営改善の推進 (3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続 (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携
IV 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討 (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

I 教育・保育の提供

○教育・保育の提供区域の設定

市内全体を1つの提供区域とします。

市内の教育・保育施設については、宮若東中学校区、宮若西中学校区でその数を比較した場合、宮若東中学校区に多く設置されており、こどもの数に対して宮若西中学校区の施設配置が手薄になっています。

しかし、各中学校区の中心地が県道・福岡直方線によって結ばれ、県道に沿って教育・保育施設が多く配置し、車でのアクセスは比較的容易であることから、区域を分ける必要性が低く、1つの提供区域とします。

○こどもの認定区分

平成 27（2015）年度から始まった子ども・子育て新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この 2 つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化しました。

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用することもについては、以下の 3 つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付を受ける施設・事業	市内の対象施設（認可施設）
①1号認定こども（教育標準時間認定こども） 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のも（子ども・子育て支援法第19条第1号）	幼稚園	・宮田南幼稚園 ・若宮幼稚園
	認定こども園	・宮若さくらこども園
②2号認定こども（満3歳以上の保育認定こども） 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第2号）	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
③3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども） 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第3号）	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
	地域型保育事業	・ひよこ保育園

① 1号認定こども（教育標準時間認定こども）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	131	119	106	107	102
申込率の見込み	25.9%	24.2%	22.9%	23.0%	22.9%
確保方策（B）（人）	335	335	335	335	335
・特定教育・保育施設（人）	335	335	335	335	335
・確認を受けない幼稚園（人）	0	0	0	0	0
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	204	216	229	228	233

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。共働き家庭でも2号認定を望まず、1号認定を希望する保護者もあり、このような家庭は、幼稚園の預かり保育を利用することで仕事との両立を図っています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		3歳	4歳	5歳	合計
特定教育・保育施設	宮田南幼稚園	20	35	35	90
	若宮幼稚園	60	70	70	200
	宮若さくらこども園	15	15	15	45
合計		95	120	120	335

・市外の幼稚園等を利用している保護者もいますが、市内の教育・保育施設で量の見込み（A）を満たしているため、市外の幼稚園等が所在する自治体と広域利用に関する協議は行っていません。

・図表の過不足（B-A）において、令和11（2029）年度には確保方策（B）が233人上回る見込みです。令和6（2024）年度に開催した宮若市立幼稚園のあり方検討委員会での協議を経て、新年度における合計園児見込数が75人未満となった場合、宮田南幼稚園を若宮幼稚園に統合する方針としています（75人未満となった場合も宮田南幼稚園は在園児が卒園するまで存続）。この方針とともに、市外の幼稚園等を利用する保護者もいる状況を踏まえ、公立幼稚園（宮田南幼稚園・若宮幼稚園）では園児確保に向け、新たな教育活動等に取り組みます。あわせて、3歳未満児の受入や2号認定のニーズを踏まえ、公立幼稚園の認定こども園への移行などについての検討を行います。

② 2号認定こども（満3歳以上の保育認定こども）

本計画の量の見込みと確保方策

○保育所・認定こども園等（2号認定）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	354	355	350	352	336
申込率の見込み	70.0%	72.3%	75.6%	75.5%	75.5%
確保方策（B）（人）	358	358	358	358	358
・特定教育・保育施設（人）	349	349	349	349	349
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の地域枠（人）	9	9	9	9	9
・届出保育施設	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	4	3	8	6	22

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		3歳	4歳	5歳	合計
特定教育・保育施設	宮田保育園	20	25	25	70
	福丸保育園	20	25	25	70
	なないろ保育園	19	19	19	57
	なないろ保育園2	14	14	14	42
	宮若さくらこども園	30	40	40	110
企業主導型保育施設の地域枠	かさまつ保育園	6	2	1	9
合計		109	125	124	358

・第2期計画期間内は、概ね利用定員と同数のこどもを受け入れています。少子化が進み、こどもの数は減少しますが、申込率は上昇しており、今後、政府や福岡県、本市の少子化対策・定住施策によって人口が増加する可能性もあることから、計画期間においてはこの定員を維持していくことを基本とします。

○幼稚園の預かり保育（新2号認定）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	48	51	51	52	49
申込率の見込み	9.5%	10.4%	11.0%	11.2%	11.0%
確保方策（B）	75	75	75	75	75
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	75	75	75	75	75
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）	27	24	24	23	26

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により預かり保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	定員（人）
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	宮田南幼稚園	10
	若宮幼稚園	20
	宮若さくらこども園	45
合計		75

・各施設とも1日に受け入れることができるこどもの数を定員としています。

③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども）

③-1 3号認定こどものうち、0歳児

本計画の量の見込みと確保方策

各年4月1日時点の見込み。量の見込みは10月1日時点の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	297	299	305	315	322
・当該年度見込み（人）	149	148	151	154	161
・翌年度見込み（人）	148	151	154	161	161
量の見込み（A）（人）	61	60	61	63	66
申込率の見込み	20.5%	20.1%	20.0%	20.0%	20.5%
確保方策（B）（人）	69	69	69	69	69
・特定教育・保育施設（人）	49	49	49	49	49
・一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設（人）	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠（人）	15	15	15	15	15
・特定地域型保育（人）	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠（人）	3	3	3	3	3
過不足（B-A）（人）	8	9	8	6	3

●量の見込み（A）の算出

・0歳児は年度末には、「前年度に生まれたこども」と「当該年度に生まれたこども」の2カ年のこどもが対象となります。推計人口及びこども家庭庁の示す算出方法により、10月時点の量を見込んでいます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 （人）
特定教育・保育 施設	宮田保育園	6
	福丸保育園	10
	なないろ保育園	9
	なないろ保育園2	9
	宮若さくらこども園	15
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	6

区分	施設名	利用定員 （人）
企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	ぼたぼた園2	2
	ぴーす保育園	2
	いきいき保育園	2
特定地域型保育	ひよこ保育園	2
その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
合計		69

- ・保育士不足によって、0歳児は利用定員まで受入ができる園が少なくなっています。
- ・令和5（2023）年度末には申込を行ったが入所できなかったこども（待機児童・未入所児童）が37人発生しています。この状況に対応するため、子育て支援センターの一時預かり事業を拡充し、月曜日から土曜日までこどもを預かる「固定枠」を設け、保育を実施しています。第2期計画以前から保育士確保施策に取り組んでいますが、令和5（2023）年度からは保育実習生にアプローチするため、保育実習生受入強化事業（実習に通うための交通費等を交付）と新人応援給付金（就職後に10万円を交付）を設けています。また、保育士の負担を少しでも軽減し、働きやすい環境形成を促進するための各施設におけるICTの導入に引き続き取り組み、潜在保育士の就労促進（既存では就労支援金の交付や各施設の保育スタッフ（園長等）による面談会の実施）は一層効果的な取組になるよう、内容を検討していきます。

③-2 3号認定のうち、1歳児

本計画の量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	147	150	151	154	156
量の見込み（A）（人）	90	97	99	101	102
申込率の見込み	61.2%	64.7%	65.6%	65.6%	65.4%
確保方策（B）（人）	111	111	111	111	111
・特定教育・保育施設（人）	90	90	90	90	90
・一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠（人）	16	16	16	16	16
・特定地域型保育	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠（人）	3	3	3	3	3
過不足（B-A）（人）	21	14	12	10	9

●量の見込み（A）の算出

- ・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。令和8（2026）年度以降はこどもの数・申込率とも大きな変化がないと予測していますが、令和11（2029）年度の量の見込みは令和7年度（2025年度）と比較すると、12人増としています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12
	福丸保育園	20
	なないろ保育園	16
	なないろ保育園 2	12
	宮若さくらこども園	30
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7

区分	施設名	利用定員 (人)
企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	ぼたぼた園 2	2
	ぴーす保育園	2
	いきいき保育園	2
特定地域型保育	ひよこ保育園	2
その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
	合計	111

- ・0歳児と同様に保育士不足によって、利用定員まで受入ができない園があります。
- ・令和5（2023）年度末には申込を行ったが入所できなかったこども（待機児童・未入所児童）が9人発生しています。そのような状況に対応するため、市でも対策を講じています

③-3 3号認定のうち、2歳児

本計画の量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	171	147	152	153	156
量の見込み（A）（人）	111	101	107	108	110
申込率の見込み	64.9%	68.7%	70.4%	70.6%	70.5%
確保方策（B）（人）	114	114	114	114	114
・特定教育・保育施設（人）	92	92	92	92	92
・一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠（人）	16	16	16	16	16
・特定地域型保育	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠（人）	4	4	4	4	4
過不足（B-A）（人）	3	13	7	6	4

●量の見込み（A）の算出

- ・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は今後も増加し、申込率は70%台を見込んでいます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 (人)	区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12	企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	福丸保育園	20		ぼたぼた園2	2
	なないろ保育園	18		ぴーす保育園	2
	なないろ保育園2	12		いきいき保育園	2
	宮若さくらこども園	30		特定地域型保育	ひよこ保育園
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7	その他	子育て支援センター さくらんぼ	4
			合計	114	

・特定教育・保育施設は、利用定員と同程度のこどもを受け入れています。

II 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）（人）	265	260	259	267	269
確保方策（B）（人）	265	260	259	267	269
過不足（B-A）（人）	0	0	0	0	0

●量の見込み（A）の算出

・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-24 区分	施設名	時間外保育時間（延長保育時間）
特定教育・保育施設	宮田保育園	午後6時～午後7時（短時間保育の場合は午後4時～午後6時）
	福丸保育園	午後6時～午後7時（短時間保育の場合は午後4時～午後6時）
	なないろ保育園	午後6時～午後7時 （短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時）
	なないろ保育園2	午後6時～午後7時 （短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時）
	宮若さくらこども園	午後6時～午後7時 （短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時）
特定地域型保育	ひよこ保育園	午前6時30分～午前7時30分、午後6時30分～午後7時30分 （短時間保育の場合は午前7時30分～午前8時30分、 午後4時30分～午後6時30分）

・短時間保育利用者に対する早朝の時間外保育を行っていない園もあります。現状では、保護者のニーズにあわせて確保できていることから、本計画期間においても、定員等による確保数ではなく、量の見込み（A）と同数としています。

② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）（人日）	7,935	8,019	7,759	8,625	9,048
・1号認定（人日）	3,033	3,013	2,948	3,261	3,410
・2号認定（人日）	4,902	5,006	4,811	5,364	5,638
確保方策（B）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・上記以外（人日）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人日）	10,065	9,981	10,241	9,375	8,952

●量の見込み（A）の算出

・1号認定こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入可能数（人）
一時預かり事業 （幼稚園型Ⅰ）	宮田南幼稚園	2,400人日
	若宮幼稚園	4,800人日
	宮若さくらこども園	10,800人日
合計		18,000人日

・現在と同様に確保します。宮田南幼稚園は1日当たり10人×週5日×月4週×12月=2,400人日、若宮幼稚園は1日当たり20人×週5日×月4週×12月=4,800人日、宮若さくらこども園は1日当たり45人×週5日×月4週×12月=10,800人日

③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本計画の量の見込みと確保方策

少子化を踏まえつつ、定住施策等で人口の流入が見込まれる場合には、0歳から2歳児クラスを中心に待機児童が増加する可能性もあることから、小規模保育事業の実施の必要性について検討し、必要性が認められる場合にはこの事業を活用した支援を行います。

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

本計画の量の見込みと確保方策

各年4月1日時点の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	1,272	1,224	1,161	1,106	1,068
・1年生	175	179	174	150	169
・2年生	220	176	180	175	152
・3年生	208	220	175	179	174
・4年生	207	211	223	177	181
・5年生	236	203	207	219	174
・6年生	226	235	202	206	218
量の見込み（A）（人）	347	350	332	310	305
（申込率）	（27.3%）	（28.6%）	（28.6%）	（28.0%）	（28.6%）
・1年生	97(55.4%)	106(59.2%)	103(59.2%)	89(59.3%)	100(59.2%)
・2年生	87(39.5%)	73(41.5%)	75(41.7%)	73(41.7%)	63(41.4%)
・3年生	71(34.1%)	78(35.5%)	62(35.4%)	63(35.2%)	62(35.6%)
・4年生	42(20.3%)	43(20.4%)	45(20.2%)	36(20.3%)	37(20.4%)
・5年生	34(14.4%)	31(15.3%)	31(15.0%)	33(15.1%)	26(14.9%)
・6年生	16(7.1%)	19(8.1%)	16(7.9%)	16(7.8%)	17(7.8%)
確保（B）（人）	370	370	370	370	370
過不足（B-A）（人）	23	20	38	60	65

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により学童保育所への入所を希望する保護者は増えるものと予測され、こどもの数は減少するものの令和8（2026）年度までは量が増えるものと考えます。令和9（2027）年度以降はこどもの減少が積み重なるため、令和8（2026）年度がピークアウトの年と考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		1組	2組	3組	合計
学校空き教室	宮田南学童保育所	40	30	-	70
	宮田北学童保育所	40	40	-	80
専用施設	光陵学童保育所	40	40	20	100
	宮若西学童保育所	40	40	40	120
合計					370

- ・光陵学童保育所は令和 5（2023）年度から待機児童が数名発生していることから、利用定員を 90 人から 100 人に増加する見込みです。
- ・夏休み期間に入所を希望する保護者もいることから、弾力的運用について委託先と協議を行うとともに、希望する人がこどもを預けることができるよう仕組みを構築します。

⑤ 病児保育事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	229	236	249	270	286
確保方策 (B) (人)	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
過不足 (B-A) (人)	1,164	1,157	1,144	1,123	1,107

●量の見込み (A) の算出

- ・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入人数
乳児院	病児・病後児保育メリーハウス	665 人日
	ぼたぼた園	182 人日
企業主導型保育施設	ぼたぼた園 2	182 人日
	ぴーす保育園	182 人日
	いきいき保育園	182 人日
合計		1,393 人日

・引き続き、直方市・鞍手町・小竹町と広域連携で、病児・病後児保育メリーハウスに委託を行います。年間受入人数（確保数）は全体数 2,628 人日（1 日当たり 9 人×292 日）に宮若市の利用割合（見込み）25.3% を乗じた数です。

・企業主導型保育施設も病児保育を実施していることから、利用可能人数の半分を地域の人が利用できる枠として記載しています。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	4,076	3,768	3,586	3,607	3,484
確保方策 (B) (人日)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
過不足 (B-A) (人日)	724	1,032	1,214	1,193	1,316

●量の見込み（A）の算出

- ・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（減少傾向）から算出しています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員	開所日
地域子育て支援拠点施設	子育て支援センターさくらんぼ	2,400 人日	月曜日～金曜日
	子育て支援センターたんぼぼ	1,200 人日	火曜日～土曜日
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	月曜日～金曜日
合計		4,800 人日	

- ・上記3カ所とも、居室（あそびの広場）で同時に支障なく遊ぶことのできるこどもの数に開所日数を乗じた数としています。「さくらんぼ」は1日当たり10人×240日=2,400人日、「たんぼぼ」「たけんこ」は1日当たり5人×240日=1,200人

⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人日）	3,698	3,539	3,383	3,428	3,364
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	1,382	1,311	1,200	1,221	1,179
・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1	1	1	1	1
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	2,315	2,227	2,182	2,206	2,184
確保方策（B）（人日）	2,963	2,963	2,963	2,963	2,963
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	313	313	313	313	313
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人日）	▲735	▲576	▲420	▲465	▲401

●量の見込み（A）の算出

- ・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）
就学前のこどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（減少傾向）から算出しました。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和6（2024）年度の見込みと同数にしています。
- ・子育て援助活動支援事業
事業実績がないことから、アンケート調査の結果、親族や友人から援助を受けることができない保護者のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人で、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの数の減少率を乗じて算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入人数	備考
一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	子育て支援センターさくらんぼ	1,450 人日	
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	鞍手乳児院（鞍手町）	114 人日	2 歳未満
	報恩母の家（岡垣町）	199 人日	2 歳以上
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	実施に向けて検討		

●一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

引き続き、子育て支援センターで一時預かり事業を実施します。（「さくらんぼ」は1日当たり5人×290日＝1,450人日、「たけんこ」は1日当たり5人×240日＝1,200人）

●子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保の内容はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。（鞍手乳児院は1日当たり5人×365日÷16市町＝114人日、報恩母の家は1日当たり6人×365日÷11市町＝199人日）

●子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

子育て支援を細やかに行うには、様々な保護者の状況に応じて子育てを援助する人を地域から見つけ出しその手助けを受けることが必要ですが、60歳以上で就労を継続されている人も増え、人材を見つけることは容易ではありません。アンケート調査等でその必要性やニーズが把握できることから、事業の実施に向けて検討を行います。

⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人）	1,904	1,832	1,739	1,657	1,601
確保方策（B）（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	▲1,904	▲1,832	▲1,739	▲1,657	▲1,601

●量の見込み（A）の算出

・事業実績がないことから、ニーズ調査の結果、小学生の保護者で親族や友人から援助を受けることができない人のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人を抽出し、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの減少率を乗じて算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

・⑦の「●確保方策（B）と今後の課題・取組」内の「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）」に記載と同様、実施に向けて検討を行います。

⑨ 児童育成支援拠点事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A) (人)	67	65	64	62	60
確保方策 (B) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B-A) (人)	▲67	▲65	▲64	▲62	▲60

●量の見込み (A) の算出

・こども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。

量の見込み (人) = 6歳から17歳までの推計児童数 (人) × 事業の利用が望ましい児童数 (人) ÷ 基準時点の6歳から17歳までの児童人口 (令和7年度は推計児童数2,653人 × 事業の利用が望ましい児童数68人 ÷ 令和6年4月1日時点の6歳から17歳までの人口2,712人)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭庁の示す事業の要件は、職員については管理者、1人以上の支援員の配置、開所日数については週3日以上、開所時間は学校の休業日が1日8時間、それ以外の日は学校終了から午後6時までと簡単な要件ではありません。宮若市こども食堂の活動も始まり、また、利用に条件はありますが、現状でも学童保育所や放課後デイサービスが居場所の一つと考えられるため、小中学校と情報共有を行い、こども家庭センターでその必要性を検討していきます。

⑩ 利用者支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年4月1日時点の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (B) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
過不足 (B-A) (箇所)	0	0	0	0	0

●量の見込み(A)の算出

・就学前の子どもやその家庭に対しては、利用している教育・保育施設や3カ所の子育て支援センター、市役所(子ども家庭センター)の窓口・電話対応など複数の相談先があることで、満たされているものと考えます。小学生以降の子どもやその家庭について、小中学生までは学童保育所を含め、地域とのつながりが深いものの、高校生年代になると地域とのつながりが希薄になることから、気軽に相談できる窓口を設けることも検討が必要になります。

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・子ども家庭センターで母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
 ・幅広い年齢の子どもに関する地域の相談先として、地域子育て相談機関の設置について検討します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業(出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援)

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人回)	447	450	459	474	483
確保方策(B)(人回)	447	450	459	474	483
・子ども家庭センター(人回)	447	450	459	474	483
・その他(上記以外の業務委託)(人回)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)(人回)	0	0	0	0	0

●量の見込み(A)の算出

・「量の見込み(A)」は「当該年度4月1日の0歳児の推計数」と「翌年度4月1日の0歳児の推計数」の合計の半数に標準的な面談回数である3回を乗じた数とします。(令和7年度は「令和7年4月1日時点の0歳児推計数(149人)」と「令和8年4月1日時点の0歳児推計数(148人)」の合計の半数に3回を乗じた数としています。)

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・現在と同様、出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援として、「妊娠届出時」「妊娠8カ月頃」「乳幼児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)」にて実施していきます。

⑫ 妊婦健康診査

本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-49 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
量の見込み (A') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
確保方策 (B) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
確保方策 (B') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B' -A') (人回)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・妊婦健康診査は年度がまたがるため、「量の見込み (A) (対象者数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数の半数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」を合計した数としています。(令和 7 (2025) 年度は「令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児推計数の半数 (75 人)」と「令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計 (223 人) としています。)

・「量の見込み (A) (健診回数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数」の合計の半数に補助券の回数である 14 回を乗じた数とします。(令和 7 (2025) 年度は「令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (149 人)」と「令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計の半数に 14 回を乗じた数としています。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・適切に健康診査が受診されるように努めます。確保方策 (B) は量の見込み (A) と同数とします。

⑬ 養育支援訪問事業

本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-51 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	38	38	38	38	38
確保方策 (B) (人)	38	38	38	38	38
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・見込みの算出が難しいため、令和 6 年度の見込みと同数にしています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・市の保健師等により、適切に実施します。量の見込みと同数とします。

⑭ 産後ケア事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	45	48	53	58	65
確保方策 (B) (人日)	45	48	53	58	65
過不足 (B-A) (人日)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・ ども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。量の見込み (人) = 利用見込み産婦数 ÷ 全産婦数 × 平均利用日数

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・ 現在と同様、福岡県助産師会と委託契約を締結し、様々な施設を選択できるようにし、里帰り出産などへも対応できるようにしています。

⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	148	151	154	161	161
確保方策 (B) (人)	148	151	154	161	161
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・ 当該年度の量の見込み (A) は、翌年度の 0 歳児の推計数と同数にしています。(令和 7 (2025) 年度の量の見込みは令和 8 (2026) 年度の 0 歳児の推計数。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・ 市の保健師等により、出生に合わせて適切に実施します。量の見込みと同数とします。

⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A)	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策 (B)	実施	実施	実施	実施	実施
過不足 (B-A)	-	-	-	-	-

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉との連携は強化されています。引き続き、地域の小児科医にコーディネーター会議へアドバイザーとして出席してもらうなど、専門性を強化し、児童虐待等に対して適切な対応を行います。

⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	70	70	70	70	70
確保方策 (B) (人日)	313	313	313	313	313
確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
過不足 (B-A) (人日)	243	243	243	243	243

●量の見込み (A) の算出

・見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和 6 (2024) 年度の見込みと同数にしています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員	備考
乳児院	鞍手乳児院	114 人日	2 歳未満
児童養護施設	報恩母の家	199 人日	2 歳以上
合計		313 人日	

・現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保方策はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。(鞍手乳児院は 1 日当たり 5 人×365 日÷16 市町=114 人日、報恩母の家は 1 日当たり 6 人×365 日÷11 市町=199 人日)

・里親等への委託は現時点で実施していませんが、現在の委託先は市外であることも踏まえ、教育・保育施設や学校に通うなどのこどもの日常生活を維持し、家庭的な環境において一時的な養育を提供することを目的として、里親等への委託を検討します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

本計画の量の見込みと確保方策

・事業の対象世帯は、利用者負担（保育料）の階層が限定されています。教材費や行事への参加に要する費用も負担感があることから、事業の実施の必要性について関係部署とも協議しながら検討を行います。

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A) (人日)	60	60	60	60	60
確保方策 (B) (人日)	120	120	120	120	120
過不足 (B-A) (人日)	60	60	60	60	60

●量の見込み (A) の算出

・新しい事業のため、実績から導くことが困難ですが、事業の目的に沿い、今後利用してもらいたい世帯数を検討し、算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・現在と同様、社会福祉法人グリーンコープに委託し、事業を実施します。(1月当たり5世帯×利用日数2日×12カ月=120人日)

⑳ 親子関係形成支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A) (人)	70	69	67	66	64
確保方策 (B) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B-A) (人)	▲70	▲69	▲67	▲66	▲64

●量の見込み (A) の算出

・こども家庭庁の示す算定方法により、次の方法で算出しています。

量の見込み (人) = 0歳から17歳までの推計児童数 (人) × 事業の利用が望ましい児童数 (人) ÷ 基準時点の0歳から17歳までの児童人口 (令和7年度は推計児童数3,626人×事業の利用が望ましい児童数72人 ÷ 令和6年4月1日時点の0歳から17歳までの人口3,717人)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭庁の示す事業の要件は、プログラムが概ね5~8回(各回90分~120分程度)を目安にしており、仕事や学校などとの調整等が難しいことが予想されます。リモートの活用と周辺自治体と広域連携した取組を検討していきます。

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

I 認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無に関わらず施設を利用することができ、そのことで適切な規模の集団を保つことができます。共働き世帯が増え、保育へのニーズが高まる状況が続いていますが、幼児教育を望む保護者にも柔軟に対応できる施設です。また、少子化が進む中で集団を維持するには、保育所側からも認定こども園となることにメリットがあると思われます。

現在、市内にある宮若さくらこども園は幼保連携型認定こども園ですが、認定こども園には、幼稚園型や保育所型、地方裁量型などの類型があることから、認定こども園への移行を希望する園や検討を行う園がある場合には移行しやすい類型を提案するなどその普及を推進し、地域のニーズに沿った受け皿の確保に努めます。

II 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進

①外国につながるこどもへの支援・配慮

国際化の進展に伴い、外国人のこどもや両親の国際結婚によるこどもなどのいわゆる外国につながるこどもが増加しています。本市でも多くはないものの、このような状況が見られます。必要に応じて、保育施設による通訳等の活用などを促進します。

②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

園長会等を通じて、各施設の課題を抽出し、合同で実施することが望ましい研修や効率的な研修について検討し、地域全体の教育・保育の質の向上に努めます。

③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士不足が恒常化しており、処遇改善を始めとした労働環境の改善は重要な課題です。これまでも本市では、保育士の負担を軽減するため、こども家庭庁の補助制度である「保育補助者雇上強化事業（保育士資格を有しない人などで保育業務を補助する人を雇用した場合の補助制度）」や「保育体制強化事業（保育以外の清掃や配膳などの周辺業務に従事する人を雇用した場合の補助制度）」などのほか、ICT化による業務の効率化を推進し、働きやすい職場づくりを促進してきました。

給与や休暇等については、指導監査等を通じて適切に運営されているか確認を行います。

④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

こどもの安全を確保するために指導監査は重要な役割を持っています。保育施設の指導監査については書面審査に加え、現地を確認することで、施設の特徴や特色を理解した上で、補助制度などの活用を促進し、より安全面が確保されるように努めます。

⑤特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「保育所における自己評価ガイドライン」などの周知を行います。

III 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためにはこども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して教育・保育けられるように、連携施設の確保促進に取り組みます。また、企業主導型保育施設も満3歳未満のこどもを保育する施設が多いことから、連携や協力体制が構築されるよう努めます。

IV 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

幼児教育・保育から小学校への円滑な移行を推進し、小1プロブレム（小学校での生活になじめず、落ち着かない状態で、集団生活が困難になる場合もある。）を解消するため、教育・保育施設と小学校との連携が必要です。

現在、教育委員会の宮若市学力向上プロジェクトE事業の中で「幼児部会」を設け、保幼小の合同研修や小学校入学前後の情報交換を行っています。また、小学校の児童支援担当が教育・保育施設へ訪問し、鉛筆の持ち方などを教える取組も行っています。引き続き、連携の取組を推進します。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

I 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討

本市では新制度に移行していない幼稚園はありませんが、就労等で市内外の幼稚園等の預かり保育を利用している保護者は、新2号認定（保育認定）を受けて、施設等利用給付制度により預かり保育に係る費用が無償化されます。無償化に係る申請手続について、法定代理受領（通常は保護者が施設に一旦料金を支払い、その後保護者が市町村に請求するが、保護者と施設間の料金のやり取りを省略し、市町村から施設に費用を支払う方法）について幼稚園等と協議を行い、保護者の負担を軽減に取り組みます。

II 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

すでに本市では、特定子ども・子育て支援施設等の指導監督について、点検表を作成し、これに基づき実地指導を行っています。また、施設側への負担が軽減されるよう、福岡県の届出保育施設の指導監査と合同で実施しており、今後も継続します。



第5章

資 料 編

○宮若市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日
条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、宮若市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 4 項に規定する事項
- (3) 本市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月16日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月25日条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○宮若市こども計画策定委員会要綱

令和6年6月12日

告示第126号

(設置)

第1条 宮若市こども計画(以下「こども計画」という。)の策定に関し必要な事項を協議し、調整し、及び審議するため、宮若市こども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) こども計画の素案の作成に関する事項

(2) その他こども計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長及び市長の指定する職にある職員をもって組織する。

2 委員会の補助機関として、宮若市こども計画策定作業部会を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条第1項の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長に副市長(副市長が選任されていない場合は市長)を充て、副委員長に教育長(教育長が選任されていない場合はこども計画策定に関する事務の担当課長)を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議に必要があるときは、委員長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども計画策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○宮若市こども計画策定作業部会細則

令和6年6月12日

告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、宮若市こども計画策定委員会要綱(令和6年宮若市告示第126号)第3条第2項の規定に基づき設置する宮若市こども計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) 宮若市こども計画(以下「こども計画」という。)の素案の原案の作成に関する事項

(2) その他前号の事務に関して必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、市長の指定する職にある職員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にこども計画策定に関する事務の担当課長を充て、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 作業部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となる。

4 作業部会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 作業部会の会議に必要なときは、部会長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、こども計画策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第6期 宮若市子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和6年6月1日～令和8年5月31日

No.	種別	団体等	氏名	備考
1	公募による市民		前川 咲和	
2			松本 蓮樹	
3	子どもの保護者	保育所	山崎 千夏	
4		幼稚園	富永 里美	令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで
			田口 美香	令和7年6月1日から 令和8年5月31日まで
5		小学校	立原 佑司	
6		中学校	井上 智央	
7	子ども・子育て支援に 関する事業に従事す る者	宮若さくらこども園 園長	古森 直子	
8		特定非営利活動法人育ちと学びの 応援団 理事長	赤星 映子	
9		社会的養護者	郡 良香	
10	子ども・子育て支援に 関する関係団体から 推薦を受けた者	宮若市子育て連絡会「きらりん」 会長	豊福 美香	
11		宮若市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	宇野 千恵	
12	子ども・子育てに関し 学識経験のある者	近畿大学九州短期大学 教授	三木 一司	
13		福岡教育大学 助教	石上 洋明	
14	関係行政機関の職員	宮若市校長会 宮田北小学校校 長	花村 幸次郎	
15		福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事 務所 社会福祉課長	亀崎 満	令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで
			戸畑 典子	令和7年6月1日から 令和8年5月31日まで



宮若市

Miyawaka City

宮若市子ども計画

発行日：令和8（2026）年3月

編集：福岡県宮若市子ども家庭課

福岡県宮若市子ども家庭課

〒823-0011

福岡県宮若市宮田29番地1

TEL 0949-32-0517 / FAX 0949-32-9430

E-mail youji@city.miyawaka.lg.jp